

令和 8 年度第 1 回

一関市都市計画マスタープラン等策定懇話会

次 第

日時：令和 8 年 7 月 17 日（金）

午前 10 時 00 分～正午

場所：一関市役所本庁 2 階

全員協議会室

（委嘱状交付）

1 開 会

2 挨 拶

3 議 事

（1）計画策定の趣旨等について

（2）【都市計画マスタープラン】

- ・これまでの検討経緯について
- ・全体構想（分野別構想）について

（3）【立地適正化計画】

- ・これまでの検討経緯について
- ・誘導区域の設定方針等について

4 その他

5 閉 会

一関市都市計画マスタープラン等策定懇話会名簿

(敬称略)

【委員】

◎：会長 ○：副会長	氏 名	団 体 名 (役 職)
	阿部 徹	
	伊藤 利幸	
	黒澤 愛	
◎	北原 啓司	
○	佐々木 裕子	
	佐藤 柊平	
	鶴巻 武人	
	高橋 誠	
	千葉 博	
	富川 恵	
	蜂谷 幸夫	
	平野 和彦	
	水谷 みさえ	
	村上 恵志	
	今野 薫	一関市 副市長

【オブザーバー】

山火 健一	国土交通省東北地方整備局建政部都市・住宅整備課 建設専門官
竹谷 雄大	国土交通省東北地方整備局建政部都市・住宅整備課 企画調査係長

【事務局】

氏 名	所 属
間山 隆之	建設部長
千葉 邦雄	建設部次長兼都市整備課長
鈴木 敏宏	都市整備課課長補佐兼住まい環境係長
鈴木 善幸	都市整備課住まい環境係主任主査
鈴木 勇太	都市整備課住まい環境係主任主事

○計画策定業務委託業者

氏 名	所 属
山本 崇裕	パシフィックコンサルタンツ株式会社 東北支社 社会イノベーション事業部 プロジェクト推進室 室長
吉田 洋子	パシフィックコンサルタンツ株式会社 東北支社 社会イノベーション事業部 プロジェクト推進室 主任

○一関市都市計画マスタープラン等策定懇話会設置要綱

平成19年 9 月10日告示第214号

最終改正 令和 7 年 4 月 1 日告示第139号

(設置)

第1 一関市都市計画マスタープラン及び一関市立地適正化計画（以下「マスタープラン等」という。）の策定に関して、広く審議を行うため、一関市都市計画マスタープラン等策定懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2 懇話会は、次に掲げる事項について、調査検討する。

- (1) マスタープラン等の策定に関すること。
- (2) その他マスタープラン等に関し、必要な事項に関すること。

(組織)

第3 懇話会の委員は、15人以内とし、知識経験を有する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第4 委員の任期は、マスタープラン等の策定が完了する日までとする。

(会長及び副会長)

第5 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 懇話会は、必要に応じ市長が招集する。

(庶務)

第7 懇話会の庶務は、建設部都市整備課において処理する。

(その他)

第8 この告示に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

令和8年度 第1回

一関市都市計画マスタープラン等策定懇話会

令和8年 7月 17日

目次

I .計画策定の趣旨等.....	3
II .都市計画マスタープラン.....	8
1. 現行計画の概要.....	10
2. 第2回策定懇話会ふりかえり.....	11
3. 第2回策定懇話会の主なご意見と対応方針.....	15
4. 分野別構想改訂方針.....	31
5. 分野別構想改訂案.....	38
III .立地適正化計画.....	65
1. 立地適正化計画に定める事項.....	67
2. 第2回策定懇話会ふりかえり.....	68
3. 第2回策定懇話会の主なご意見と対応方針.....	70
4－1. 居住誘導区域の設定方針.....	76
4－2. 都市機能誘導区域の設定方針.....	107

I . 計画策定の趣旨等

1. 都市計画マスタープラン改訂及び立地適正化計画策定について

(1) 一関市都市計画マスタープラン改訂の趣旨

① 計画改訂の趣旨

「現行の一関市都市計画マスタープランは平成21年3月に策定され、一部改訂をしながら約20年にわたって運用してきました。

また、急激な少子高齢化や人口減少、自然災害の頻発など当市を取り巻く社会情勢は大きく変化していることから、これらの課題に対応し、より現状に即したかたちで当市の土地利用や都市施設の整備等などに関する方針を示すため、都市計画マスタープランの改訂を行うものです。

② 計画区域

一関市都市計画区域マスタープランの計画区域は、市域全体としています。

本市には、一関都市計画区域として一関地域、千厩地域、東山地域の3箇所に都市計画区域が設定されています。

都市計画マスタープランは、基本的に都市計画区域を対象とするものですが、自然環境との調和を図りながら望ましい都市計画を進めるための指針を定めるものであることから、都市計画区域外を含めた市域全体についての構想としています。

このため、平成23年に編入合併された藤沢地域を含め、一関市全体の計画として改訂することが必要です。

1. 都市計画マスタープラン改訂及び立地適正化計画策定について

(2) 一関市立地適正化計画の策定の趣旨

立地適正化計画では、居住誘導区域および都市機能誘導区域を設定し、効率的で暮らしやすいまちづくりを推進します。また、地域の特性や住民の意見を踏まえながら、将来にわたって持続可能な都市運営を実現するための方針を示すものです。

立地適正化計画は、都市計画マスタープランとの整合を図りながら、一関市の将来像の実現に向けた具体的な取り組みの基盤となるものです。

① 計画の期間

おおむね20年後の都市の姿を展望

おおむね5年ごとに施策の実施状況について調査、分析及び評価、必要な場合は変更(見直し)

② 計画の区域

一関地域の都市計画区域

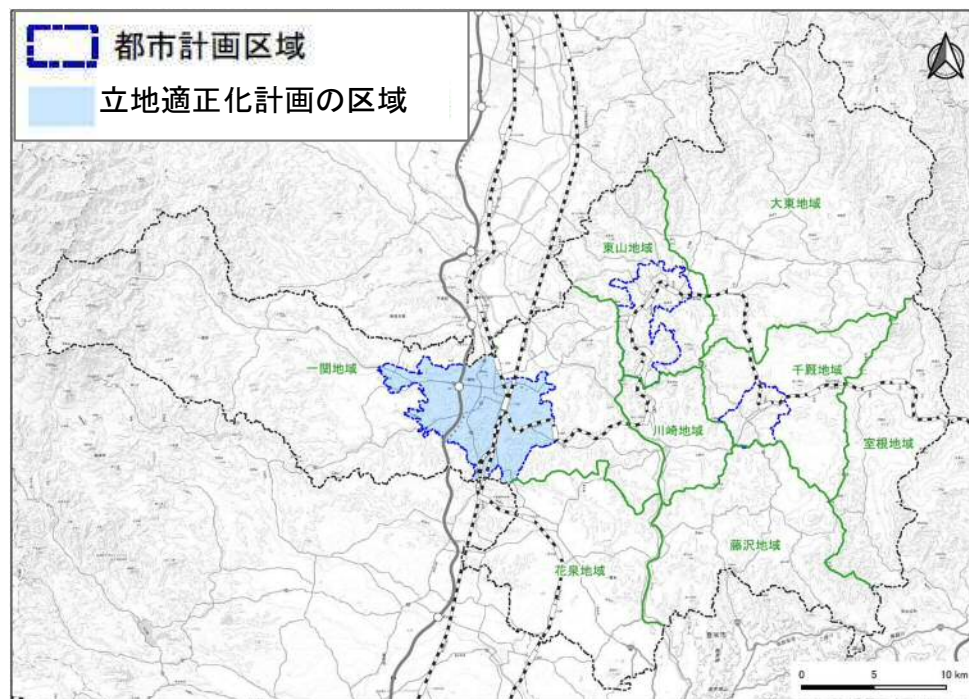
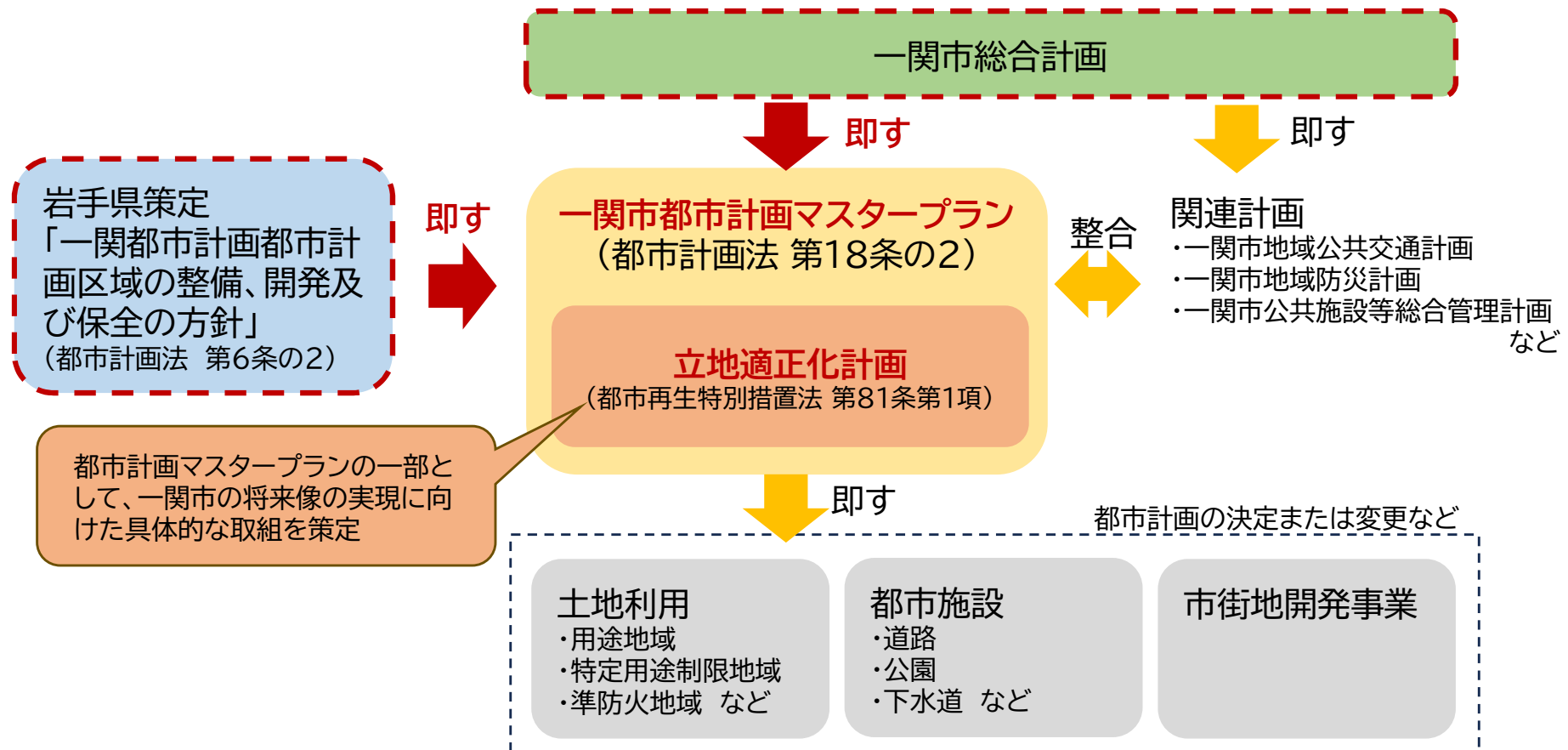


図 立地適正化計画の対象区域

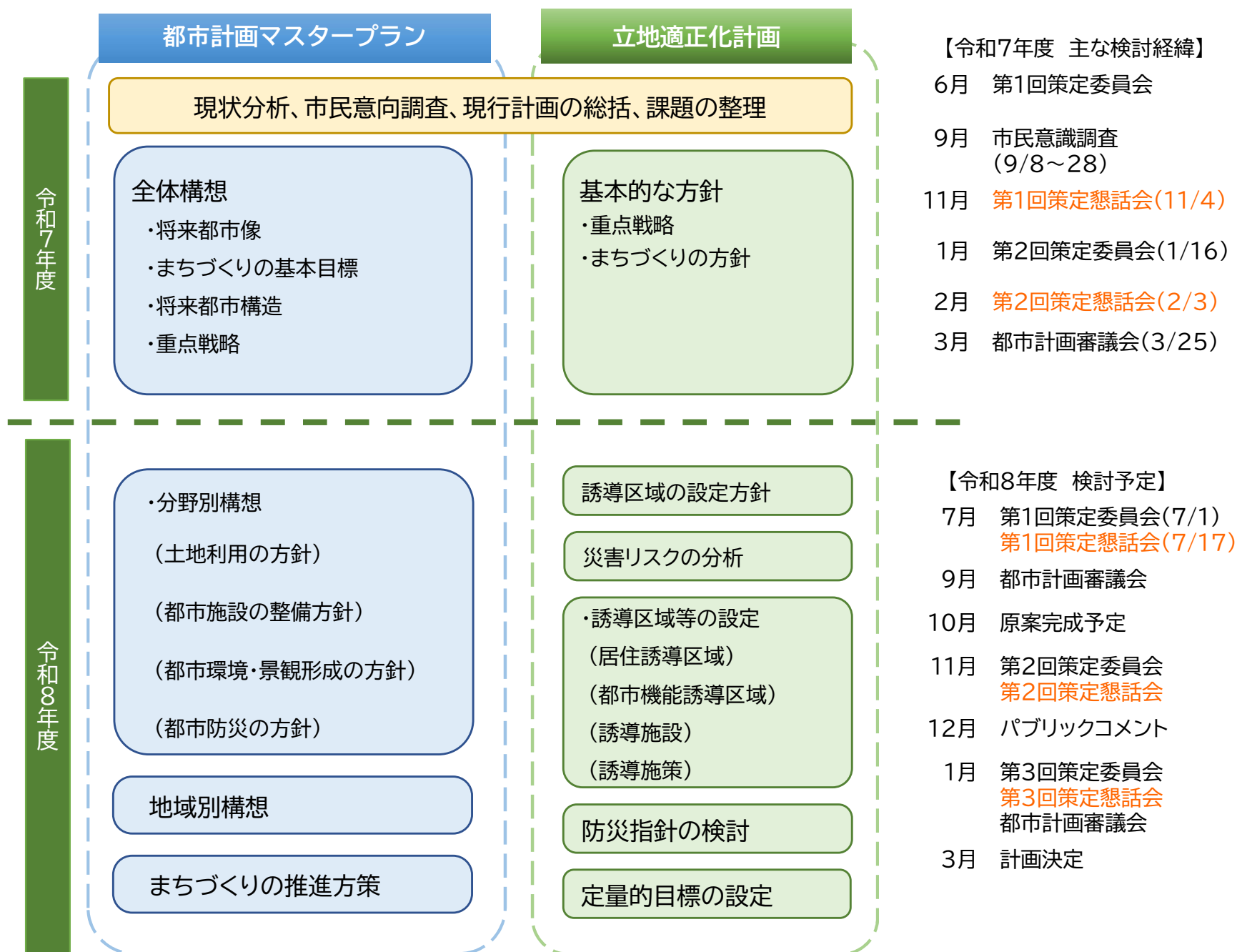
1. 都市計画マスタープラン改訂及び立地適正化計画策定について

(3) 計画の位置付け

・一関市都市計画マスタープラン・立地適正化計画は、一関市総合計画、岩手県が策定する「一関都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して、定めることされています。



2. これまでの経緯と今後のスケジュール



Ⅱ. 都市計画マスタープラン

Ⅱ．都市計画マスタープラン

これまでの議論のふりかえり

1. 現行計画の概要

I. 序論 都市マスとは、現況と課題

II. 全体構想

【将来都市像】 目指すべき将来の都市像
人と自然が織りなし 活力あふれる 交流拠点都市 いちのせき

【まちづくりの基本目標】 将来都市像の実現に向けた基本目標

1. 利便性・快適性・安全性に優れ、効率的で機能的なまちづくり
2. 広域的な連携と交流が活発に行われるまちづくり
3. 産業が活性化し、賑わいと活力あふれるまちづくり
4. 自然と調和した個性と魅力があふれるまちづくり

【将来都市構造】
基本目標で掲げた都市の実現に向けた将来の都市構造

【分野別構想】 分野ごとのまちづくりの基本方針

1. 土地利用の方針
2. 都市施設の整備方針
3. 都市環境・景観形成の方針
4. 都市防災の方針
5. ひとにやさしいまちづくりに関する施策の方針

【地域別構想】 地域ごとのまちづくりの基本方針

一関地域、花泉地域、大東地域、千厩地域、東山地域、室根地域、川崎地域

今回の
議題

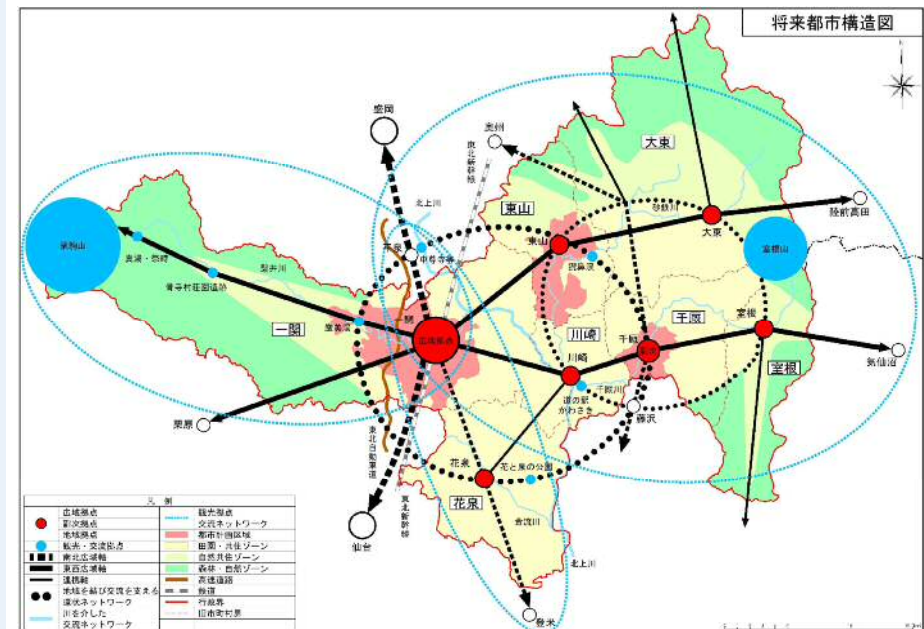
III. 地区別構想

(都市計画区域ごとのまちづくりの方針)

一関中央地区
一関東部地区
一関西部地区
千厩地区
東山地区

IV. まちづくりの推進方策

(まちづくりの方針の実現に向けた市民、行政の役割など、推進方策)



将来都市構造図

2. 第2回策定懇話会ふりかえり

(1) 一関市都市計画マスタープラン改訂方針（留意点）

「重点戦略」の新設や重複記載の整理、進行管理の強化など、より実効性と分かりやすさを重視した改訂とします。

① 重点的な取組の明確化【法定計画(分野・エリア)ゆえの読みにくさの解消】

現行計画は、課題設定、目標・方針、施策のつながりが弱く、重点的なまちづくりの目的、そのためにやるべきことが見えにくくなっています。

このため、将来都市像の実現に向け、具体的な取組方針を明確化します。「重点戦略」を新設し、短期的に取り組む内容を明示します。

新たに策定する立地適正化計画を視野に入れた「重点戦略」を設定し、都市マスと立地適正化計画の連携を明確に示します。

② 構成の簡潔化と分かりやすさの向上【市町村合併に配慮した構成から“一関”の成長を描く計画へ】

現行計画は、市町村合併直後の策定ということもあり、合併前からの各地域のまちづくりを踏襲しているため、「地域別構想」に加えて、都市計画区域を有する地域については「地区別構想」があるなど、記載内容の重複、わかりにくさがあります。

このため、“一関”を一体のまちとしてどうしていくのかをわかりやすく伝えることができる計画とします。

“一関”全体のまちづくりの方向性を「全体構想」で示し、さらに「重点戦略」を追加し、一関のまちづくりの道筋を明確化します。各地域のまちづくりの方向性については、「地域別構想」と「地区別構想」を1本化し、構成を簡潔にし、わかりやすくします。

③ 計画の進行管理と見直し【しっかりと進捗管理できる計画に】

現行計画は、課題設定、目標・方針、施策のつながりが弱く、現行計画検証の結果、具体的な施策展開がなされていない方針があります。

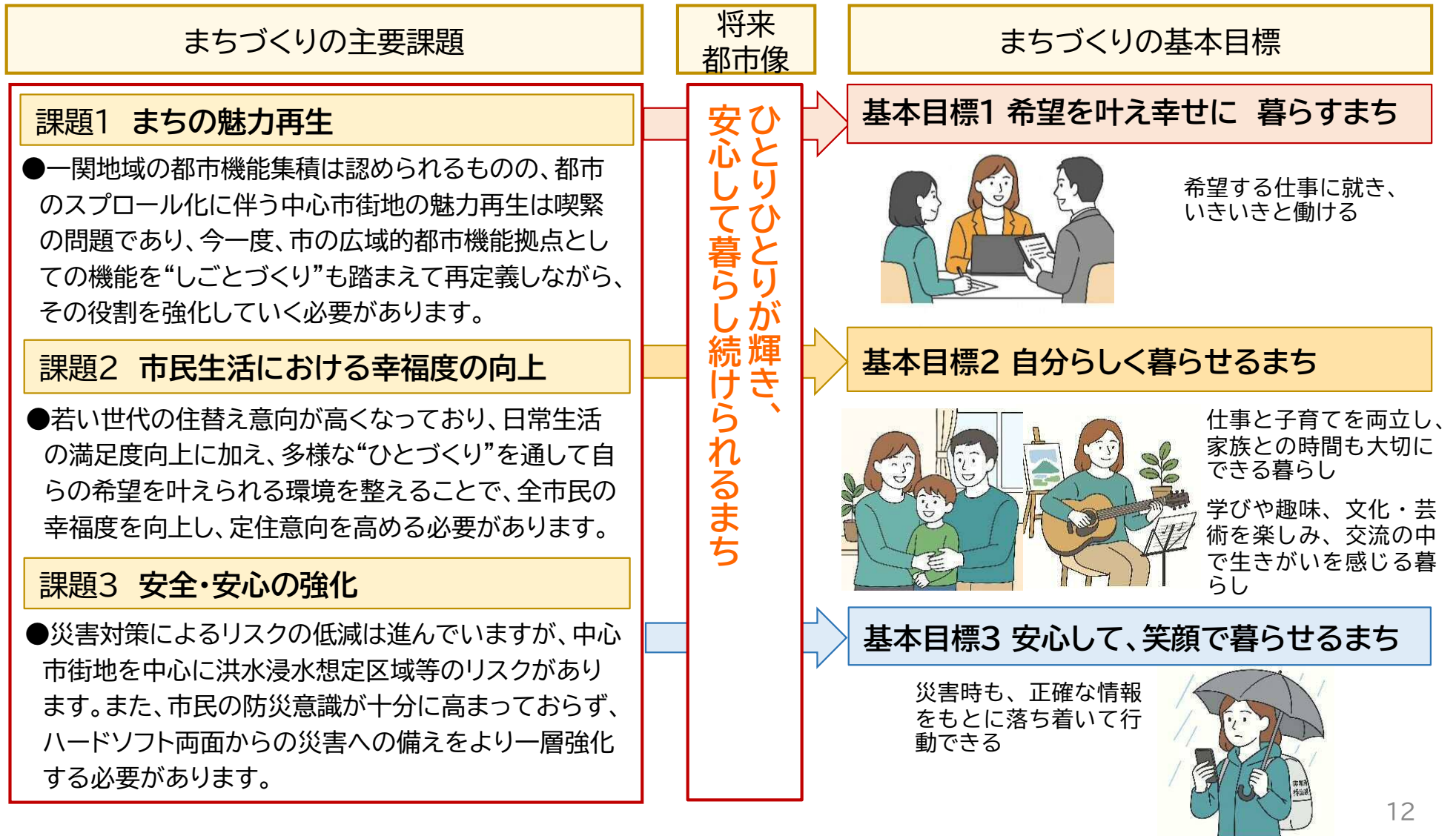
そのため、目標・方針と取組の対応関係を整理し、計画の進捗状況をしっかり把握できる構成とします。

2. 第2回策定懇話会ふりかえり

第2回懇話会

(2) 将来都市像・まちづくりの基本目標

主要課題を解決に向けて、どのようなまちの姿を目指すのか、課題と都市の将来像の結びつきを明確にします。



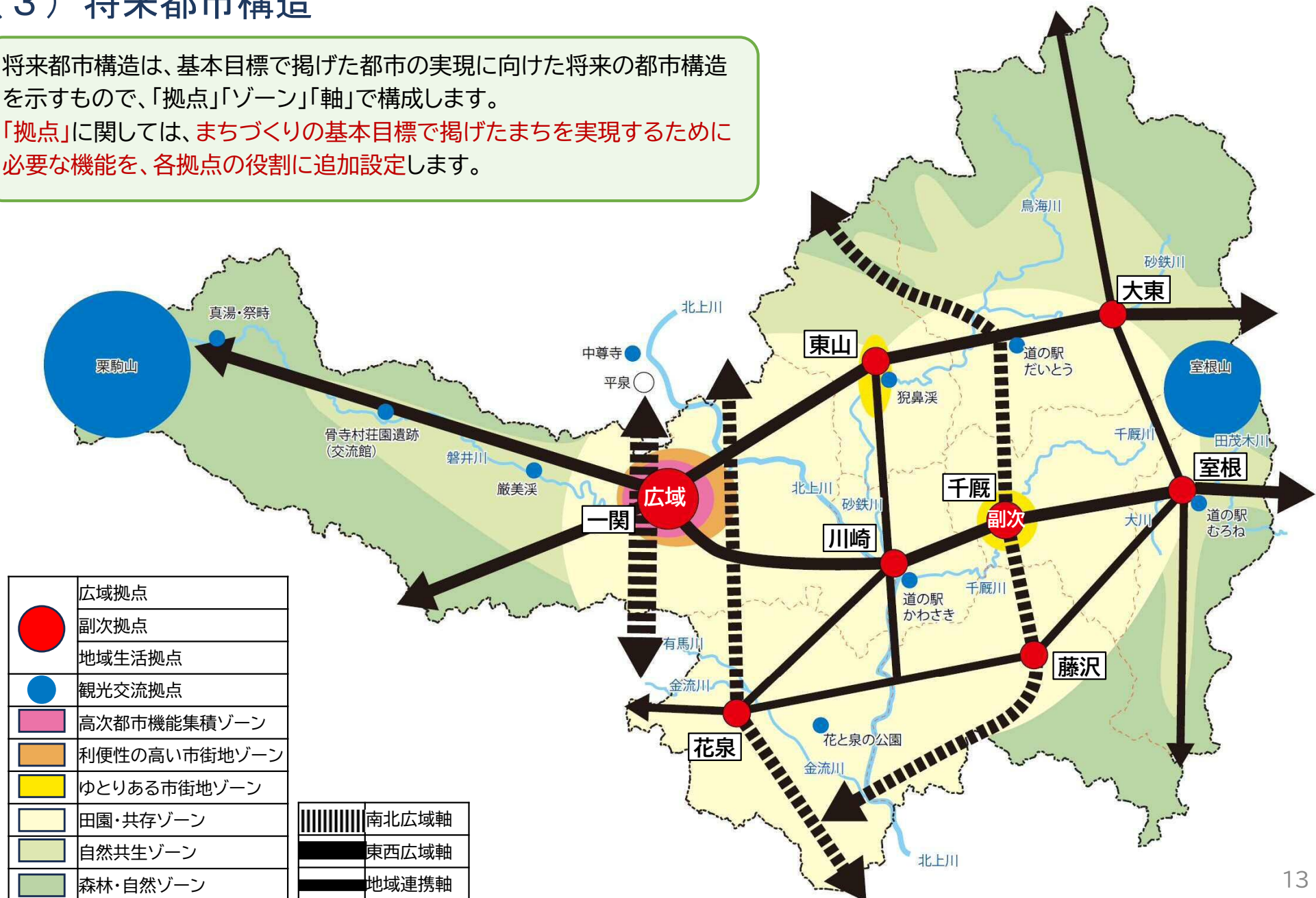
2. 第2回策定懇話会ふりかえり

第2回懇話会

(3) 将来都市構造

将来都市構造は、基本目標で掲げた都市の実現に向けた将来の都市構造を示すもので、「拠点」「ゾーン」「軸」で構成します。

「拠点」に関しては、まちづくりの基本目標で掲げたまちを実現するために必要な機能を、各拠点の役割に追加設定します。



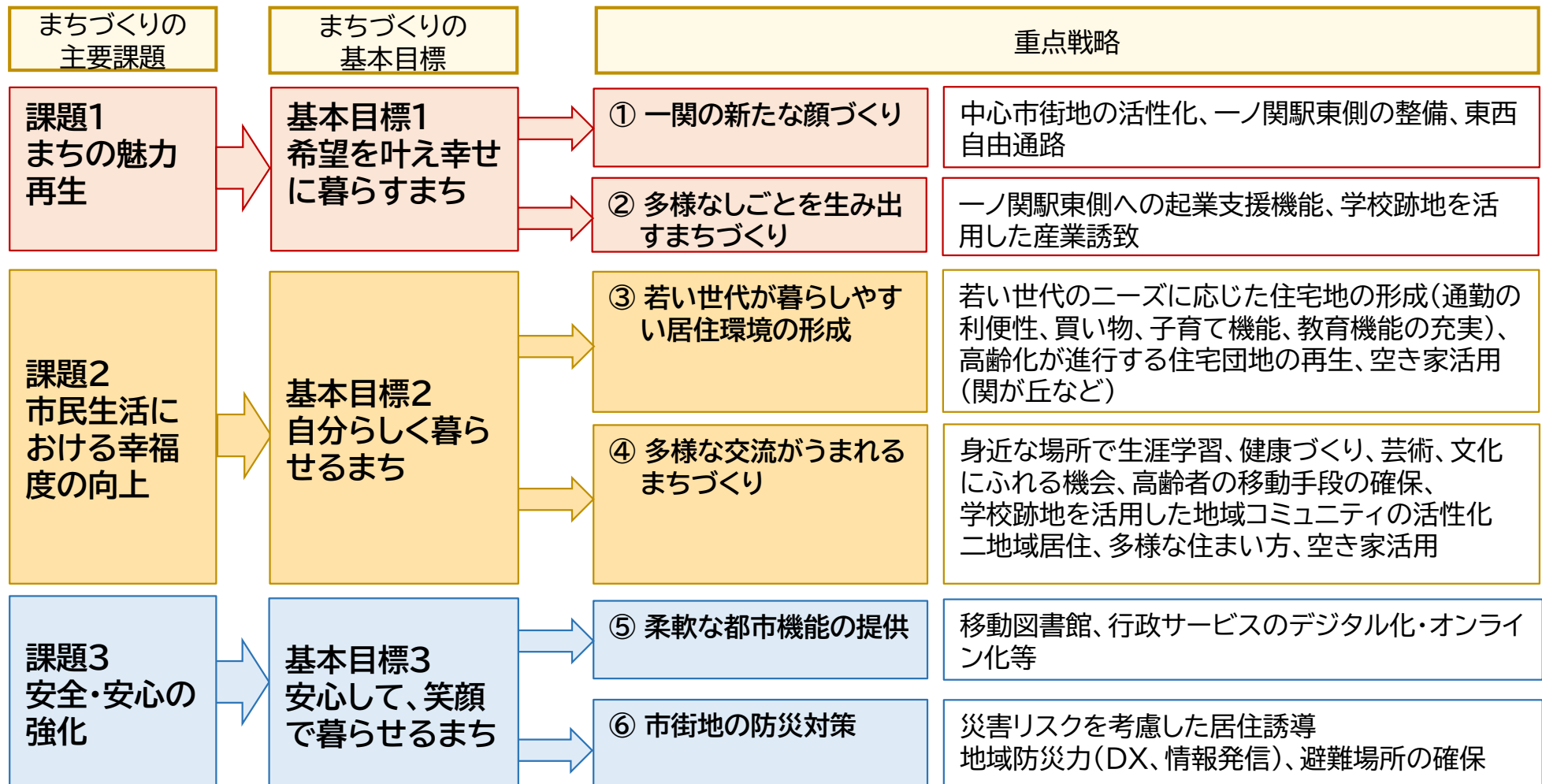
2. 第2回策定懇話会ふりかえり

第2回懇話会

(4) 重点戦略

「重点戦略」を新設し、主要課題の解決に向けた短期的・重点的な取組を明確化します。

新たに策定する立地適正化計画を視野に入れた「重点戦略」を設定し、都市マスと立地適正化計画の連携を明確に示します。



3. 第2回策定懇話会の主なご意見と対応方針

(1) 将来都市構造に関するご意見

(1) 拠点・ゾーンの表現に関するご意見

ご意見

- ・各地域の市街地の役割が適切に伝わる表現とすべき。
- ・千厩地域・東山地域以外にも、地域生活を支える「市街地」に相当するゾーンが必要。



修正案

- ・地域生活拠点に、「市街地」・「居住」に関する役割を追記。
- ・副次拠点、地域生活拠点の周辺のゾーンの名称を「田園居住ゾーン」に修正。
- ・森林・自然などは、関係法令による区域指定に準じたゾーニングに修正。

(2) 広域連携・都市構造に関する意見

ご意見

- ・一関市は岩手県南・宮城県北を含む生活圏を形成しており、南北連携に加え、気仙沼市等との東西連携の考え方を明確にすべき



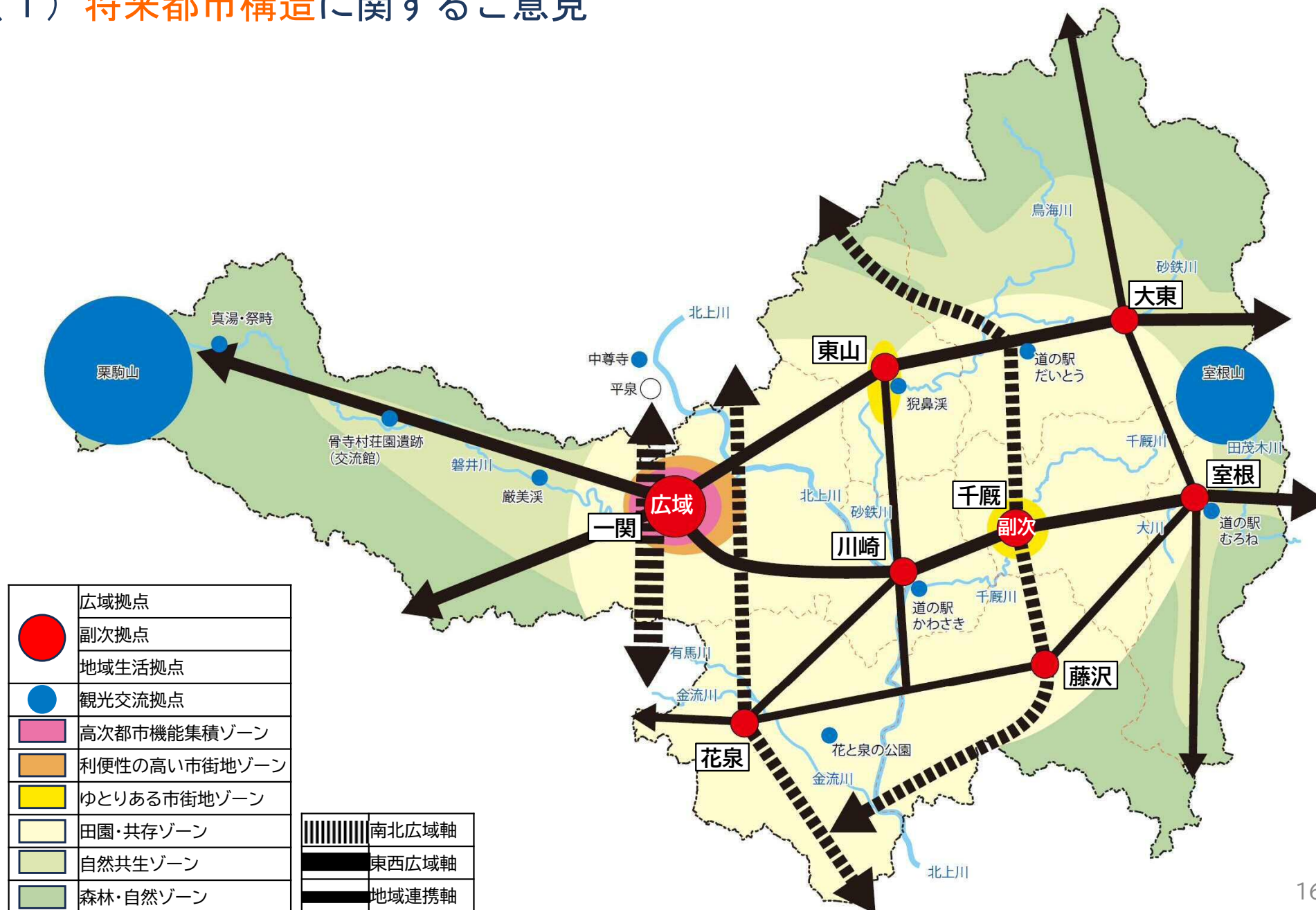
修正案

- ・説明文および都市構造図において、連携軸を明示し、必要に応じて具体的地名を記載

3. 第2回策定懇話会の主なご意見と対応方針

第2回懇話会

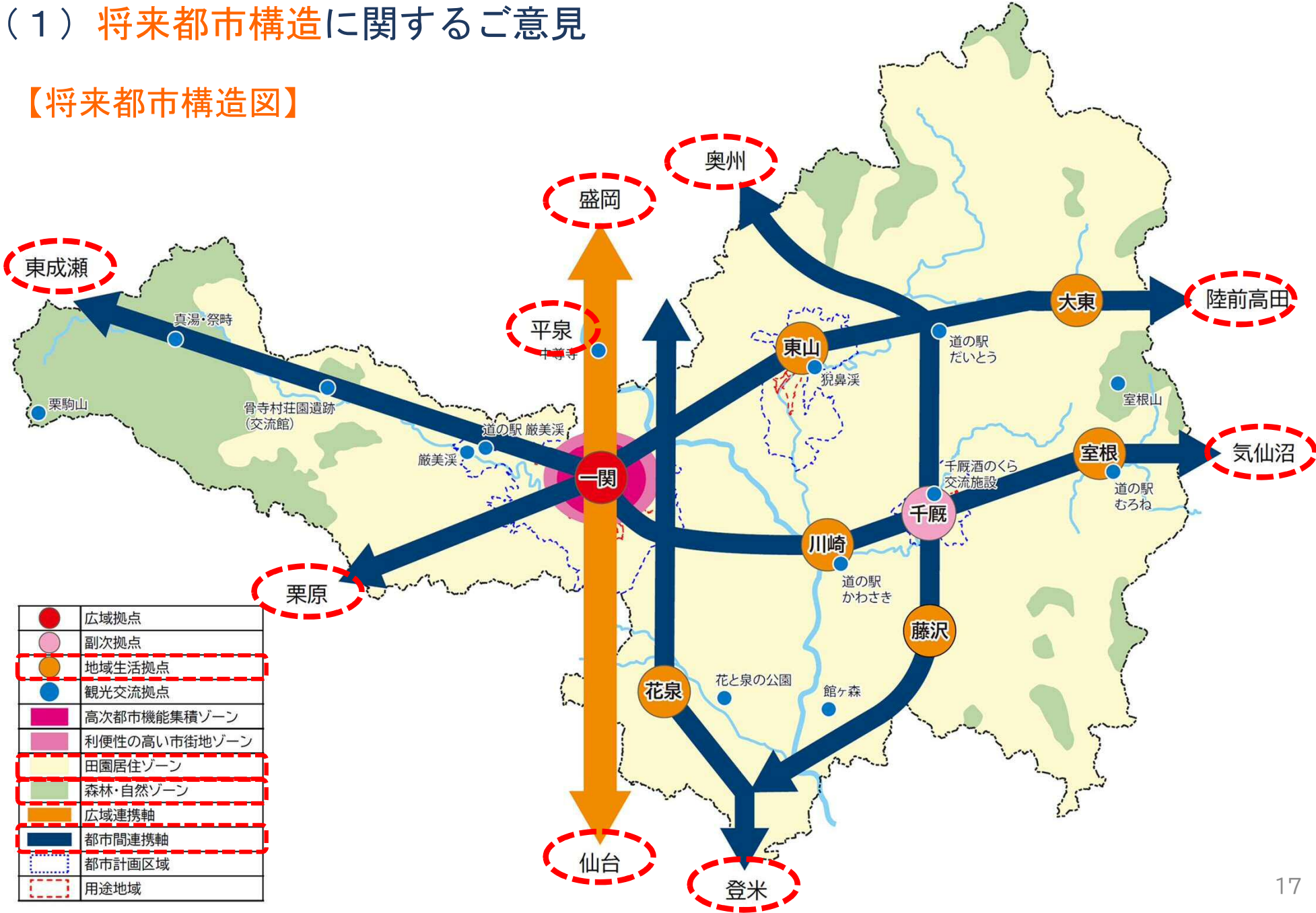
(1) 将来都市構造に関するご意見



3. 第2回策定懇話会の主なご意見と対応方針

(1) 将来都市構造に関するご意見

【将来都市構造図】



3. 第2回策定懇話会の主なご意見と対応方針

(1) 将来都市構造に関するご意見

●●●：現行計画からの変更箇所

【拠点】

表 拠点の種類

拠点の種類	拠点の役割
広域拠点	本市及び岩手県南・宮城県北の生活・活動を支える広域的都市機能集積地 自分みがきの拠点(教育・生涯学習、イノベーション)、暮らしやすさを支える機能
副次拠点	広域拠点の機能を補完し、主に本市の東部地域の生活・活動を支える都市機能集積地 暮らしやすさを支える機能
地域生活拠点	市民の日常生活に対応し、日々の生活・活動を支える都市機能集積地
観光交流拠点	地域の文化、自然環境等を核に広域からの流入を促進する代表的な観光地

3. 第2回策定懇話会の主なご意見と対応方針

(1) 将来都市構造に関するご意見

●●●：第2回懇話会からの変更箇所

【拠点】

表 拠点の種類

拠点の種類	拠点の役割
広域拠点	一関市の中心となる市街地として、商業・業務、行政、交通、教育・生涯学習、交流などの高次な都市機能を集積し、市民生活や広域的な活動を支える拠点。 岩手県南・宮城県北を含む広域的な生活・交流の中心として、にぎわいの創出と都市機能の利便性向上を図る。
副次拠点	広域拠点を補完しながら、主に市東部地域の暮らしや活動を支える拠点。日常生活に必要な都市機能を維持・充実し、地域の暮らしやすさを高める。 また、暮らしに必要な機能が整った、ゆとりある居住環境を形成する。
地域生活拠点	各地域において、買い物、医療・福祉、行政サービス、交流など、市民の日常生活に必要な機能を身近に確保し、地域での暮らしを支える拠点。 また、暮らしに必要な機能が整った、ゆとりある居住環境を形成する。
観光交流拠点	地域の文化、歴史、自然環境などを生かし、市内外からの来訪や交流を促進する拠点。観光資源の魅力向上と周辺地域との連携により、交流人口の拡大と地域のにぎわい創出を図る。

3. 第2回策定懇話会の主なご意見と対応方針

(1) 将来都市構造に関するご意見

【ゾーン】

表 ゾーンの種類

ゾーンの種類	ゾーンの役割
高次都市機能集積ゾーン	これまで集積されてきた商業・業務機能、サービス機能、その他の都市機能により、利便性が高い市街地の形成を図るゾーン (一関地域の用途地域(近商、商業他))
利便性の高い市街地ゾーン	多様な都市機能にアクセスしやすく、安全で利便性が高い市街地の形成を図るゾーン (一関地域の用途地域(住居系))
ゆとりある市街地ゾーン	暮らしに必要な機能が整ったゆとりある市街地の形成を図るゾーン (千厩地域、東山地域の用途地域)
田園・共存ゾーン	優良農地の保全と活用を基本に、既存集落との共存を図るゾーン
自然共生ゾーン	森林・自然環境の保全と活用を基本に、既存集落との共存を図るゾーン
森林・自然ゾーン	森林・自然環境の保全を基本に、自然と調和しながら共存を図るゾーン

3. 第2回策定懇話会の主なご意見と対応方針

(1) 将来都市構造に関するご意見

●●●：第2回懇話会からの変更箇所

【ゾーン】

表 ゾーンの種類

ゾーンの種類	ゾーンの役割
高次都市機能集積ゾーン	一関地域の中心市街地において、商業・業務、サービス、交流などの高次な都市機能が集積するゾーン。 広域拠点としての利便性やにぎわいを高めるため、既存の都市機能を維持・強化し、中心市街地の魅力と回遊性の向上を図る。
利便性の高い市街地ゾーン	商業・医療・福祉、子育て支援、公共交通など、日常生活に必要な都市機能にアクセスしやすい市街地を示すゾーン。 安全で快適な居住環境を確保しながら、日常生活の利便性が高い市街地の形成を図る。
田園居住ゾーン	地域生活拠点や既存集落の周辺に広がる、農地や自然環境と調和した暮らしの場を示すゾーン。拠点における生活機能と連携しながら、良好な居住環境と田園環境の維持を図る。
森林・自然ゾーン	栗駒国定公園、室根高原県立自然公園、蓬萊山自然環境保全地域、保安林などの豊かな森林・自然環境を保全するゾーン。自然の恵みや景観を守りながら、自然と共生する土地利用を図る。

3. 第2回策定懇話会の主なご意見と対応方針

(1) 将来都市構造に関するご意見

【 軸 】

表 軸の種類

軸の種類	軸の役割
南北広域軸	東北自動車道、国道4号、東北新幹線、東北本線などからなる南北方向の交通体系
東西広域軸	国道284号、国道342号、大船渡線などからなる東西方向の広域的な交通体系
地域連携軸	各拠点間、観光交流拠点間を結び地域の連携や交流を促進する道路体系

3. 第2回策定懇話会の主なご意見と対応方針

(1) 将来都市構造に関するご意見

●●●：第2回懇話会からの変更箇所

【 軸 】

表 軸の種類

軸の種類	軸の役割
広域連携軸	東北自動車道、国道4号、東北新幹線、JR東北本線などを骨格として、盛岡市、仙台市など県内外の主要都市との広域的な移動や交流、産業活動を支える連携軸。
都市間連携軸	国道284号、国道342号、国道343号、国道456号、国道457号、JR大船渡線などにより、奥州市、平泉町、陸前高田市、栗原市、登米市、気仙沼市などの周辺都市との交流・連携を支える連携軸。

3. 第2回策定懇話会の主なご意見と対応方針

(2) 重点戦略に関するご意見

(1) 重点戦略④「多様な交流がうまれるまちづくり」に関するご意見

ご意見

- ・ 高校生や若者が電車待ち時間等を過ごせる「居場所」が必要。「居場所づくり」「滞留空間」などの概念を、重点戦略に明確にするべき
- ・ 鉄道が通っていない地域における交通拠点や拠点間のつながりを明確にするべき

修正案

- ・ 「多様な交流」「居場所づくり」といったキーワードを追加
- ・ 広域拠点への公共交通でのアクセスの確保を追加

(2) 重点戦略⑥「市街地の防災対策」に関するご意見

ご意見

- ・ 災害後の復旧・復興を見据えた「事前復興」の視点を計画に盛り込むべき

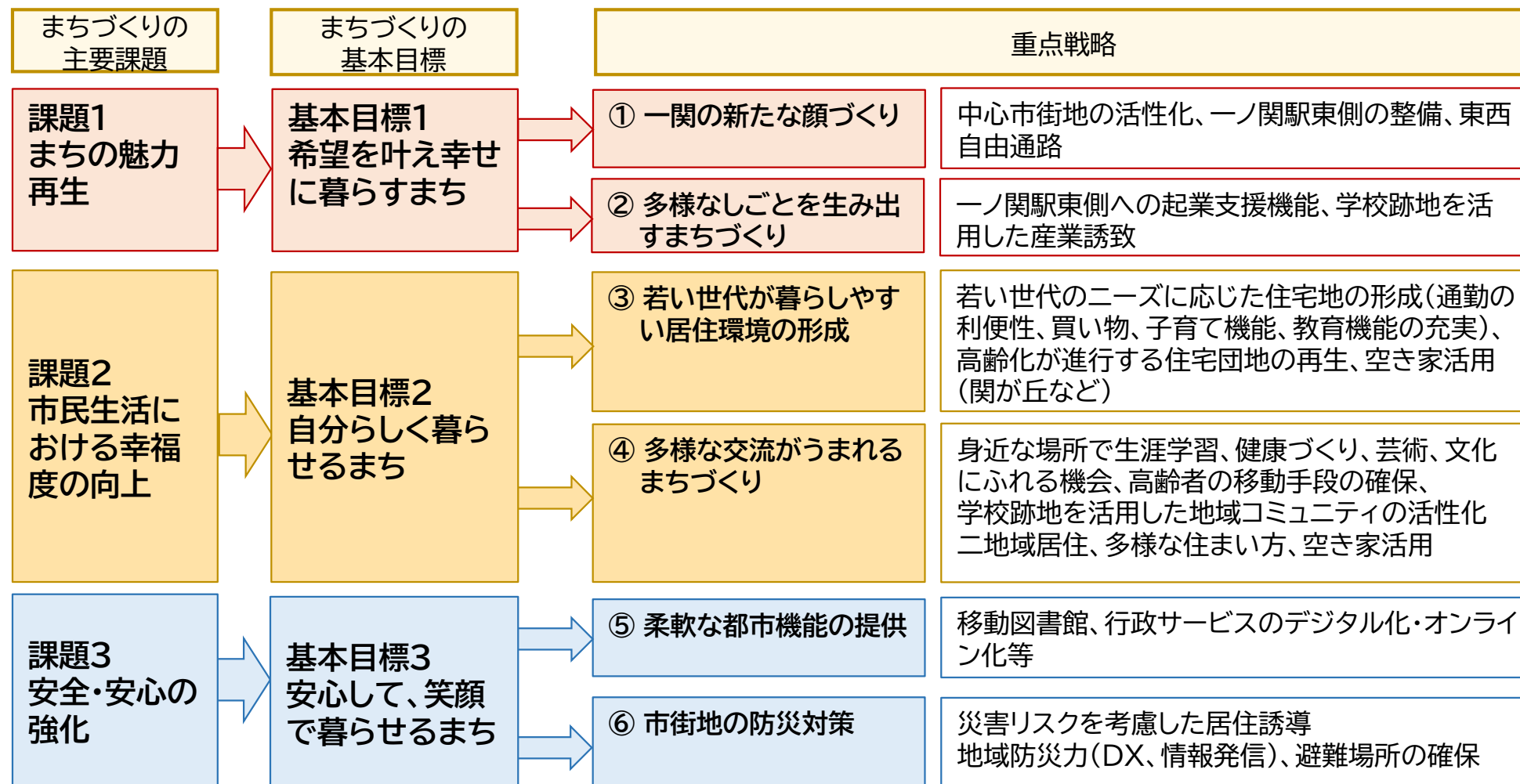
修正案

- ・ 「防災力の強化」の視点を追加

3. 第2回策定懇話会の主なご意見と対応方針

第2回懇話会

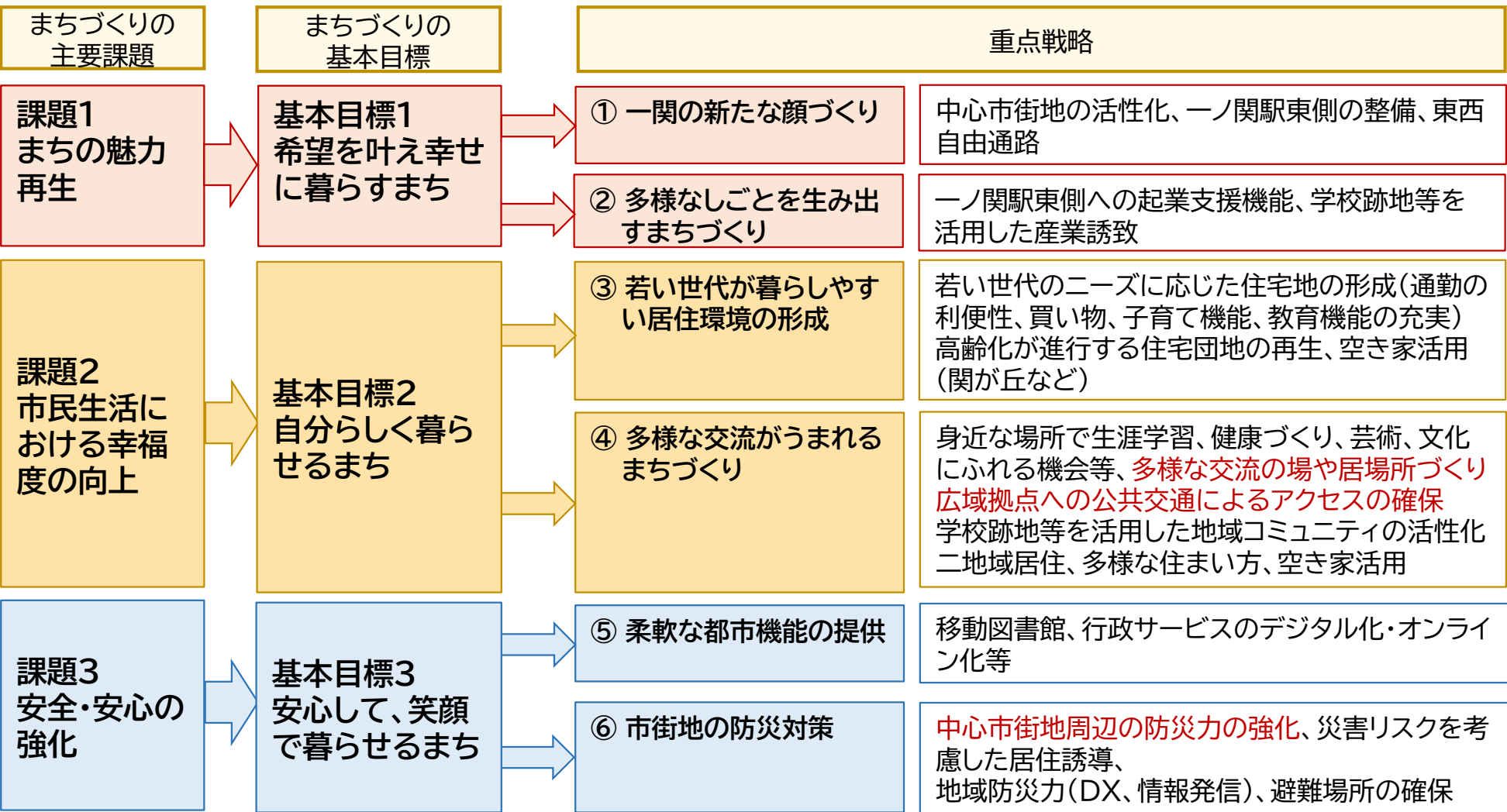
(2) 重点戦略に関するご意見



3. 第2回策定懇話会の主なご意見と対応方針

(2) 重点戦略に関するご意見

●●●：第2回懇話会からの変更箇所



3. 第2回策定懇話会の主なご意見と対応方針

第2回懇話会

(2) 重点戦略に関するご意見

① 一関の新たな顔づくり

中心市街地や一ノ関駅周辺は、多様な都市機能が集積し、公共交通の利便性も高い地域です。市全体の利便性を支える重要な拠点であり、近年は大規模工場の撤退に伴う土地利用転換が進んでいます。市は駅東口の跡地取得を進め、官民連携による新たな土地活用を検討中です。これらの契機を活かし、中心市街地の活性化や東西自由通路の整備によって、東西市街地の連携を強化し、一体感のある「新たな一関の顔」づくりを推進します。

② 多様なしごとを生み出すまちづくり

人口減少の主因は若年層の流出とUターンの少なさにあります。若者のニーズに合った働く場の不足が要因として考えられます。駅東口への起業支援機能の導入や学校跡地等への産業誘致などを通じて、多様な仕事や雇用機会の創出に取り組みます。

③ 若い世代が暮らしやすい居住環境の形成

市民意向調査では、若い世代ほど住替え意向が高く、公共交通や買い物の利便性を重視する傾向が見られます。市街地には子育て・教育・文化・買い物など、若い世代が求める都市機能が集積しており、今後もこれらの機能維持に取り組みます。また、高齢化や空き家増加が進む住宅団地等についても、若い世代が移り住みやすい環境整備を図ります。

④ 多様な交流がうまれるまちづくり

公民館の市民センター化や保健センターでの健康づくりなど、地域での交流・学習の場が充実しています。市中心部では図書館や文化センターを中心に生涯学習の場を整備しています。地域活動への参加率や満足度が若い世代ほど低い傾向があるため、学校跡地の活用による地域コミュニティの活性化、良好な田園風景や風土を活かし、移住・二地域居住・交流の促進にも取り組みます。さらに、高齢者をはじめとする移動が困難な方々が安心して安全に外出できるように、公共交通の充実を図ります。

⑤ 柔軟な都市機能の提供

市街地周辺には低密度の田園集落が広がり、今後の人口減少に伴い都市機能や公共交通へのアクセスが困難になる可能性があります。定期市の開催、移動販売、移動図書館、行政サービスのデジタル化・オンライン化など柔軟な手法を活用し、住民が暮らしやすい都市機能の提供に取り組みます。

⑥ 市街地の防災対策

一関市には浸水や土砂災害のリスクが高い地域が多く存在します。災害リスクを考慮した居住誘導や、地域防災力の強化(DX・情報発信)、避難路、避難場所の確保など、災害リスクの軽減に取り組みます。

3. 第2回策定懇話会の主なご意見と対応方針

●●●：第2回懇話会からの変更箇所

(2) 重点戦略に関するご意見

① 一関の新たな顔づくり

中心市街地や一ノ関駅周辺は、多様な都市機能が集積し、公共交通の利便性も高い地域です。市全体の利便性を支える重要な拠点であり、近年は大規模工場の撤退に伴う土地利用転換が進んでいます。市は駅東口の跡地取得を進め、官民連携による新たな土地活用を検討中です。これらの契機を活かし、中心市街地の活性化や東西自由通路の整備によって、東西市街地の連携を強化し、一体感のある「新たな一関の顔」づくりを推進します。

② 多様なしごとを生み出すまちづくり

人口減少の主因は若年層の流出とUターンの少なさにあります。若者のニーズに合った働く場の不足が要因として考えられます。駅東口への起業支援機能の導入や学校跡地等への産業誘致などを通じて、多様な仕事や雇用機会の創出に取り組みます。

③ 若い世代が暮らしやすい居住環境の形成

市民意向調査では、若い世代ほど住替え意向が高く、公共交通や買い物の利便性を重視する傾向が見られます。市街地には子育て・教育・文化・買い物など、若い世代が求める都市機能が集積しており、今後もこれらの機能維持に取り組みます。また、高齢化や空き家増加が進む住宅団地等についても、若い世代が移り住みやすい環境整備を図ります。

④ 多様な交流がうまれるまちづくり

公民館の市民センター化や保健センターでの健康づくりなど、地域での交流・学習の場が充実しています。市中心部では図書館や文化センターを中心とした多様な交流が生まれる居場所づくりに取り組みます。地域活動への参加率や満足度が若い世代ほど低い傾向があるため、学校跡地等の活用による地域コミュニティの活性化、良好な田園風景や風土を活かし、移住・二地域居住・交流の促進にも取り組みます。一ノ関駅周辺の広域拠点にアクセスしやすい公共交通の維持・充実に取り組みます。

⑤ 柔軟な都市機能の提供

市街地周辺には低密度の田園集落が広がり、今後の人口減少に伴い都市機能や公共交通へのアクセスが困難になる可能性があります。定期市の開催、移動販売、移動図書館、行政サービスのデジタル化・オンライン化など柔軟な手法を活用し、住民が暮らしやすい都市機能の提供に取り組みます。

⑥ 市街地の防災対策

一関市には浸水や土砂災害のリスクが高い地域が多く存在します。中心市街地周辺の防災力の強化、災害リスクを考慮した居住誘導、地域防災力の強化(DX・情報発信)、避難路、避難場所の確保など、災害リスクの軽減に取り組みます。

Ⅱ. 都市計画マスタープラン

本日、ご議論いただきたいこと

⇒分野別構想改訂案

4. 分野別構想改訂方針

(1) 現行計画の分野別構想の構成 (分野ごとのまちづくりの基本方針)

1 土地利用の方針		①基本方針
		②商業・業務地の方針
		③工業地の方針
		④住宅地の方針
		⑤沿道サービス用地の方針
		⑥市街地内緑地の方針
		⑦生産系・保全系緑地の方針
2 都市施設の整備方針	2-1都市施設 交通体系	①基本方針
		②広域・市内ネットワークの整備方針
		③道路の歩行者空間・環境整備の方針
		④公共交通整備の方針
	2-2都市施設 公園・緑地	①基本方針
		②都市公園・都市緑地の整備方針
	2-3都市施設 上・下水道	①基本方針
		②下水道・上水道の整備方針
3 都市環境・景観形成の方針		①基本方針
		②自然的環境の保全・整備方針
		③都市環境の保全・整備方針
		④都市景観の形成方針
4 都市防災の方針		①基本方針
		②都市防災対策の方針
5 ひとにやさしいまちづくりに関する施策の方針		①基本方針
		②地域コミュニティの形成方針
		③ユニバーサルデザインのまちづくりの方針
		④住宅整備の方針
		⑤福祉・子育て環境の向上方針
		⑥主要な公共施設の整備方針
		⑦情報化に対応したまちづくりの方針

4. 分野別構想改訂方針

(2) 分野別構想の改訂方針

一関市都市計画マスタープラン改訂方針(留意点)を踏まえ、「重点戦略」の新設や重複記載の整理、進行管理の強化など、より実効性と分かりやすさを重視した改訂とします。

① 重点的な取組の明確化 【法定計画(分野・エリア)ゆえの読みにくさの解消】

分野別構想の改訂事項	概要
a. 将来都市構造、重点戦略の反映	・将来都市構造の拠点、ゾーン、軸の考え方を分野別構想に反映します。 ・新たに設定した「重点戦略」に関する事項を分野別構想に反映します。
b. 社会潮流の反映	・社会潮流の反映をしたなかで、直接的に重点戦略に反映しませんでした が、中長期的な視点で取り組むことが必要な事項を反映します。
c. 上位・関連計画の反映	・上位・関連計画等の改訂等により、方針等が変更となっている事項を反映します。

4. 分野別構想改訂方針

(2) 分野別構想の改訂方針

一関市都市計画マスタープラン改訂方針(留意点)を踏まえ、「重点戦略」の新設や重複記載の整理、進行管理の強化など、より実効性と分かりやすさを重視した改訂とします。

② 構成の簡潔化と分かりやすさの向上 【市町村合併に配慮した構成から“一関”の成長を描く計画へ】

分野別構想の改訂事項	概要
a. 各分野の構成の統一	・現行計画では、各分野に「①基本方針」が設定されていますが、「①基本方針」への記載内容、②以降の方針の記載内容に統一性がなく、わかりにくい面があります。 ・このため、各分野の記載を統一することで、読みやすくします。
b. 類似個所の集約	・類似した記載を集約し、簡潔化、読みやすくします。
c. 重複個所の集約	・重複した記載を集約し、読みやすくします。
d. 計画書の構成のわかりやすさの向上	・現行計画の分野別構想においては、分野においては文章が長く、何についての方針かわかりにくい個所があります。 ・方針の文章が長い場合は、小見出しを設定し、記載内容をわかりやすくします。 ・方針の改訂に合わせて、小見出しや文章表現を見直します。

4. 分野別構想改訂方針

(2) 分野別構想の改訂方針

一関市都市計画マスタープラン改訂方針(留意点)を踏まえ、「重点戦略」の新設や重複記載の整理、進行管理の強化など、より実効性と分かりやすさを重視した改訂とします。

③ 計画の進行管理と見直し【しっかりと進捗管理できる計画に】

分野別構想の改訂事項	概要
a.記載レベルの統一	・現行計画の分野別構想においては、分野の方針と取組が一体的に記載されており、中には具体的な施策展開がない方針もあります。方針に対してどのような取組が行われたのか、施策、事業が明確になっておらず、施策の実施状況を把握しにくい状況です。 ・具体的な取組については、「重点戦略」、「地域別構想」にて記載することとし計画の進捗状況をしっかり把握できる構成とします。 ・分野別構想は、各分野の方針、施策の方向性を記載することとし、具体的な制度事業、施設名称等は記載しないなど、記載レベルを統一します。
b.施策実施状況等の反映 (時点更新)	・現行計画を総括した結果を踏まえ、取組や事業が完了したことなどにより、施策の方向性の位置付けの必要性がなくなったものを更新します。

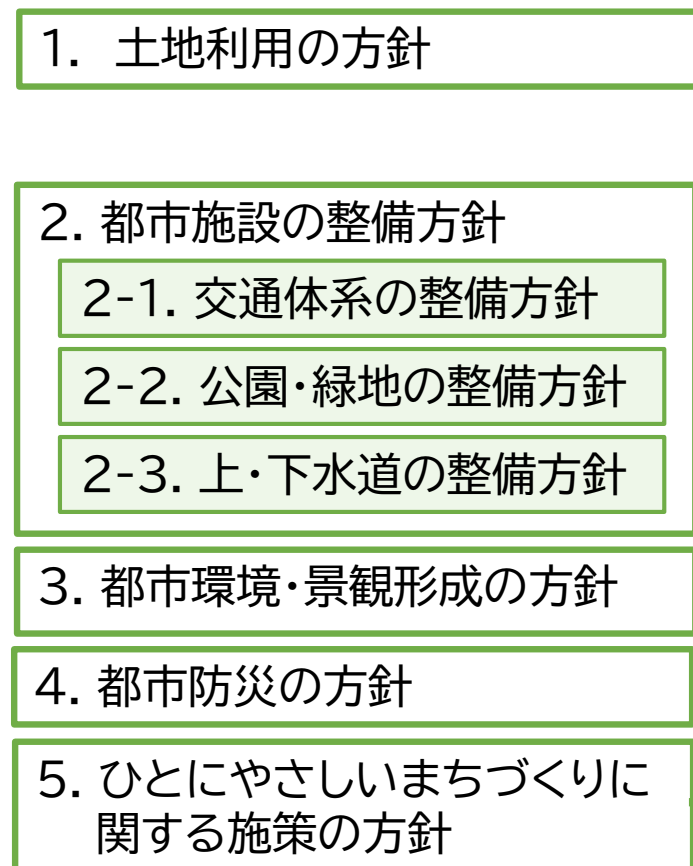
4. 分野別構想改訂方針

(3) 分野別構想改訂のポイント

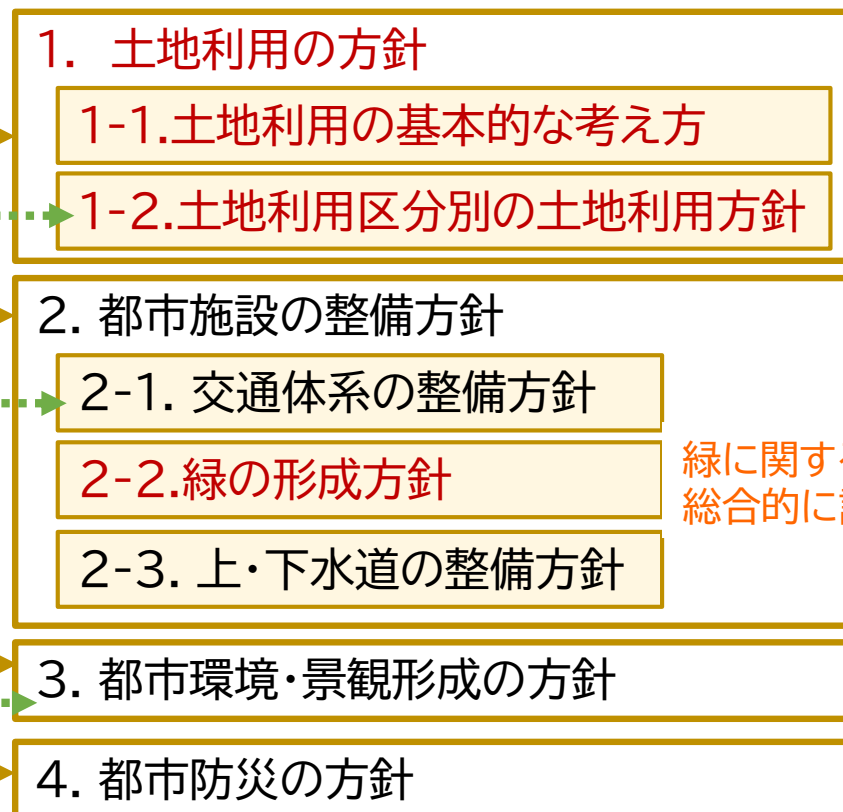
① 分野の構成の見直し

- ・分野別構想の構成を以下のように変更します。
- ・「5. ひとにやさしいまちづくりに関する施策の方針」は、内容を他分野に組替えし、項目は削除します。

【現行計画の分野の構成】



【分野の構成の改訂案】



都市計画に
基づく考え方
土地利用区分別
の考え方

緑に関する方針を
総合的に記載

各分野に集約

4. 分野別構想改訂方針

(3) 分野別構想改訂のポイント

② 重点戦略の反映

・新たに設定した「重点戦略」に関する事項を分野別構想に反映します。

表 重点戦略と分野別構想の対応

		分野別構想					
		土地 利用	都市施設			都市環境・ 景観形成	都市 防災
			交通	緑	上下水		
重点戦略	① 一関の新たな顔づくり	●	●	●		●	
	② 多様なしごとを生み出すまちづくり	●					
	③ 若い世代が暮らしやすい居住環境の形成	●			●		
	④ 多様な交流がうまれるまちづくり	●	●				
	⑤ 柔軟な都市機能の提供	●	●			●	
	⑥ 市街地の防災対策				●		●

5. 分野別構想改訂案

●●●：現行計画の変更箇所

1 土地利用の方針

1－1 土地利用の基本的な考え方

<土地利用の基本方針>

- ◆ 市民生活の安全性・快適性の確保、生産性の向上に配慮しながら土地需要に対する調整を行い、貴重な文化遺産や自然環境、景観と調和した、将来にわたって各地域の均衡ある持続的発展が可能となる土地の保全・活用に努めます。
- ◆ 各地域の特性と地域間のバランスに配慮しながら適切な機能の分担・配置を行い、これらの有機的な連携を図るなど、全市的な視点に立った土地利用に努めます。
- ◆ 環境や景観に配慮しつつ、農業者の生産基盤の確保に努めます。

(P35③a.記載レベルの統一)

<都市計画区域に関する方針>

- ◆ 都市計画区域については、現在の指定区域を基本として、農林業との調整を図りながら、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全します。

(P35③b.施策実施状況等の反映)

<用途地域に関する方針>

- ◆ にぎわいのある商業地、居住環境の向上を図る住宅地、工業地の適切な配置など、望ましい市街地の形成に向け、用途地域内における土地利用の的確な規制・誘導を図りながら土地利用の増進を促進します。

(P35③b.施策実施状況等の反映)

- ◆ 都市の発展を支える産業用地については、企業ニーズや周辺環境の保全・調和等を総合的に判断した上で、農林業との調整を図りながら計画的に土地需要に対する調整を行います。

5. 分野別構想改訂案

●●●：現行計画の変更箇所

1 土地利用の方針

1－1 土地利用の基本的な考え方

<用途地域以外の方針>

- ◆ 都市計画区域内の用途地域が指定されていない白地地域については、自然環境や地域計画との連動を加味し営農環境と調和した土地利用を図ります。
(P32①c. 上位・関連計画の反映、P35③a.記載レベルの統一)

<都市計画区域外の方針>

- ◆ 都市計画区域外では、都市的土地利用と自然的・農業的土地利用との計画的な調整を図りながら、集落地の良好な生活環境の維持・保全と、農地、森林等の自然環境の保全・調和を図ります。
(P35③a.記載レベルの統一)

5. 分野別構想改訂案

1 土地利用の方針

1－2 土地利用区分別の土地利用方針

●●●：現行計画の変更箇所
●●●：重点戦略の反映箇所

① 基本方針

【関連する重点戦略】

- ◆ 商業・業務地は、官公庁を含む業務施設や店舗・事務所等の立地を誘導するとともに、多様なしごとを創造する機能を配置し、広域拠点、各地域生活拠点としてふさわしいにぎわいの形成と商業・業務の利便性の向上を図ります。
(P32①a. 将来都市構造、重点戦略の反映)
- ◆ 工業地は、工場・倉庫などの工業施設の立地を誘導し、工業地としての利便性の向上を図ります。
- ◆ 住宅地は、定住環境の整備を促進しながら、居住環境の向上を図ります。
- ◆ 沿道サービス用地は、自動車利用者に対応した、沿道サービス施設を中心に立地を誘導します。
- ◆ 生産系・保全系緑地は、市街地を囲んで広がる良好な営農環境、山林と潤いのある豊かな居住環境が調和する地域として保全します。

① 一関の新たな顔づくり

中心市街地の活性化、一ノ関駅東側の整備、東西自由通路

② 多様なしごとを生み出すまちづくり

一ノ関駅東側への起業支援機能、学校跡地等を活用した産業誘致

5. 分野別構想改訂案

1 土地利用の方針

1－2 土地利用区分別の土地利用方針

●●●：現行計画の変更箇所
●●●：重点戦略の反映箇所

② 商業・業務地の方針

<用途地域内の商業・業務地の方針>

(P34②d. 計画書の構成のわかりやすさの向上)

- ◆ 市の中心市街地である一関地域の商業地については、**本市の顔**として、その機能の充実を図るべく、**商業・業務機能、サービス機能、教育・生涯学習機能等の都市機能の強化**に努め、**街なかへの人の誘導**を図ります。
- ◆ **一ノ関駅東口工場跡地**は、「**賑わい創出機能**」、「**産業基盤の創出機能**」、「**公的機能**」を効果的に配置することにより、**新たな取組が持続的に生まれるまちの実現**を図ります。
- ◆ **一ノ関駅周辺地域における東西地区の回遊性の確保や駅周辺の整備による商業・業務機能の強化**を図り、**利便性の高い中心市街地として再構築**します。
- ◆ **千厩地域、東山地域の商業・業務地**については、今後も**暮らしやすさを支える機能の維持**に努めます。
- ◆ **歴史ある建物などの地域資源を交流や地域活動の場として活用し、地域コミュニティの醸成とにぎわいの創出**に努めます。

(P32①a. 将来都市構造、重点戦略の反映、P34②b. 類似箇所の集約)

【関連する重点戦略】

① 一関の新たな顔づくり

中心市街地の活性化、一ノ関駅東側の整備、東西自由通路

② 多様なしごとを生み出すまちづくり

一ノ関駅東側への起業支援機能、学校跡地等を活用した産業誘致

④ 多様な交流がうまれるまちづくり

身近な場所で生涯学習、健康づくり、芸術、文化にふれる機会、高齢者の移動手段の確保、学校跡地等を活用した地域コミュニティの活性化、二地域居住、多様な住まい方、空き家活用

5. 分野別構想改訂案

1 土地利用の方針

1－2 土地利用区分別の土地利用方針

② 商業・業務地の方針

●●●：現行計画の変更箇所
●●●：重点戦略の反映箇所

<用途地域外・都市計画区域外の商業・業務地の方針>

(P34②d. 計画書の構成のわかりやすさの向上)

- ◆ これまで地域の生活拠点としての役割を担ってきた各地域生活拠点に形成されている商業・業務地については、地域ニーズに対応した商業機能の充実に努めます。
- ◆ 日々の生活・活動を支える都市機能については、既存施設を有効活用しながら、施設の複合化等による機能の充実に図るとともに、地域生活拠点に配置し、誰もが利用しやすい機能的な拠点の形成を図ります。
- ◆ 各地域に伝わるまつりや伝統芸能などの伝統文化を活かし、市民の参加と交流を促進することで、地域コミュニティの醸成とにぎわいの創出を図ります。(P32①a. 将来都市構造、重点戦略の反映、P34②b. 類似箇所の集約)

【関連する重点戦略】

② 多様なしごとを生み出すまちづくり

一ノ関駅東側への起業支援機能、学校跡地等を活用した産業誘致

④ 多様な交流がうまれるまちづくり

身近な場所で生涯学習、健康づくり
芸術、文化にふれる機会
高齢者の移動手段の確保
学校跡地等を活用した地域コミュニティの活性化
二地域居住、多様な住まい方、空き家活用

⑤ 柔軟な都市機能の提供

移動図書館、行政サービスのデジタル化・オンライン化等

5. 分野別構想改訂案

●●●：現行計画の変更箇所

1 土地利用の方針

1－2 土地利用区分別の土地利用方針

③ 工業地の方針

＜用途地域内＞(P34②d. 計画書の構成のわかりやすさの向上)

- ◆ 一関東工業団地などの大規模工場が集積している地区については、工業拠点として位置付け、既存の産業基盤や交通利便性を生かしながら、企業の操業環境の維持・向上を図るとともに、関連産業の集積や新たな企業立地を促進し、地域産業の活性化に努めます。

(P32①c. 上位・関連計画の反映)

- ◆ 沿道サービス用地を除く準工業地域は、大規模集客施設の無秩序な立地を抑制し、周辺への環境悪化をもたらすおそれのない工場を誘導します。

(P35③a.記載レベルの統一)

＜用途地域外・都市計画区域外＞

(P34②d. 計画書の構成のわかりやすさの向上)

- ◆ 現在整備中の(仮称)一関インター西産業用地等の用途地域外・都市計画区域外の工業地については、農林業との調和に配慮しながら、工場等の立地を誘導します。

(P34②d. 計画書の構成のわかりやすさの向上)

- ◆ 企業の立地動向や産業構造の変化を踏まえ、周辺環境との共生に配慮しつつ、計画的な産業用地の確保に努めます。また、学校跡地等の遊休地や未利用地の活用等を図り、多様な企業ニーズに対応した産業用地の確保に努めます。

(P32①c. 上位・関連計画の反映、P35③b.施策実施状況等の反映)

5. 分野別構想改訂案

1 土地利用の方針

●●●：現行計画の変更箇所
●●●：重点戦略の反映箇所

1－2 土地利用区分別の土地利用方針

④ 住宅地の方針

<用途地域内> (P34②d. 計画書の構成のわかりやすさの向上)

- ◆ 用途地域内の住宅地については、子育て支援、買い物等の暮らしに必要な都市機能にアクセスしやすい利便性の高い居住環境を形成します。
- ◆ 用途地域内で都市基盤の整った住宅地は、その市街地環境の保全を図るとともに、高齢化により空き家が増加している住宅団地等においては、子育て世代の移住や多世代居住を促進するため、土地利用規制等を見直します。(P32①a. 将来都市構造、重点戦略の反映)
- ◆ 都市基盤が未整備の住宅地は、道路、公園、上下水道等の生活基盤施設の整備水準の向上により、良好な住環境を形成します。

(P35③a. 記載レベルの統一)

<用途地域外・都市計画区域外>

(P34②d. 計画書の構成のわかりやすさの向上)

- ◆ 都市計画区域内の用途地域が指定されていない白地地域については、無秩序な市街地の拡大・拡散を抑制することを基本とし、周辺の自然環境や景観と調和した住環境の形成を図ります。
- ◆ 都市計画区域外の住宅地は、良好な生活環境を維持・形成しながら、田園集落としての環境・景観を保全します。
- ◆ U・I・Jターンや二地域居住等の新たなライフスタイルへのニーズに対し、関係団体等と連携しながら、農家住宅をはじめとした空き家ストックの活用を促進します。

(P32①a. 将来都市構造、重点戦略の反映、P34②b. 類似箇所の集約)

【関連する重点戦略】

③ 若い世代が暮らしやすい居住環境の形成

若い世代のニーズに応じた住宅地の形成(通勤の利便性、買い物、子育て機能、教育機能の充実)
高齢化が進行する住宅団地の再生、空き家活用(関が丘など)

④ 多様な交流がうまれるまちづくり

身近な場所で生涯学習、健康づくり、芸術、文化にふれる機会、高齢者の移動手段の確保、学校跡地等を活用した地域コミュニティの活性化、二地域居住、多様な住まい方、空き家活用

5. 分野別構想改訂案

●●●：現行計画の変更箇所

1 土地利用の方針

1－2 土地利用区分別の土地利用方針

⑤ 沿道サービス用地の方針

- ◆ 国道や主要地方道など、主要幹線道路の沿道(主に路線型の準工業地域、近隣商業地域に指定されている地区)については、大規模集客施設の立地を抑制するとともに背後地の住宅地に配慮した土地利用の形成に努めます。

⑥ 生産系・保全系緑地の方針

- ◆ 平地地域から中山間地域まで農用地が広がり、地域の特性が異なることから、自然条件と地域の特性を生かし、水稻を基幹に畜産、野菜、花き、果樹等を組みあわせた複合経営を展開するとともに、地域計画との連携を前提とした基盤整備事業、集落営農組織の法人化等の推進に取り組み、効率的かつ安定的な農業の展開を図ります。
- ◆ 農村が持つ豊かな自然や生態系、美しい景観等の維持保全に努めながら、農村地域と都市地域等との調和のとれた地域開発、快適な生活環境の確保を図ります。

(P32①c. 上位・関連計画の反映)

- ◆ 栗駒山、室根山から続く丘陵地は、保全系緑地として、水源かん養機能、災害防止機能などの公益的機能の維持のため、その保全に努めるとともに、豊かな自然環境を生かした、教育・文化・レクリエーション活動の場として活用します。

5. 分野別構想改訂案

●●●：現行計画の変更箇所

2 都市施設の整備方針

2－1 交通体系の整備方針

① 基本方針

- ◆ 広域的な交流連携や経済活動の活発化を促進するため、広域的なネットワーク機能を果たす幹線道路網について早期の整備促進を目指します。また、日常生活における安全で便利な交通を確保し、市民の一体感の醸成や地域の均衡ある発展が可能となるよう、**広域・市内の道路ネットワークの形成を推進します。**

(P35③b. 施策実施状況等の反映)

- ◆ 歩行者や自転車、車椅子利用者にとっても常に安心・安全で快適に利用することができるユニバーサルデザインに配慮した歩行者空間・環境整備を推進します。

(P34②d. 計画書の構成のわかりやすさの向上)

- ◆ **多様な公共交通資源により、拠点間や地域内を円滑に移動できる公共交通ネットワークの形成を推進します。**

(P32①c. 上位・関連計画の反映)

5. 分野別構想改訂案

●●●：現行計画の変更箇所

2 都市施設の整備方針

2－1 交通体系の整備方針

② 広域・市内ネットワークの整備方針

<広域ネットワークの整備方針>

- ◆ 東北自動車道や三陸沿岸道路、みやぎ県北高速幹線道路のインターチェンジ等の交通拠点へのアクセス向上を図るとともに、南北方向の大動脈である国道4号の4車線化、東西方向の横軸となる国道284号、342号の整備に加え、国道343号のトンネル整備を関係機関と連携して促進し、バイパス整備やその他改良整備とあわせて交通機能の向上を図ります。
- ◆ 内陸部と沿岸部を結び、交通量の多い国道284号については、一関中心部と気仙沼市間の交流を促進し、世界遺産「平泉」と沿岸部の観光地を軸とした広域的な観光ネットワークの構築を目指し、関係機関と連携して高規格道路の整備を促進します。
- ◆ 岩手県南部から宮城県北部にかけて集積が進む自動車関連事業所間のサプライチェーンをより強固なものとし、今後の事業所誘致においても優位な基盤を形成するため、国道4号を補完する主要地方道一関北上線等の南北軸の整備について、関係機関と連携して整備を促進します。

(P35③b.施策実施状況等の反映)

5. 分野別構想改訂案

●●●：現行計画の変更箇所

2 都市施設の整備方針

2－1 交通体系の整備方針

② 広域・市内ネットワークの整備方針

<市内ネットワークの整備方針>

- ◆ 少子高齢化が進行する現状を踏まえ、市内のどの地域からでも通勤、通学、通院、買い物等が円滑に行える市内道路ネットワークの形成に向けて、地域の実情を踏まえつつ、優先度の高い路線から効率的・効果的な整備を促進します。
- ◆ 都市計画道路については、都市計画道路が持つべき役割と現在・将来の社会・経済情勢及び国や県の事業との関連などを総合的に判断し、実効性・実現性のある計画となるように見直し、整備を推進します。
(P35③b.施策実施状況等の反映)
- ◆ 産業用地の整備の際は、国道などの主要な広域ネットワークへ円滑に自動車交通を処理する道路の整備を積極的に推進します。
(P32①c. 上位・関連計画の反映)

5. 分野別構想改訂案

2 都市施設の整備方針

2－1 交通体系の整備方針

●●●：現行計画の変更箇所
●●●：重点戦略の反映箇所

③ 道路の歩行者空間・環境整備の方針

【関連する重点戦略】

<ユニバーサルデザインに配慮した歩行者空間整備の方針>

(P34②d. 計画書の構成のわかりやすさの向上)

- ◆ 歩行者や自転車、車椅子利用者の安全を確保するため、歩道・自転車道の整備を進めるとともに、歩道の段差解消、勾配緩和等を図り、市民生活に最も密着した生活道路や通学路の安全対策の充実に努めます。
- ◆ 外国語標記も加えた見やすく、わかりやすい案内標識の設置や、視覚障害者誘導ブロック等の整備を推進します。

(P34②b. 類似箇所の集約)

<道路修景整備等の方針>

- ◆ 電線類の地中化、舗装の高質化、街路灯のデザイン化、橋梁等構築物の修景化、街路樹の植栽等を行い、ゆとりと潤いのある道づくりを進めます。
- ◆ 中心市街地においては、市や地域のシンボルとなる魅力ある駅前広場、幹線道路の整備、歩行者空間(オープンスペース)の確保等を進め、個性と魅力ある居心地の良いウォーカブルな空間を形成します。

(P32①a. 将来都市構造、重点戦略の反映)

① 一関の新たな顔づくり

中心市街地の活性化、一ノ関駅東側の整備、東西自由通路

5. 分野別構想改訂案

2 都市施設の整備方針

2-1 交通体系の整備方針

④ 公共交通整備の方針

<持続可能な公共交通ネットワークの形成>

(P34②d. 計画書の構成のわかりやすさの向上)

- ◆ JR線などの鉄道や市内各地域を結ぶ路線バス、タクシー、地域内交通である市営バスやデマンド型乗合タクシー等、多様な交通資源により、**拠点間交通と地域内交通の維持確保**を図ります。
- ◆ 多様な主体によって運行される**公共交通の乗り継ぎを円滑にさせるとともに、誰もが利用しやすい公共交通サービス**を構築します。
- ◆ **地域の実情に応じた公共交通サービスの充実と利用促進**に努めます。
(P32①a. 将来都市構造、重点戦略の反映、c. 上位・関連計画の反映)

<一ノ関駅東西の連携強化>

(P34②d. 計画書の構成のわかりやすさの向上)

- ◆ 一ノ関駅においては駅東地区及び他地域からの利便性を高めるため、一ノ関駅東口周辺道路網の整備などにより、東口へのアクセス性の向上を図ります。また、**東西自由通路の整備を検討**するとともに市の玄関口にふさわしい駅舎の改修を要望します。

(P32①a. 将来都市構造、重点戦略の反映)

●●●：現行計画の変更箇所
●●●：重点戦略の反映箇所

【関連する重点戦略】

① 一関の新たな顔づくり

中心市街地の活性化、一ノ関駅東側の整備、**東西自由通路**

④ 多様な交流がうまれるまちづくり

身近な場所で生涯学習、健康づくり、芸術、文化にふれる機会等、多様な交流の場や居場所づくり

広域拠点への公共交通によるアクセスの確保

学校跡地等を活用した地域コミュニティの活性化
二地域居住、多様な住まい方、空き家活用

⑤ 柔軟な都市機能の提供

移動図書館、**行政サービスのデジタル化・オンライン化等**

5. 分野別構想改訂案

2 都市施設の整備方針

●●●：現行計画の変更箇所

2－2 緑の形成方針

① 基本方針

- ◆ 栗駒山エリア、室根山エリア、館ヶ森エリア周辺の良好な自然環境・景観の保全に努めるとともに、観光・レクリエーション施設としての活用を促進します。
- ◆ 豊かな自然環境を活かした水と緑を中心とした観光・交流拠点、森林レクリエーション拠点、スポーツ・レクリエーション拠点を位置付け、これらの拠点間を幹線道路で結び回遊性を高め、市域全体の水と緑のネットワークの形成を図ります。
- ◆ ゆとりのある魅力的な都市空間の創造と良好な居住環境の実現を図るため、緑の保全・活用を推進します。
(P34②a. 各分野の構成の統一、P35③a. 記載レベルの統一)
- ◆ 道路環境を豊かにする街路樹の整備をはじめ、市民との協働により公共施設や民有地の緑化、花壇づくりを進め、美しい豊かな環境づくりを推進します。

5. 分野別構想改訂案

2 都市施設の整備方針

●●●：現行計画の変更箇所

2－2 緑の形成方針

② 自然環境の保全の方針

- ◆ 森林は、国土の保全機能、水源かん養機能、保健休養機能、地球温暖化防止機能などの多面的な公益的機能を有することから、その機能を持続的に発揮できるよう森林資源の適切な保全と整備を推進します。

(P35③a.記載レベルの統一)

- ◆ 栗駒国定公園や室根高原県立自然公園については、市の代表的な観光・交流拠点と位置付け、恵まれた自然環境の保全に努めるとともに、自然体験型観光などの観光資源としての活用を推進します。

(P34②a. 各分野の構成の統一(基本方針から移動))

- ◆ 里山をはじめ市街地の身近な自然は、自然とのふれあいの場として、また、都市景観の要素として保全を進めるとともに、市民が親しめる森を整備するなど、自然系レクリエーションの場として活用を促進します。

(P35③b.施策実施状況等の反映)

- ◆ 用途地域内に残る農地、森林は、都市に潤いを与える緑の空間として、また、市民農園やレクリエーションの場としての活用など、多面的な機能を有していることから、その機能を残した宅地化の誘導に努めます。

(P34②b. 類似箇所の集約)

5. 分野別構想改訂案

2 都市施設の整備方針

●●●：現行計画の変更箇所

2－2 緑の形成方針

② 自然環境の保全の方針

- ◆ 用途地域外の農地、森林については、無秩序な宅地化を抑制し、市街地を囲む貴重な環境要素として保全します。
(P34②b. 類似箇所の集約)
- ◆ 河川には、周囲の自然や景観に配慮した親水空間として、市民が親しみを持てる美しい河川の保全に努めます。
(P35③b. 施策実施状況等の反映)
- ◆ 開発行為等が行われる場合は、周囲の自然環境と調和したものとなるように、事業者への指導に努めます。

5. 分野別構想改訂案

●●●：現行計画の変更箇所

2 都市施設の整備方針

2－2 緑の形成方針

③ 都市公園・都市緑地の整備方針

<都市公園の整備方針>

- ◆ 子供の遊び場や地域の交流の空間など日常生活の中でいつでも容易に利用できる身近な公園として街区公園や近隣公園、地区公園などの住区基幹公園、市公園、広場などの整備、管理に努めます。
- ◆ 市民のスポーツ、レクリエーション活動や健康づくりの場として、総合公園や運動公園等の整備、管理に努めます。

(P34②a. 各分野の構成の統一(基本方針より移動))

- ◆ 新しい公園の整備や既存の公園の改修にあたっては、計画づくりから市民の参画を促進するとともに、周辺住民との協働による適正な維持管理に努めます。

(P35③a.記載レベルの統一)

<都市緑地の整備方針>

- ◆ 磐井川、千厩川や砂鉄川といった市街地を流れる河川及び河川敷等の緑地の保全と景観整備、レクリエーション的活用等を関係機関と連携して促進します。
- ◆ 都市緑地については、周辺住民との協働による適正な維持管理に努めます。

5. 分野別構想改訂案

2 都市施設の整備方針

2-2 緑の形成方針

●●●：現行計画の変更箇所
●●●：重点戦略の反映箇所

④ 緑化の方針(①分野の構成の見直し)

- ◆ 快適で良好な居住環境の形成を目指し、道路への植樹やポケットパークの整備、また、公園や大規模な公共施設敷地の緑化を進めるなど、緑豊かなオープンスペースを確保します。

(P32①a. 将来都市構造、重点戦略の反映、P34②b. 類似箇所の集約)

- ◆ 工場については、周辺の良い住宅地に配慮したゆとりある敷地の確保、敷地内緑化の誘導に努めます。
- ◆ 美しいまちづくりを目指し、生け垣、花と緑の庭づくり、花いっぱい運動等の市民や地域、事業者の緑化活動を支援します。

(P34②b. 類似箇所の集約、P35③a. 記載レベルの統一)

【関連する重点戦略】

① 一関の新たな顔づくり

中心市街地の活性化、一ノ関駅東側の整備、東西自由通路

5. 分野別構想改訂案

●●●：現行計画の変更箇所

2 都市施設の整備方針

2－3 上・下水道の整備方針

① 基本方針

- ◆ 環境の保全や快適な市民生活を確保するため、既存污水排水処理施設の機能維持とあわせて、水洗化の普及促進に努めます。
- ◆ 市民に良質な生活用水を安定して供給できるよう、施設の整備・維持に努めます。

(P32①c. 上位・関連計画の反映)

5. 分野別構想改訂案

2 都市施設の整備方針

2－3 上・下水道の整備方針

●●●：現行計画の変更箇所
●●●：重点戦略の反映箇所

② 下水道の整備方針(P34②a. 各分野の構成の統一)

- ◆ 汚水処理については、公共下水道施設、及び農業集落排水施設の適正な維持管理や浄化槽の普及促進などにより、河川の水質浄化と快適で衛生的な生活環境の創出に努めます。
- ◆ 下水道供用区域については、早期水洗化を働きかけ、下水道利用を促進します。(P32①c. 上位・関連計画の反映)
- ◆ 下水道供用区域への居住の誘導を図り、既存の下水道ストックの有効活用と効率的な施設運営に努めます。
- ◆ 浸水被害の防止・軽減に向け、雨水を適切に処理できる施設の整備を積極的に進めるとともに、ハード・ソフトが一体となった総合的な雨水対策を推進します。

(P32①a. 将来都市構造、重点戦略の反映)

③ 上水道の整備方針(P34②a. 各分野の構成の統一)

<上水道整備の方針>

- ◆ 災害時のライフライン確保に対応できるよう、耐震化や多系統化等により、強靱な水道システムを構築していきます。
(P32①a. 将来都市構造、重点戦略の反映、P34②b. 類似箇所の集約)
- ◆ 持続的に安全で安定した水道水の供給を維持するため、水道施設の計画的な更新を推進します。
- ◆ 未普及地域については、生活用水確保支援事業を含めた、多様な手法による生活用水の確保・支援を図ります。

(P32①c. 上位・関連計画の反映)

【関連する重点戦略】

③ 若い世代が暮らしやすい居住環境の形成

若い世代のニーズに応じた住宅地の形成(通勤の利便性、買い物、子育て機能、教育機能の充実)
高齢化が進行する住宅団地の再生、空き家活用(関が丘など)

⑥ 市街地の防災対策

中心市街地周辺の防災力の強化、災害リスクを考慮した居住誘導、地域防災力(DX、情報発信)、避難場所の確保

5. 分野別構想改訂案

3 都市環境・景観形成の方針

●●●：現行計画の変更箇所

① 基本方針

- ◆ 再生可能エネルギーの導入促進、エネルギー効率の高い脱炭素社会の実現に向けて取り組みます。
(P32①c. 上位・関連計画の反映)
- ◆ 誰もが安心して暮らせるよう、良好な住宅ストックの確保を図ります。
(P36①分野の構成の見直し)
- ◆ 行政サービスのオンライン化、交通・防災・エネルギー管理のスマート化等、デジタル技術の積極的な活用を進めます。
(P36①分野の構成の見直し)
- ◆ 重要な景観要素のデザイン化を図りながら、恵まれた自然や歴史的な風土と調和した美しく魅力ある景観の形成を推進します。

② 脱炭素社会の実現に向けた方針 (P32①b. 社会潮流の反映、c. 上位・関連計画の反映)

- ◆ 太陽光発電・木質バイオマス等の再生可能エネルギーの普及や省エネルギー対策、資源の再生利用などを促進します。
- ◆ ごみの発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)及び再資源化(リサイクル)を推進し、循環型社会の形成を目指します。
- ◆ 一般廃棄物及びし尿の適正かつ効率的な処理体制の維持・充実を図るとともに、不法投棄やポイ捨ての防止に取り組み、清潔で快適な生活環境の保全に努めます。

(P32①b. 社会潮流の反映、c. 上位・関連計画の反映)

5. 分野別構想改訂案

3 都市環境・景観形成の方針

●●●：現行計画の変更箇所
●●●：重点戦略の反映箇所

③ 住宅整備の方針(P36①分野の構成の見直し)

【関連する重点戦略】

- ◆ 耐震化やバリアフリー化の促進に向けた助成制度等に関する情報提供及び関係団体等と連携した市場への働きかけや市民への意識啓発等により、安全性の高い住環境整備を推進していきます。
- ◆ 高断熱・高気密・通風性を確保した省エネルギー住宅の普及に努めます。
- ◆ 市営住宅は、計画的な予防保全による維持管理の推進により、長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減に努めます。将来需要の見通しに基づく円滑なストック更新を推進します。

(P32①c. 上位・関連計画の反映)

④ 情報化に対応したまちづくりの方針(P36①分野の構成の見直し)

- ◆ 情報化社会の進展に対応した、情報通信基盤や情報ネットワークの整備を推進し、市民生活・文化の向上、産業活動の活性化を図ります。

(P32①a. 将来都市構造、重点戦略の反映)

⑤ 柔軟な都市機能の提供

移動図書館、行政サービスのデジタル化・オンライン化等

5. 分野別構想改訂案

3 都市環境・景観形成の方針

⑤ 都市景観の形成方針

●●●：現行計画の変更箇所
●●●：重点戦略の反映箇所

【関連する重点戦略】

① 一関の新たな顔づくり

中心市街地の活性化、一ノ関
駅東側の整備、東西自由通路

<市街地景観の形成方針>

- ◆ 各地域において中心となる市街地については、にぎわいのある都市景観の維持・向上に努めます。
- ◆ 周辺商店街については、街路事業等と一体となった整備を進め、歩行者空間の確保や街路樹の植栽、街路灯のデザイン化などにより、楽しく歩いて買い物ができるにぎわいの景観づくりを推進します。

(P32①a. 将来都市構造、重点戦略の反映)

- ◆ 幹線道路沿道は、植樹柵等を設置するなど、緑豊かな潤いのある沿道景観の創出を図るとともに、沿道施設や屋外広告物などの地域景観との調和を図ります。

(P35③b. 施策実施状況等の反映)

- ◆ 良好な環境に恵まれた住宅市街地については、まちづくり協定や地区計画等を活用し、統一的、連続性のある街並み形成に努めます。

<歴史・文化的景観の形成方針>

- ◆ 市内に点在する歴史的建造物や文化的施設など、地域資源を活用し、個性的で一関らしい特徴のあるまちづくりを推進します。
- ◆ 骨寺村荘園遺跡周辺については、本寺地区景観計画及び景観農業振興地域整備計画に基づいて、世界に誇れる歴史・文化的な景観の保全を図ります。

(P32①c. 上位・関連計画の反映、P35③b. 施策実施状況等の反映)

5. 分野別構想改訂案

3 都市環境・景観形成の方針

⑤ 都市景観の形成方針

<田園景観・自然景観の形成方針>

- ◆ 鎮守の森、屋敷林などの緑豊かな自然景観や、優良農地からなるのどかな田園景観など、緑豊かで良好な田園景観の保全・育成に努めます。
- ◆ 栗駒山、室根山等からなる丘陵地の景観は、都市の骨格を形成する貴重な景観資源であることから、その眺望景観としての山並み景観の保全と山々からの眺望の視点場の保全を図ります。
- ◆ 市街地や幹線道路から眺望される建築物や看板等については、デザイン・形態・色彩等が周辺環境と調和するように、指導・誘導に努め、良好な景観形成を目指します。
- ◆ 河川空間と河川沿いの緑の空間は、治水・防災機能との調和を図りながら、自然環境や景観に配慮した潤いのある水辺景観として保全・整備を進めます。

(P32①b. 社会潮流の反映)

5. 分野別構想改訂案

4 都市防災の方針

① 基本方針

- ◆ 災害への備えと被害の軽減に向け、ハードソフト両面からの災害への備えを強化します。

(P34②a. 各分野の構成の統一、P35③a. 記載レベルの統一)

●●●：現行計画の変更箇所
●●●：重点戦略の反映箇所

【関連する重点戦略】

② 都市防災対策の方針

<治水対策の方針>

- ◆ 流域全体に関わる国・県・市・市民・事業者等が連携し、雨水の流出抑制や土地利用の工夫、避難体制の充実など、流域治水の考え方に基づく総合的な水害対策を推進します。(P32①c. 上位・関連計画の反映)
- ◆ 一関遊水地事業や北上川上流狭隘地区、砂鉄川流域をはじめとする治水対策事業について、関係機関と連携しながら早期完成を目指します。
- ◆ 頻繁に浸水被害が発生している地域については、土砂浚渫や支障木伐採等による流下能力の確保に取り組むとともに、必要に応じて中小河川や排水路の改修整備を継続的に進めます。

(P35③b. 施策実施状況等の反映)

- ◆ 雨水の地下浸透を推進することなどにより、都市型洪水の防止や水の循環利用を推進するとともに、地下水の涵養、植生の保護などの自然環境保全に努めます。
- ◆ 内水対策については、排水機場の整備や排水ポンプ車の配備等を関係機関と連携して促進します。
- ◆ 浸水想定等を考慮した居住の誘導を図ります。

(P32①a. 将来都市構造、重点戦略の反映)

⑥ 市街地の防災対策

中心市街地周辺の防災力の強化、災害リスクを考慮した居住誘導、地域防災力(DX、情報発信)、避難場所の確保

5. 分野別構想改訂案

4 都市防災の方針

② 都市防災対策の方針

●●●：現行計画の変更箇所
●●●：重点戦略の反映箇所

【関連する重点戦略】

<土砂災害対策の方針>

- ◆ 急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりが発生するおそれのある箇所においては、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等を図るとともに、急傾斜地崩壊対策の実施など、災害の予防と被害の軽減に関する対策を関係機関と連携して促進します。

(P32①a. 将来都市構造、重点戦略の反映、P35③a. 記載レベルの統一)

<地震・火災対策の方針> (P34②d. 計画書の構成のわかりやすさの向上)

- ◆ 火災発生時における効果的な消火活動が可能となるよう、消火栓・防火水槽の適切な配置を推進します。
- ◆ 市街地における火災時の延焼対策として、準防火地域や建築基準法22条1項の規定による区域(屋根不燃区域)の指定などにより、建物の不燃化を推進します。
- ◆ 延焼の防止、一時避難場所等の防災空間としての都市公園の整備や避難地の整備を推進します。 (P34②d. 計画書の構成のわかりやすさの向上)
- ◆ 災害時の避難路としての機能を担う都市計画道路や避難に支障をきたす狭隘な生活道路の整備を推進します。

⑥ 市街地の防災対策

中心市街地周辺の防災力の強化、災害リスクを考慮した居住誘導、地域防災力(DX、情報発信)、避難場所の確保

5. 分野別構想改訂案

4 都市防災の方針

② 都市防災対策の方針

●●●：現行計画の変更箇所
●●●：重点戦略の反映箇所

【関連する重点戦略】

＜避難場所等の確保の方針＞(P34②d. 計画書の構成のわかりやすさの向上)

- ◆ 災害発生時の災害応急活動の拠点となる市役所、各支所、病院、消防署、避難場所となる学校、市民センター等の公共施設の耐震化、耐火性の向上に努めます。
- ◆ 避難場所における避難環境の向上、災害ボランティアの運用について検討します。
- ◆ 避難場所の周知と円滑な誘導案内に努めます。
(P32①a. 将来都市構造、重点戦略の反映)
- ◆ 既存の井戸等が非常時に利用できるよう、位置の把握や保全に努めます。

※＜地震対策の方針＞と＜火災対策の方針＞を集約し、＜避難場所等の確保の方針＞を新たに設定(P34②b. 類似箇所の集約)(P34②d. 計画書の構成のわかりやすさの向上)

＜地域防災力の向上方針＞

- ◆ 地域の防災活動を支える自主防災組織の結成を促進し、その育成に努めます。
- ◆ 防災教育や防災訓練により市民の防災意識の向上を図ります。
- ◆ 避難に支援が必要な人に対する支援体制を構築します。
(P32①a. 将来都市構造、重点戦略の反映、c. 上位・関連計画の反映)

⑥ 市街地の防災対策

中心市街地周辺の防災力の強化、災害リスクを考慮した居住誘導、地域防災力(DX、情報発信)、避難場所の確保

Ⅲ. 立地適正化計画

Ⅲ. 立地適正化計画

これまでの議論のふりかえり

1. 立地適正化計画に定める事項

1. まちづくりの方針
2. 誘導区域の設定方針 **今回の議題**
3. 都市機能誘導区域及び誘導施設
4. 居住誘導・都市機能誘導を図るための施策(誘導施策)
5. 防災指針
6. 定量的な目標値等
7. 誘導区域外における居住や誘導施設の立地に関する届出

<誘導施策のイメージ>

居住誘導を促進するために、住宅の立地に対する支援措置等

都市機能誘導を促進するために、民間事業者に対する誘導施設の運用費用の支援施策等

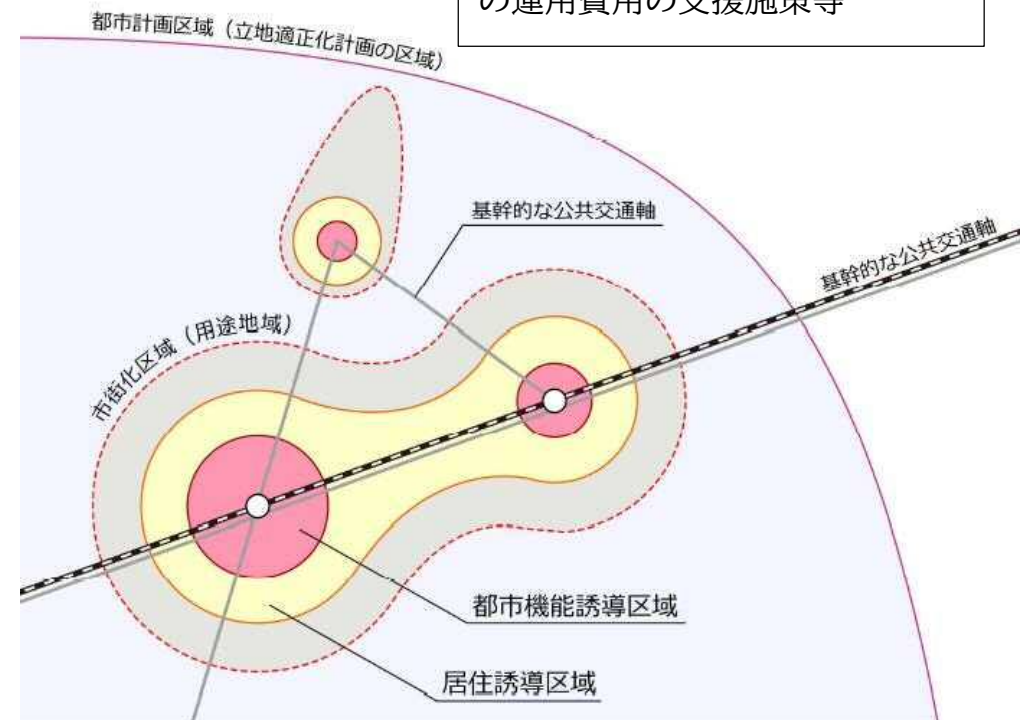


図 立地適正化計画のイメージ

2. 第2回策定懇話会ふりかえり

第2回懇話会

(1) 都市計画マスタープラン「重点戦略」のうち、立地適正化計画で具体化する事項

【凡例】■：都市機能誘導、■：居住誘導、■：公共交通、■：防災

① 一関の新たな顔づくり

中心市街地や一ノ関駅周辺は、多様な都市機能が集積し、公共交通の利便性も高い地域です。市全体の利便性を支える重要な拠点であり、近年は大規模工場の撤退に伴う土地利用転換が進んでいます。市は駅東口の跡地取得を進め、官民連携による新たな土地活用を検討中です。これらの契機を活かし、中心市街地の活性化や東西自由通路の整備によって、東西市街地の連携を強化し、一体感のある「新たな一関の顔」づくりを推進します。

② 多様なしごとを生み出すまちづくり

人口減少の主因は若年層の流出とUターンの少なさにあります。若者のニーズに合った働く場の不足が要因として考えられます。駅東口への起業支援機能の導入や学校跡地への産業誘致などを通じて、多様な仕事や雇用機会の創出に取り組みます。

③ 若い世代が暮らしやすい居住環境の形成

市民意向調査では、若い世代ほど住替え意向が高く、公共交通や買い物の利便性を重視する傾向が見られます。市街地には子育て・教育・文化・買い物など、若い世代が求める都市機能が集積しており、今後もこれらの機能維持に取り組みます。また、高齢化や空き家増加が進む住宅団地等についても、若い世代が移り住みやすい環境整備を図ります。

④ 多様な交流がうまれるまちづくり

公民館の市民センター化や保健センターでの健康づくりなど、地域での交流・学習の場が充実しています。市中心部では図書館や文化センターを中心に生涯学習の場を整備しています。地域活動への参加率や満足度が若い世代ほど低い傾向があるため、学校跡地の活用による地域コミュニティの活性化、良好な田園風景や風土を活かし、移住・二地域居住・交流の促進にも取り組みます。さらに、高齢者をはじめとする移動が困難な方々が安心して安全に外出できるように、公共交通の充実を図ります。

⑤ 柔軟な都市機能の提供

市街地周辺には低密度の田園集落が広がり、今後の人口減少に伴い都市機能や公共交通へのアクセスが困難になる可能性があります。定期市の開催、移動販売、移動図書館、行政サービスのデジタル化・オンライン化など柔軟な手法を活用し、住民が暮らしやすい都市機能の提供に取り組みます。

⑥ 市街地の防災対策

一関市には浸水や土砂災害のリスクが高い地域が多く存在します。災害リスクを考慮した居住誘導や、地域防災力の強化(DX・情報発信)、避難路、避難場所の確保など、災害リスクの軽減に取り組みます。

3. 第2回策定懇話会の主なご意見と対応方針

(1) まちづくりの方針

まちづくりの方針

ひとりひとりの笑顔が輝くまちなかの形成

都市機能誘導の方針

●東西の一体感のある新たな一関の顔としての駅周辺

- ・駅東口の工場跡地の利活用、東西市街地の連携強化による一体感のある市街地として再生

●自分みがきの拠点として機能向上

- ・図書館、文化センター等、生涯学習・文化活動の拠点として魅力の充実
- ・駅東口へのイノベーション機能の整備

●暮らしやすさを支える機能の確保

- ・教育、子育て機能、医療、商業

好きなひとやもののために、そして自分のために、挑戦することができるよう、自己研鑽に資する機能、安心して暮らせる居住環境を形成します。

居住誘導の方針

●若い世代の定住促進

- ・子育て・教育・文化・買い物、通勤等の利便性、若い世代が求める都市機能が集積していることから、今後もこれらの機能維持
- ・高齢化が進む住宅団地等への若い世代の居住を促進

公共交通の方針

●高齢者の外出を支える公共交通

- ・高齢者をはじめとする移動が困難な方々が安心して安全に外出できる公共交通の充実

防災指針

●安心して暮らせる居住環境の形成

- ・災害リスクを考慮した居住誘導
- ・避難路、避難施設の充実

3. 第2回策定懇話会の主なご意見と対応方針

(1) 重点戦略修正にともなうまちづくり方針の修正

ご意見

- ・重点戦略に関する意見」を踏まえ、都市計画マスタープランと立地適正化計画の整合を図るとともに、誘導区域の設定方針とのストーリー展開を考慮し、「まちづくりの方針」を修正する。



修正案

- ・「都市機能誘導の方針」に、居場所づくりの視点を追加する。
- ・「都市機能誘導の方針」の「暮らしやすさを支える機能の確保」は、広域拠点としての役割、位置付けを明確化する。
- ・「公共交通の方針」は、若い世代の定住促進とのつながりを踏まえつつ、特定の世代に限定せず、広域拠点へのアクセス確保や地域間をつなぐ公共交通ネットワークの維持・充実を図る表現に見直す。
- ・「防災指針」は、他の方針と表現を合わせるため、文章表現を見直し。
- ・防災指針に、「事前復興」の考え方を踏まえた、復旧・復興しやすい都市構造への配慮を追記する。（次回提案）

3. 第2回策定懇話会の主なご意見と対応方針

(2) 住宅団地再生・居住誘導に関する意見

ご意見

- ・関が丘団地について、再生（若い世代の居住促進）と災害リスクを踏まえた居住誘導の記載が整合していないとの指摘があった。
- ・空き家取得、解体支援、隣地取得、学区など、ハード・ソフト両面からの団地再生の視点が必要との意見が出された。
- ・「再生」とは何を指すのか、定義を整理すべきとの課題も示された。



修正案

- ・居住誘導の方針等において、「再生」のイメージが伝わるように整理する。
- ・関が丘団地等について、災害リスクを整理し、居住誘導区域に含めない区域、居住誘導区域に含める区域を明確にする。
- ・空き家活用、解体支援、隣地取得、公共活用など、再生手法の方向性を例示する。
(次回、「居住誘導施策」にて提案)

3. 第2回策定懇話会の主なご意見と対応方針

第2回懇話会

(1) 都市計画マスタープラン「重点戦略」のうち、立地適正化計画で具体化する事項

【凡例】■：都市機能誘導、■：居住誘導、■：公共交通、■：防災

① 一関の新たな顔づくり

中心市街地や一ノ関駅周辺は、多様な都市機能が集積し、公共交通の利便性も高い地域です。市全体の利便性を支える重要な拠点であり、近年は大規模工場の撤退に伴う土地利用転換が進んでいます。市は駅東口の跡地取得を進め、官民連携による新たな土地活用を検討中です。これらの契機を活かし、中心市街地の活性化や東西自由通路の整備によって、東西市街地の連携を強化し、一体感のある「新たな一関の顔」づくりを推進します。

② 多様なしごとを生み出すまちづくり

人口減少の主因は若年層の流出とUターンの少なさにあります。若者のニーズに合った働く場の不足が要因として考えられます。駅東口への起業支援機能の導入や学校跡地への産業誘致などを通じて、多様な仕事や雇用機会の創出に取り組みます。

③ 若い世代が暮らしやすい居住環境の形成

市民意向調査では、若い世代ほど住替え意向が高く、公共交通や買い物の利便性を重視する傾向が見られます。市街地には子育て・教育・文化・買い物など、若い世代が求める都市機能が集積しており、今後もこれらの機能維持に取り組みます。また、高齢化や空き家増加が進む住宅団地等についても、若い世代が移り住みやすい環境整備を図ります。

④ 多様な交流がうまれるまちづくり

公民館の市民センター化や保健センターでの健康づくりなど、地域での交流・学習の場が充実しています。市中心部では図書館や文化センターを中心に生涯学習の場を整備しています。地域活動への参加率や満足度が若い世代ほど低い傾向があるため、学校跡地の活用による地域コミュニティの活性化、良好な田園風景や風土を活かし、移住・二地域居住・交流の促進にも取り組みます。さらに、高齢者をはじめとする移動が困難な方々が安心して安全に外出できるように、公共交通の充実を図ります。

⑤ 柔軟な都市機能の提供

市街地周辺には低密度の田園集落が広がり、今後の人口減少に伴い都市機能や公共交通へのアクセスが困難になる可能性があります。定期市の開催、移動販売、移動図書館、行政サービスのデジタル化・オンライン化など柔軟な手法を活用し、住民が暮らしやすい都市機能の提供に取り組みます。

⑥ 市街地の防災対策

一関市には浸水や土砂災害のリスクが高い地域が多く存在します。災害リスクを考慮した居住誘導や、地域防災力の強化(DX・情報発信)、避難路、避難場所の確保など、災害リスクの軽減に取り組みます。

3. 第2回策定懇話会の主なご意見と対応方針

(1) 都市計画マスタープラン「重点戦略」のうち、立地適正化計画で具体化する事項の修正

【凡例】■：都市機能誘導、■：居住誘導、■：公共交通、■：防災
●●●：第2回懇話会からの変更箇所

① 一関の新たな顔づくり

中心市街地や一ノ関駅周辺は、多様な都市機能が集積し、公共交通の利便性も高い地域です。市全体の利便性を支える重要な拠点であり、近年は大規模工場の撤退に伴う土地利用転換が進んでいます。市は駅東口の跡地取得を進め、官民連携による新たな土地活用を検討中です。これらの契機を活かし、中心市街地の活性化や東西自由通路の整備によって、東西市街地の連携を強化し、一体感のある「新たな一関の顔」づくりを推進します。

② 多様なしごとを生み出すまちづくり

人口減少の主因は若年層の流出とUターンの少なさにあります。若者のニーズに合った働く場の不足が要因として考えられます。駅東口への起業支援機能の導入や学校跡地等への産業誘致などを通じて、多様な仕事や雇用機会の創出に取り組みます。

③ 若い世代が暮らしやすい居住環境の形成

市民意向調査では、若い世代ほど住替え意向が高く、公共交通や買い物の利便性を重視する傾向が見られます。市街地には子育て・教育・文化・買い物など、若い世代が求める都市機能が集積しており、今後もこれらの機能維持に取り組みます。また、高齢化や空き家増加が進む住宅団地等についても、若い世代が移り住みやすい環境整備を図ります。

④ 多様な交流がうまれるまちづくり

公民館の市民センター化や保健センターでの健康づくりなど、地域での交流・学習の場が充実しています。市中心部では図書館や文化センターを中心とした多様な交流が生まれる居場所づくりに取り組みます。地域活動への参加率や満足度が若い世代ほど低い傾向があるため、学校跡地の活用による地域コミュニティの活性化、良好な田園風景や風土を活かし、移住・二地域居住・交流の促進にも取り組みます。
一ノ関駅周辺の広域拠点にアクセスしやすい公共交通の維持・充実に取り組みます。

⑤ 柔軟な都市機能の提供

市街地周辺には低密度の田園集落が広がり、今後の人口減少に伴い都市機能や公共交通へのアクセスが困難になる可能性があります。定期市の開催、移動販売、移動図書館、行政サービスのデジタル化・オンライン化など柔軟な手法を活用し、住民が暮らしやすい都市機能の提供に取り組みます。

⑥ 市街地の防災対策

一関市には浸水や土砂災害のリスクが高い地域が多く存在します。中心市街地周辺の防災力の強化、災害リスクを考慮した居住誘導や、地域防災力の強化(DX・情報発信)、避難路、避難場所の確保など、災害リスクの軽減に取り組みます。

3. 第2回策定懇話会の主なご意見と対応方針

(1) まちづくりの方針

まちづくりの方針

ひとりひとりの笑顔が輝くまちなかの形成

都市機能誘導の方針

●東西の一体感のある新たな一関の顔としての駅周辺

- ・駅東口の工場跡地の利活用、東西市街地の連携強化による一体感のある市街地として再生

●自分みがきの拠点として機能向上

- ・図書館、文化センター等、生涯学習・文化活動の拠点として魅力の充実
- ・駅東口へのイノベーション機能の整備

●暮らしやすさを支える機能の確保

- ・教育、子育て機能、医療、商業

好きなひとやもののために、そして自分のために、挑戦することができるよう、自己研鑽に資する機能、安心して暮らせる居住環境を形成します。

居住誘導の方針

●若い世代の定住促進

- ・子育て・教育・文化・買い物、通勤等の利便性、若い世代が求める都市機能が集積していることから、今後もこれらの機能維持
- ・高齢化が進む住宅団地等への若い世代の居住を促進

公共交通の方針

●高齢者の外出を支える公共交通

- ・高齢者をはじめとする移動が困難な方々が安心して安全に外出できる公共交通の充実

防災指針

●安心して暮らせる居住環境の形成

- ・災害リスクを考慮した居住誘導
- ・避難路、避難施設の充実

3. 第2回策定懇話会の主なご意見と対応方針

(2) まちづくりの方針の修正

●●●：第2回懇話会からの変更箇所

まちづくりの方針

ひとりひとりの笑顔が輝くまちなかの形成

好きなひとやもののために、そして自分のために、挑戦することができるよう、自己研鑽に資する機能、安心して暮らせる居住環境を形成します。

都市機能誘導の方針

●東西の一体感のある新たな一関の顔としての駅周辺

・一ノ関駅周辺を、市内外から人が集い、行き交い、滞在する拠点として位置付け、駅東口の工場跡地等の利活用により、交流や滞在を促す機能を導入し、東西市街地の一体的な再生を図ります。

●自分みがきの拠点として機能向上

・図書館、文化センター等については、生涯学習・文化活動の拠点としての役割に加え、人が自然に集い、交流が生まれる居場所としての魅力向上を図ります。
・駅東口エリアでは、学び・挑戦・交流を創出するイノベーション機能の導入を進めます。

●広域拠点として、市民の生活・活動を支える広域的な都市機能を確保

・教育、子育て機能、医療、商業の拠点としての機能向上を図ります。

居住誘導の方針

●若い世代の定住促進

・子育て・教育・文化・買い物、通勤等の利便性、若い世代が求める都市機能が集積していることから、今後もこれらの機能維持
・高齢化が進む住宅団地等への若い世代の居住を促進
・下水道等の都市基盤が整った市街地で低未利用となっている土地の活用を積極的に進め、良好な市街地を形成

公共交通の方針

●広域拠点へのアクセスの確保

・通勤・通学、通院等の日常生活を支える移動に加え、医療、商業、行政、文化・交流など、広域拠点が有する高次な都市機能に対して、市内の各地域から多くの市民が利用できる公共交通ネットワークの構築

防災指針

●安心して暮らせる居住環境の形成

・災害リスクを考慮した居住誘導と、避難路・避難施設の充実等による安全な居住環境の形成

Ⅲ. 立地適正化計画

本日、ご議論いただきたいこと

⇒誘導区域の設定方針

4-1 居住誘導区域の設定方針

4-2 都市機能誘導区域の設定方針

4-1. 居住誘導区域の設定方針

【 居住誘導区域とは？ 】

・居住誘導区域は、人口減少下でも一定の人口密度を維持し、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を重点的に誘導する区域です。

- 生活利便性が確保される区域
- 都市機能の持続的な確保が可能な人口密度の区域
- 災害リスクが低い区域

【 居住誘導区域設定の考え方 】

- ① 居住を誘導すべき区域の抽出(まちづくりの方針を実現するために必要なエリアを抽出)
まちづくりの方針(居住誘導の方針「若い世代の定住促進」)を踏まえ、居住誘導区域を設定します。
- ② 居住誘導区域に含めない区域の抽出
 - (ア)「居住誘導区域に含まないこと」とされている区域
(地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域)
 - (イ)災害リスクの程度や対策の可能性を総合的に検討し判断する区域
(土砂災害警戒区域、浸水想定区域)
 - (ウ)慎重に判断することが望ましい区域
(用途地域(工業専用地域))

4-1. 居住誘導区域の設定方針

(1) 居住を誘導すべき区域の抽出

①生活利便性の高い区域

- ・市民アンケートでは、住み替えを希望する若い世代は、買い物の利便性、公共交通の利便性、通勤の利便性を重視している傾向があります。
- ・一関地域の市街地は、商業機能、医療機能等の生活に必要な機能にアクセスしやすい状況にあります。また、公共交通についても一ノ関駅やバス路線によりカバーされています。今後、人口密度が低下した場合、これらの都市機能の集積を維持することは困難となる恐れがあります。このため、若い世代の定住促進に向けて、商業機能、医療機能等の生活に必要な都市機能にアクセスがしやすく、鉄道・バスの利便性が高いエリアに居住を誘導します。



商業機能、医療機能、鉄道・バスの利便性が高いエリアに居住を誘導します。

4-1. 居住誘導区域の設定方針

(1) 居住を誘導すべき区域の抽出

①生活利便性の高い区域

表 市民アンケート 住み替え先を選ぶ際に周辺環境として重視すること

	10歳代、 20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代 以上	市全体	10歳代、 20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代 以上	市全体
1. 駅・バス停からの距離(公共交通の利便性)	10	10	16	18	33	87	50.0%	47.6%	51.6%	58.1%	56.9%	54.0%
2. 自動車の利便性(移動しやすい立地等)	5	8	8	13	22	56	25.0%	38.1%	25.8%	41.9%	37.9%	34.8%
3. 通勤の利便性	10	10	12	10	5	47	50.0%	47.6%	38.7%	32.3%	8.6%	29.2%
4. 通学の利便性	8	9	5	4	2	28	40.0%	42.9%	16.1%	12.9%	3.4%	17.4%
5. 幼稚園・保育園等の送迎の利便性	1	6	0	0	1	8	5.0%	28.6%	0.0%	0.0%	1.7%	5.0%
6. 引越し前の居住地との距離	0	0	1	1	2	4	0.0%	0.0%	3.2%	3.2%	3.4%	2.5%
7. 親・子ども世帯との距離	3	6	2	3	2	16	15.0%	28.6%	6.5%	9.7%	3.4%	9.9%
8. 引越し前と同じ学校区	1	2	0	1	1	5	5.0%	9.5%	0.0%	3.2%	1.7%	3.1%
9. 周辺の医療・福祉・教育等の公共公益施設の立地状況	8	8	13	8	31	68	40.0%	38.1%	41.9%	25.8%	53.4%	42.2%
10. 日常の買い物環境	13	16	23	20	39	111	65.0%	76.2%	74.2%	64.5%	67.2%	68.9%
11. 周辺の景色、眺望	2	3	9	6	4	24	10.0%	14.3%	29.0%	19.4%	6.9%	14.9%
12. 周辺の自然環境	3	4	7	6	8	28	15.0%	19.0%	22.6%	19.4%	13.8%	17.4%
13. 災害、火災等に対する安全性	2	2	6	12	16	38	10.0%	9.5%	19.4%	38.7%	27.6%	23.6%
14. 治安	3	4	12	10	10	39	15.0%	19.0%	38.7%	32.3%	17.2%	24.2%
15. その他	2	4	4	4	5	19	10.0%	19.0%	12.9%	12.9%	8.6%	11.8%
無回答	0	0	1	3	5	9	0.0%	0.0%	3.2%	9.7%	8.6%	5.6%
計	71	92	119	119	186	587	355.0%	438.1%	383.9%	383.9%	320.7%	364.6%
回答者数	20	21	31	31	58	161	20	21	31	31	58	161

4-1. 居住誘導区域の設定方針

(1) 居住を誘導すべき区域の抽出

①生活利便性の高い区域

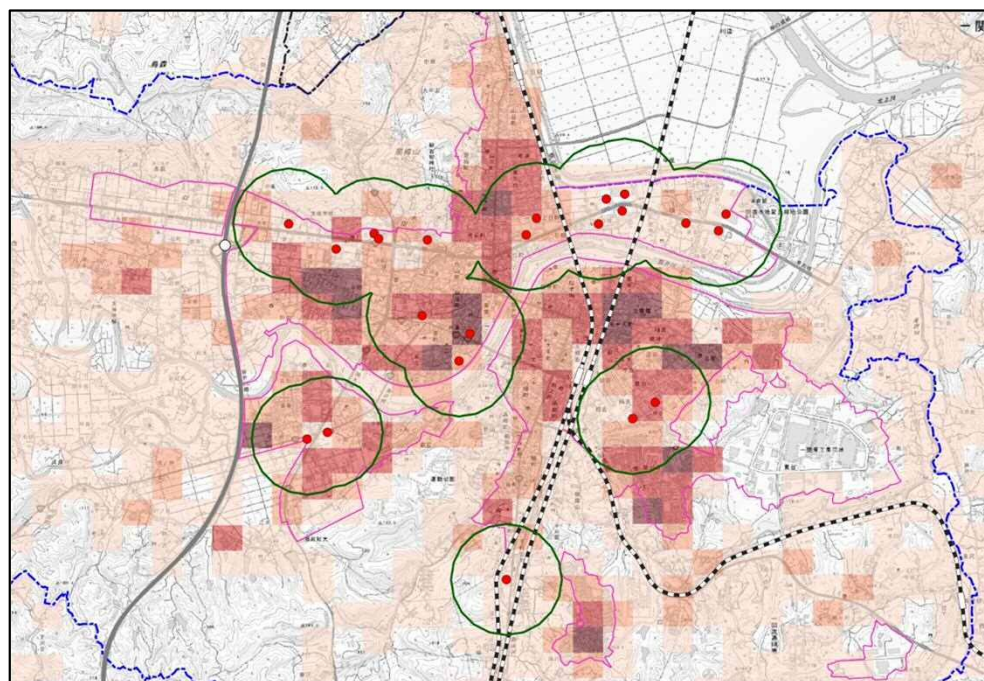


図 大規模小売店舗の分布と
令和2年(2020年)250mメッシュ人口分布

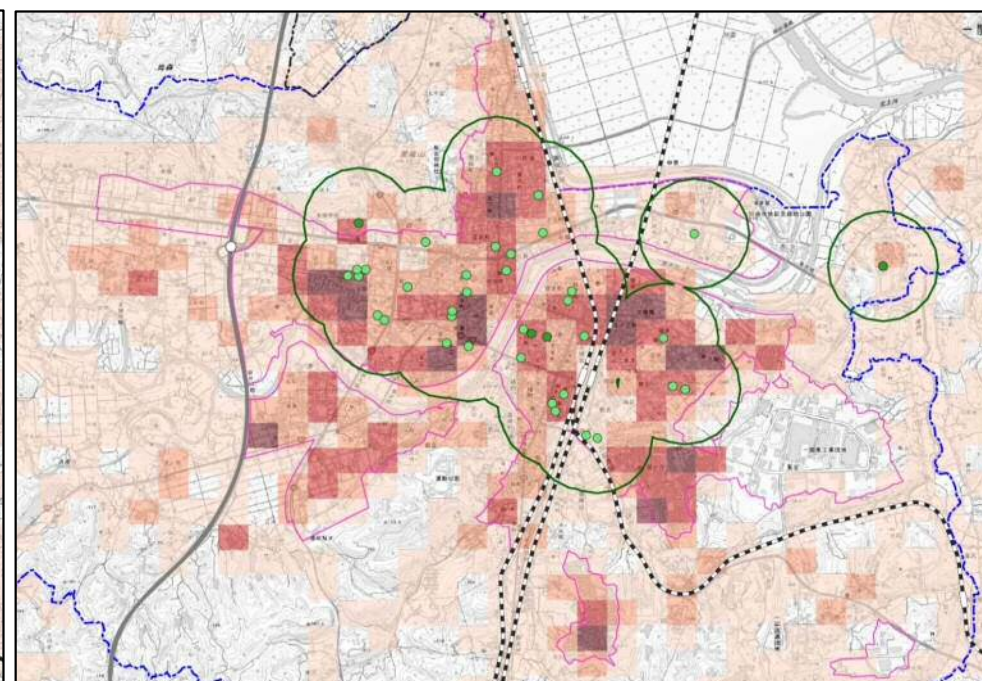


図 医療機能の分布と
令和2年(2020年)250mメッシュ人口分布

4-1. 居住誘導区域の設定方針

(1) 居住を誘導すべき区域の抽出

①生活利便性の高い区域

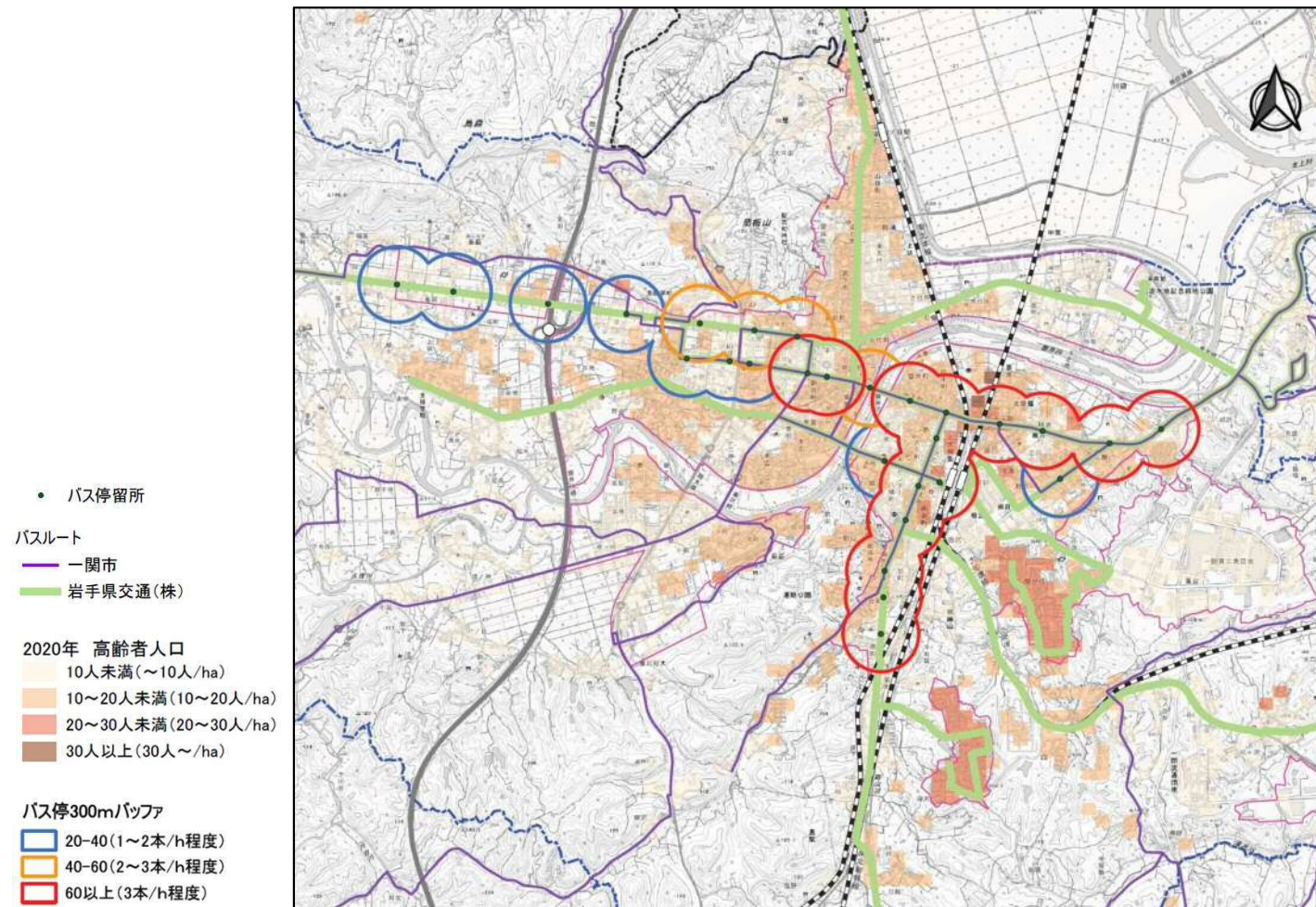


図 バス停徒歩圏カバー人口(バス停から300mの範囲)

4-1. 居住誘導区域の設定方針

(1) 居住を誘導すべき区域の抽出

② 子育てを支える施設が整った区域

- ・一関地域の市街地は、保育所・幼稚園、小中学校等の子育て支援、教育機能等の子育て環境が整っています。また、高校や専門学校等の教育機能も立地しています。
- ・これらの子育て、教育環境を生かし、子育て世代の定住促進に向けて、保育所・幼稚園、小中学校等へアクセスしやすいエリアに居住を誘導します。



保育所・幼稚園、小中学校等へアクセスしやすいエリアに居住を誘導します。

4-1. 居住誘導区域の設定方針

(1) 居住を誘導すべき区域の抽出

② 子育てを支える施設が整った区域

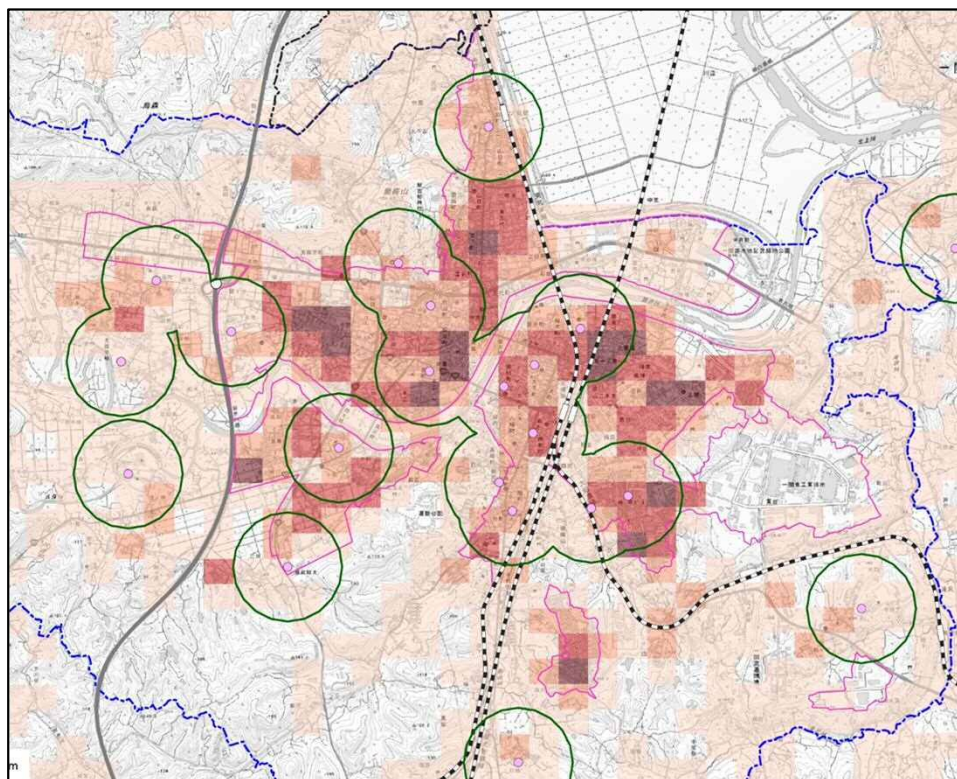


図 子育て支援機能の分布と
令和2年(2020年)250mメッシュ人口分布

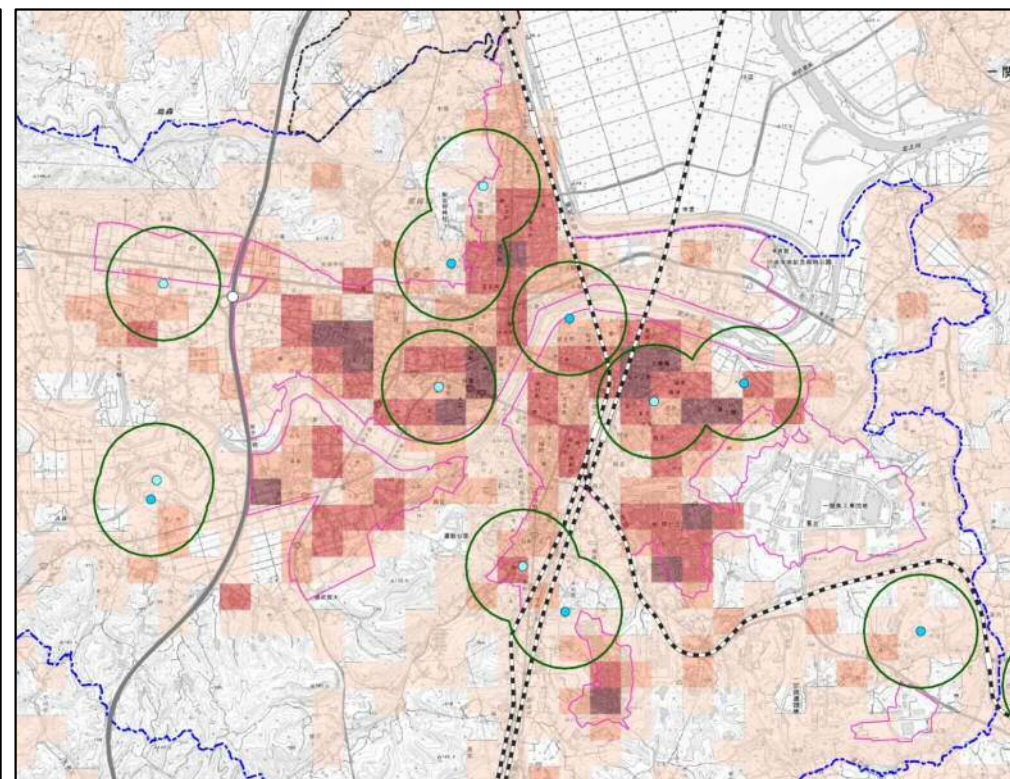


図 教育機能の分布と
令和2年(2020年)250mメッシュ人口分布

4-1. 居住誘導区域の設定方針

(1) 居住を誘導すべき区域の抽出

③ 都市基盤が整った区域

・昭和40年代、50年代に整備された住宅団地においては、居住者の高齢化、子ども世代の転出等により人口が減少しています。これら住宅団地は一ノ関駅に近く、道路、下水道、公園等の都市基盤が整備されていますが、駐車場が確保しにくい等、近年の住宅需要に対応しきれない面もあります。若い世代のニーズにあった利活用ができるよう既存ストックを有効活用することで、若い世代を呼び込み、子育て世代、シニア世代の年齢構成のバランスが取れた居住を誘導します。



都市基盤が整っている住宅団地への居住を誘導します。

4-1. 居住誘導区域の設定方針

(1) 居住を誘導すべき区域の抽出

③ 都市基盤が整った区域

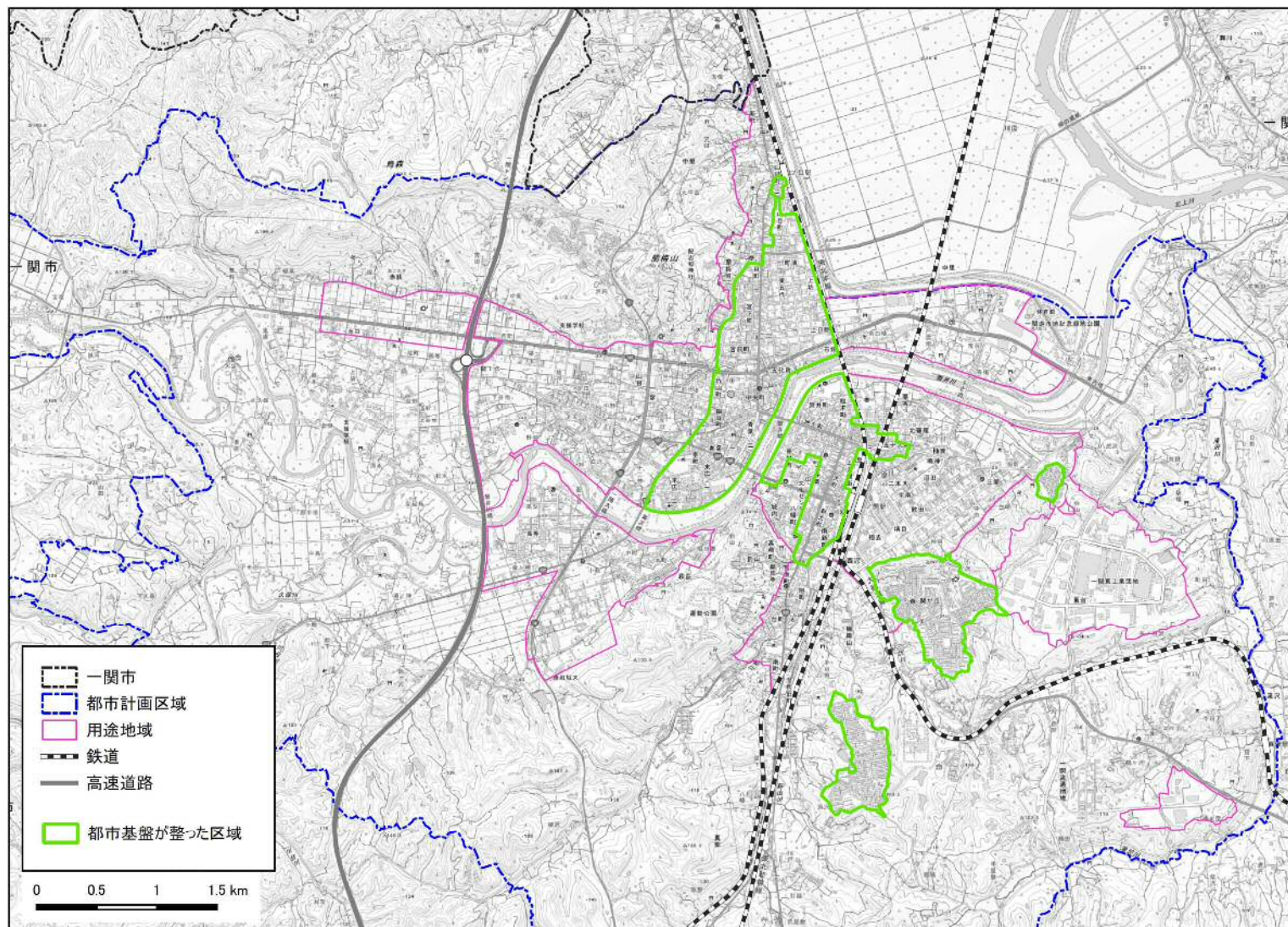


図 都市基盤が整った区域

4-1. 居住誘導区域の設定方針

(1) 居住を誘導すべき区域の抽出

・①～③を重ね合わせ、居住を誘導すべき区域は以下の通りです。

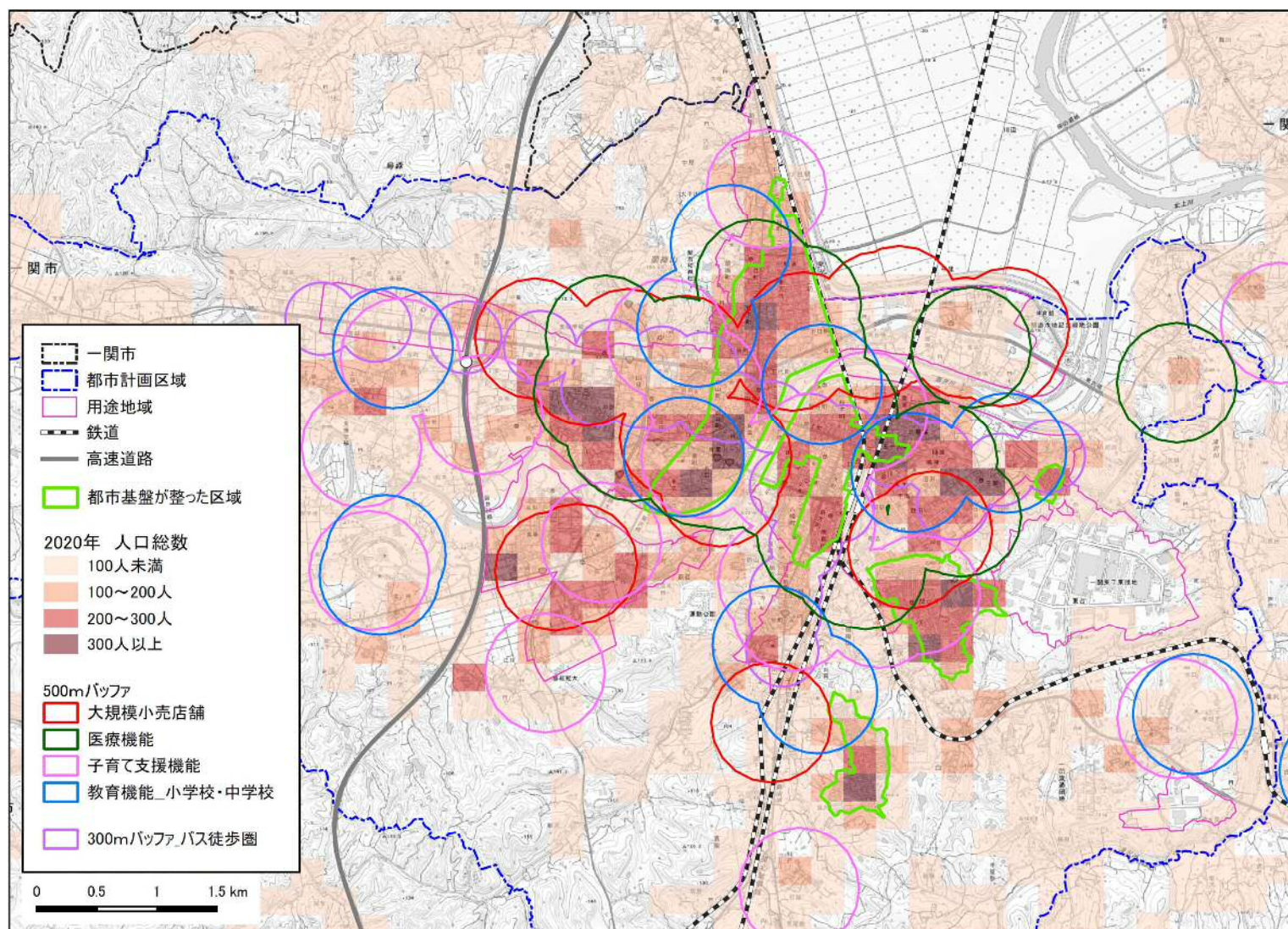


図 居住を誘導すべき区域

4-1. 居住誘導区域の設定方針

(2) 居住誘導区域に含めない区域の抽出

- ・都市再生特別措置法及び都市計画運用指針に基づき、居住誘導区域への設定に当たって除外又は慎重な判断が求められる区域は以下のとおりです。
- ・一関市においては、土砂災害に係る区域、水害リスクを有する区域及び用途地域のうち工業専用地域が該当し、これらについては、居住誘導区域に含めるかどうかを慎重に判断する必要があります。

表 居住誘導区域を定めない区域等

居住誘導区域を定めない区域等	一関地域の用途地域において該当する区域
○居住誘導区域に含めてはならない区域 (法第81条・施行令第30条)	地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、 土砂災害特別警戒区域
○原則として、災害リスク、警戒避難体制の整備状況、災害を防止し、又は軽減するための施設の整備状況や整備見込み等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域 (都市計画運用指針)	土砂災害警戒区域
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第4条第1項に規定する基礎調査(新たな土砂災害が発生するおそれのある箇所)
	浸水想定区域
○慎重に判断を行うことが望ましい区域 (都市計画運用指針)	用途地域のうち工業専用地域

4-1. 居住誘導区域の設定方針

(2) 居住誘導区域に含めない区域の抽出

表 居住誘導区域を定めない区域等

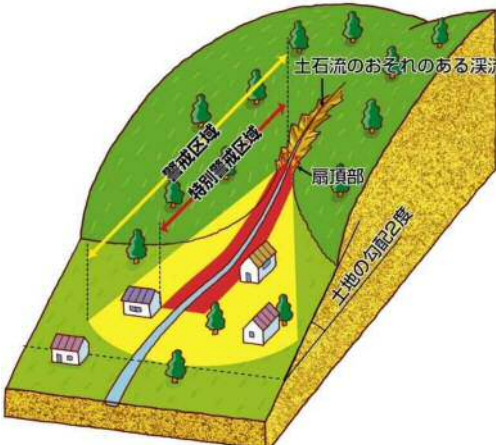
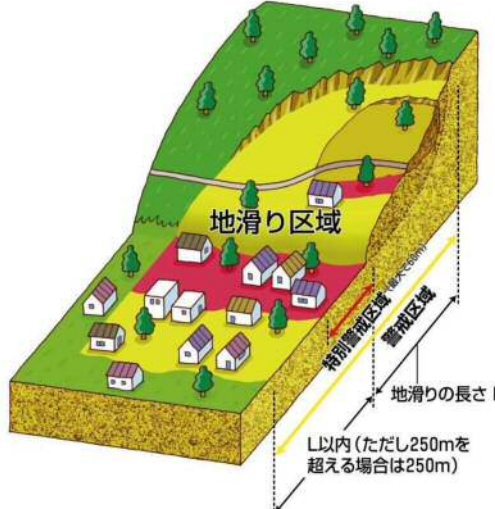
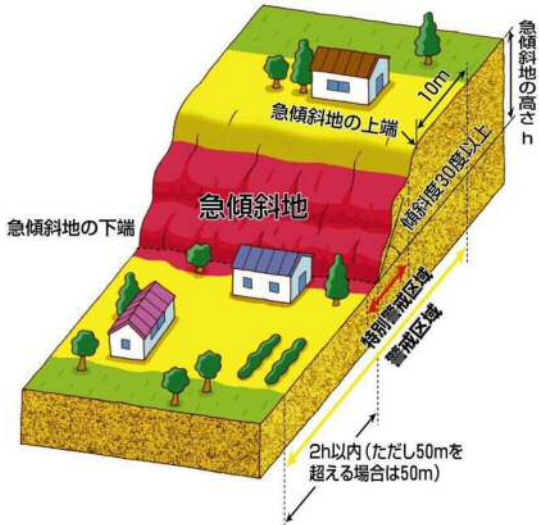
	地すべり防止区域	急傾斜地崩壊危険区域
法令名	地すべり等防止法	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
概要	[1]地すべり区域 ・地すべりしている区域 ・地すべりするおそれのきわめて大きい区域 [2]地すべり区域に隣接する区域 ・地すべりを助長・誘発している地域 ・地すべりを助長・誘発するおそれがきわめて大きい地域 地すべり防止区域 	[1]崩壊するおそれのある急傾斜地(傾斜度が30度以上)で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に被害のおそれのあるもの [2][1]に隣接する土地のうち、急傾斜地の崩壊が助長・誘発されるおそれがないようにするため、一定の行為制限の必要がある土地の区域 
行為制限	[1]地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの [2]地下水の排除を阻害する行為 [3]地表水の浸透を助長する行為 [4]のり切又は切土で政令で定めるもの [5]地すべり防止施設以外の施設又は工作物の新築又は改良で政令で定めるもの など	[1]水の浸透を助長する行為 [2]急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の新築又は改良で政令で定めるもの [3]のり切、切土、掘削又は盛土 [4]立竹木の伐採 [5]木竹の滑下又は地引による搬出 [6]土石の採取又は集積 など

4-1. 居住誘導区域の設定方針

(2) 居住誘導区域に含めない区域の抽出

表 居住誘導区域を定めない区域等

	土砂災害特別警戒区域	(参考)土砂災害警戒区域
概要	避難に配慮を要する方々が利用する要配慮者利用施設等が新たに土砂災害の危険性の高い区域に立地することを未然に防止するため、開発段階から規制していく必要性が特に高いものに対象を限定し、特定の開発行為を許可制とするなどの制限や建築物の構造規制等を行う区域	土砂災害による被害を防止・軽減するため、危険の周知、警戒避難体制の整備を行う区域
行為制限	特定開発行為に対する制限 建築物の構造規制 建築物の移転等の勧告	—

	土石流	地滑り	急傾斜地の崩壊
種類	山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象 	土地の一部が地下水等起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象  L以内(ただし250mを超える場合は250m)	傾斜度が30°以上である土地が崩壊する自然現象  急傾斜地の高さh 急傾斜地の上端 急傾斜地の下端 傾斜度30度以上 2h以内(ただし50mを超える場合は50m)

4-1. 居住誘導区域の設定方針

(2) 居住誘導区域に含めない区域の抽出

① 「居住誘導区域に含まないこと」とされている区域

・地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域は、法令の定めに基づき、「居住誘導区域を定めない区域」となります。

表 (一関地域)用途地域内
土砂災害 箇所数

土砂災害	箇所数
地すべり防止区域	1
急傾斜地崩壊危険区域	4
土砂災害特別警戒区域	29

出典:国土交通省「国土数値情報」

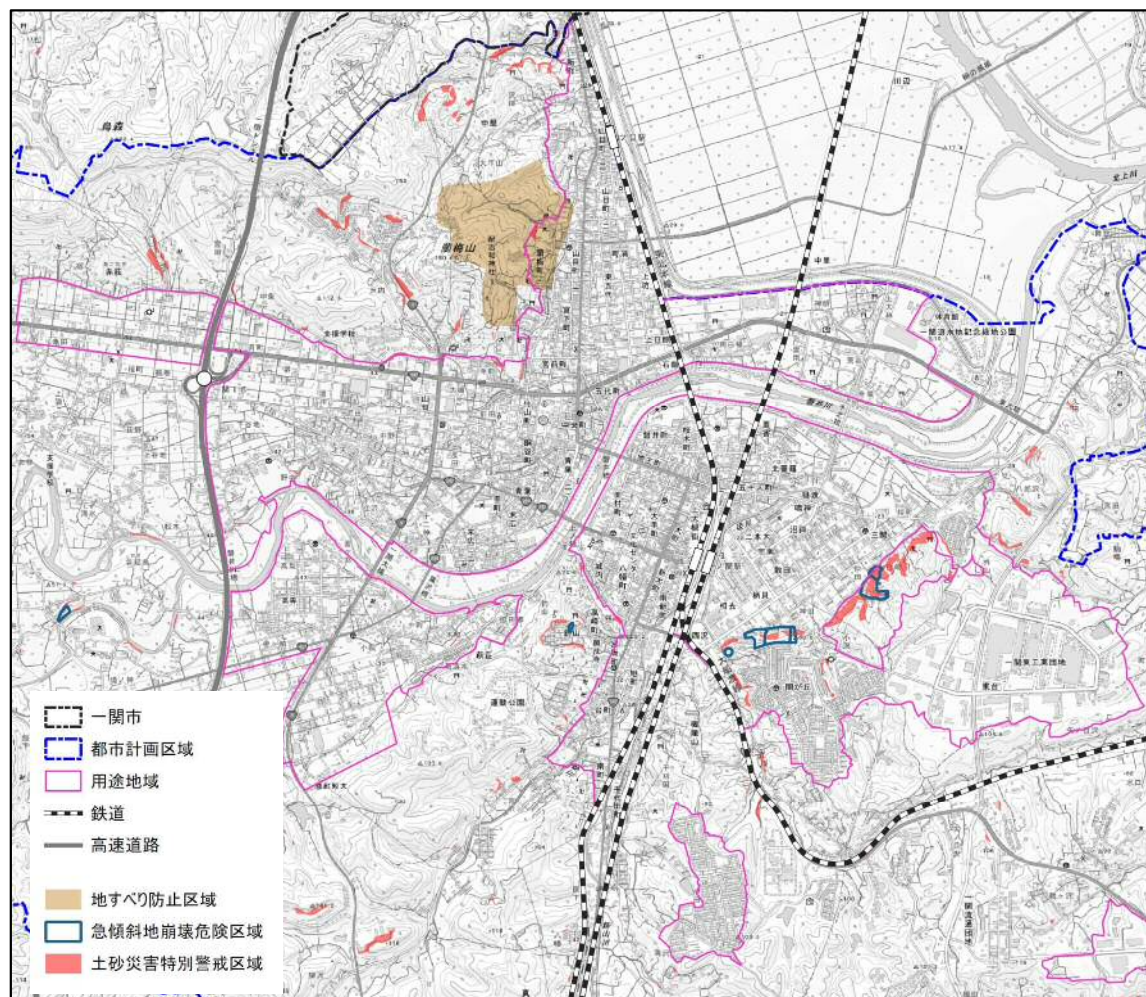


図 「居住誘導区域に含まないこと」とされている区域

4-1. 居住誘導区域の設定方針

(2) 居住誘導区域に含めない区域の抽出

② 災害リスクの程度や対策の可能性を総合的に検討し判断する区域

(ア) 土砂災害警戒区域

・一関地域の用途地域内には、土砂災害警戒区域は42箇所あります。

表 (一関地域)用途地域内 土砂災害 箇所数

土砂災害	箇所数
土砂災害警戒区域	42

出典：国土交通省「国土数値情報」

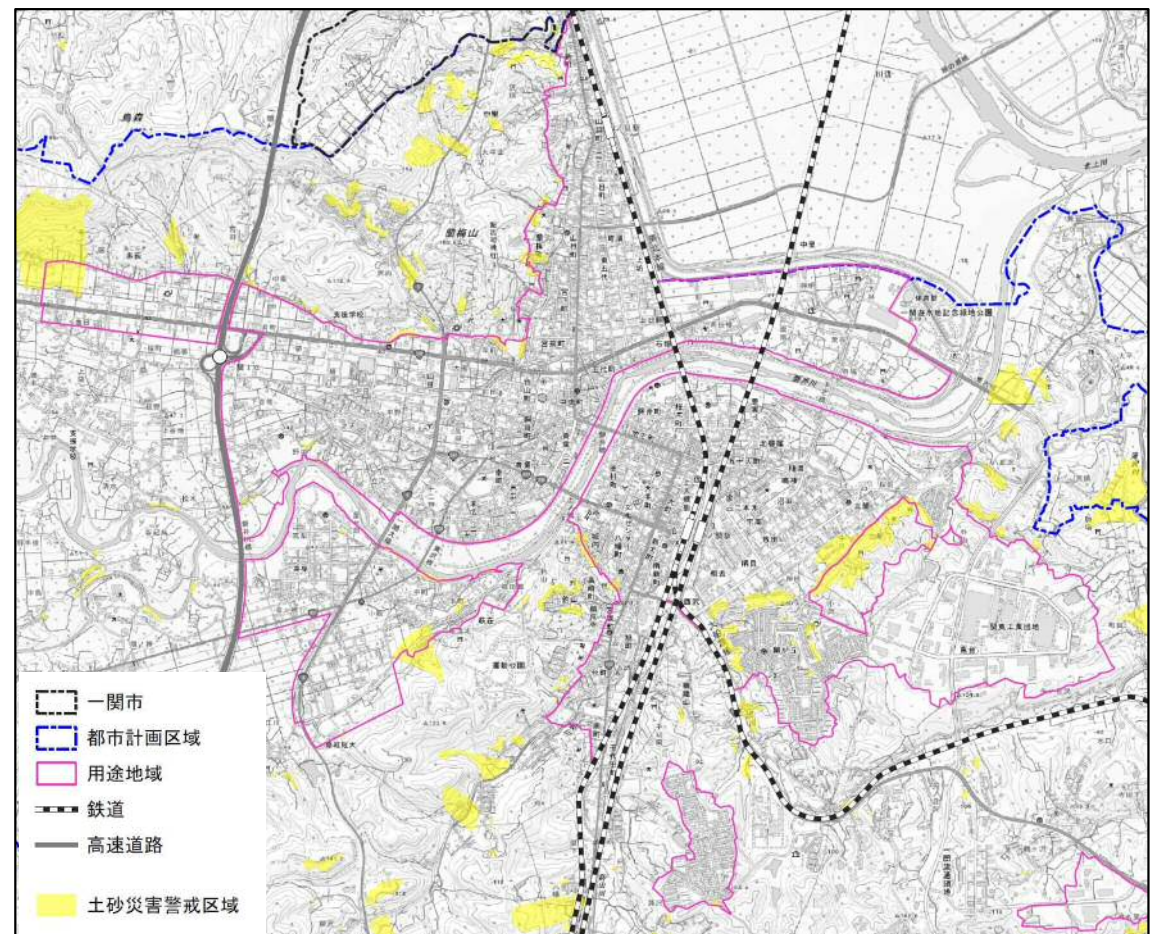


図 土砂災害警戒区域

4-1. 居住誘導区域の設定方針

(2) 居住誘導区域に含めない区域の抽出

② 災害リスクの程度や対策の可能性を総合的に検討し判断する区域

(ア) 土砂災害警戒区域 建物が被災するリスク

・一関地域の用途地域内には、土砂災害警戒区域に建物は435棟あり、多くを住宅が占めています。

表 (一関地域)用途地域内
土砂災害エリアの建物数

建物用途	土砂災害警戒区域 (棟)
商業・業務	12
住居	368
公益施設	17
その他	38
合計	435
用途地域に占める 割合	2.4%

出典：国土交通省「国土数値情報」、岩手県「令和6年度都市計画基礎調査 建物利用現況」

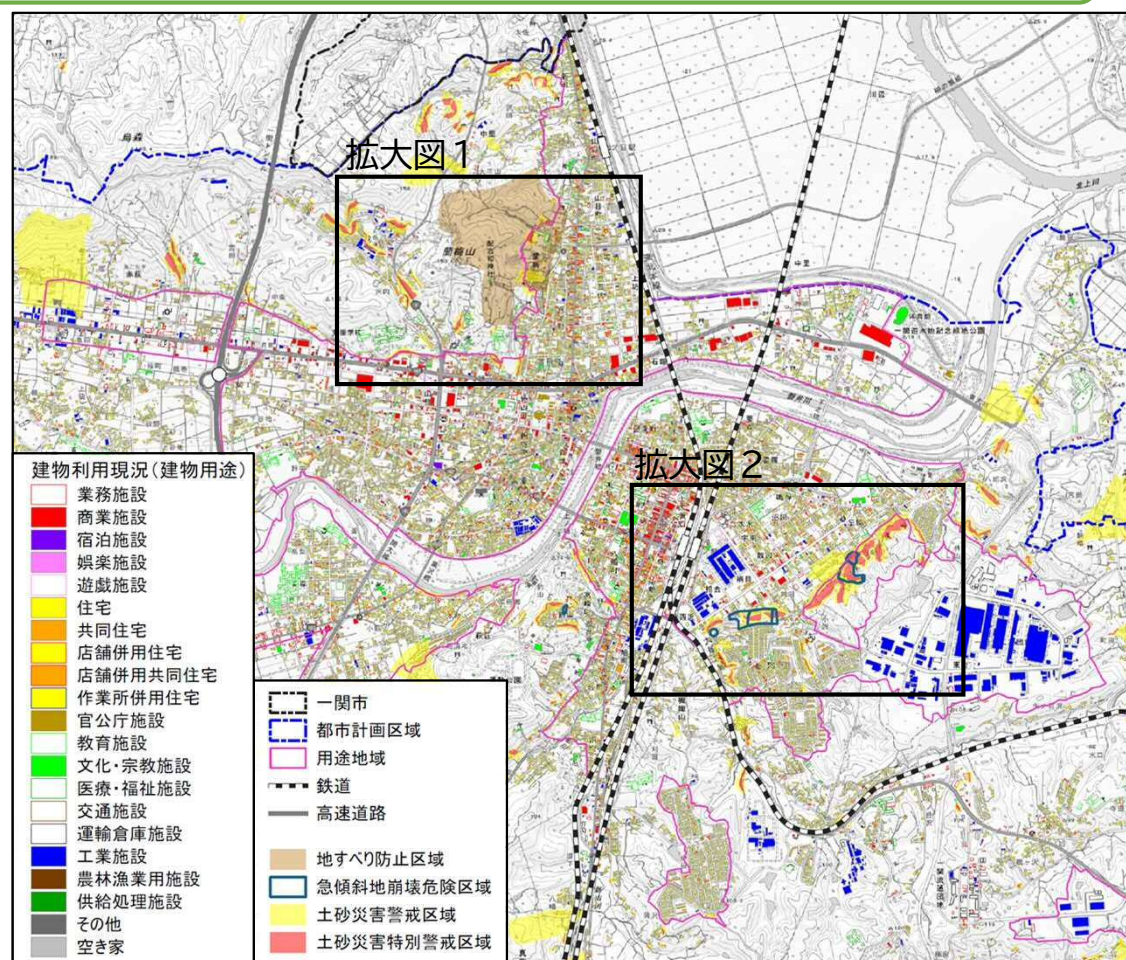


図 土砂災害+建物立地状況

4-1. 居住誘導区域の設定方針

(2) 居住誘導区域に含めない区域の抽出

② 災害リスクの程度や対策の可能性を総合的に検討し判断する区域

(ア) 土砂災害警戒区域 建物が被災するリスク

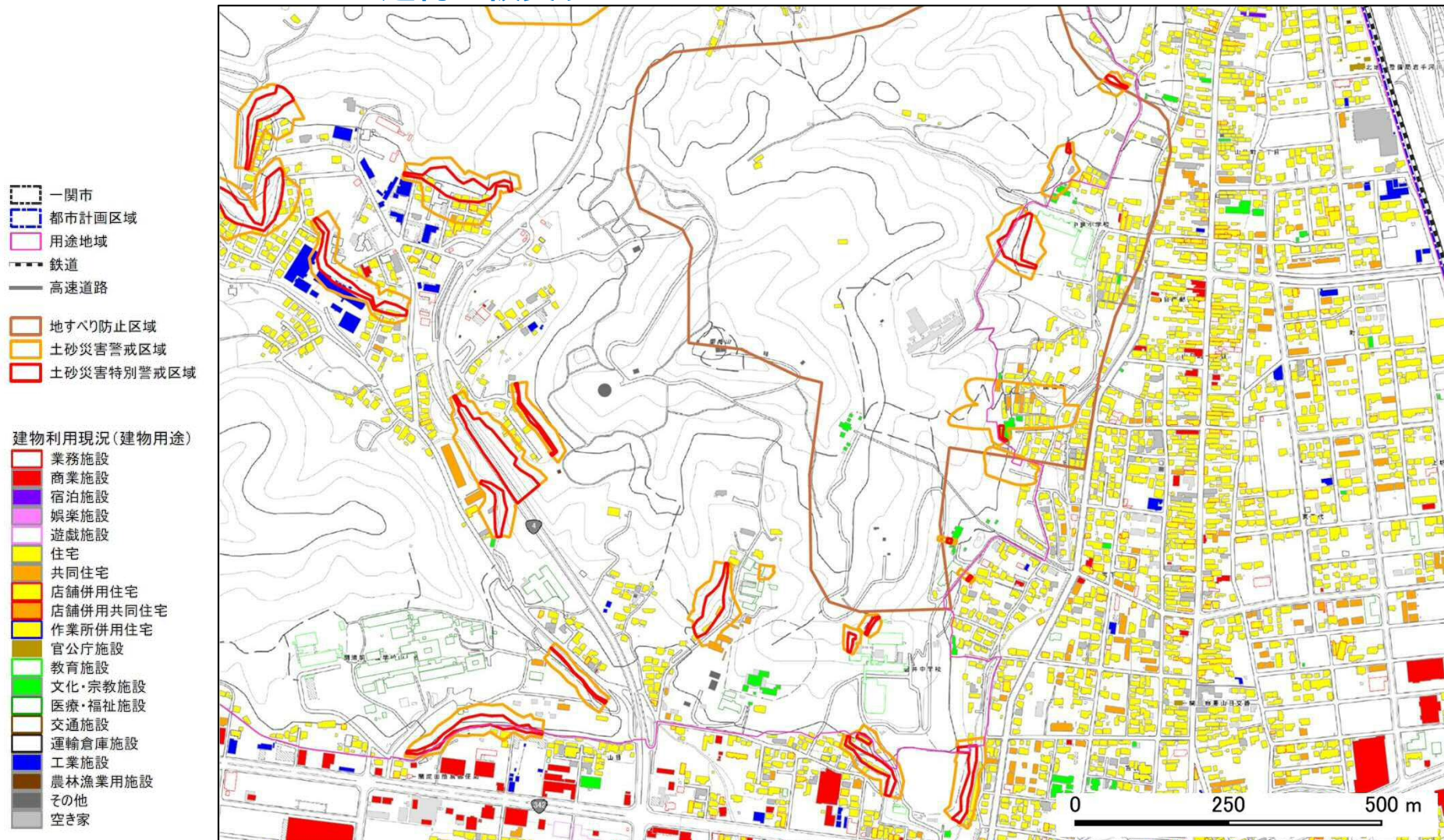


図 拡大図1 土砂災害+建物立地状況

出典:国土交通省「国土数値情報」、岩手県「令和6年度都市計画基礎調査 建物利用現況」 93

4-1. 居住誘導区域の設定方針

(2) 居住誘導区域に含めない区域の抽出

② 災害リスクの程度や対策の可能性を総合的に検討し判断する区域

(ア) 土砂災害警戒区域 建物が被災するリスク

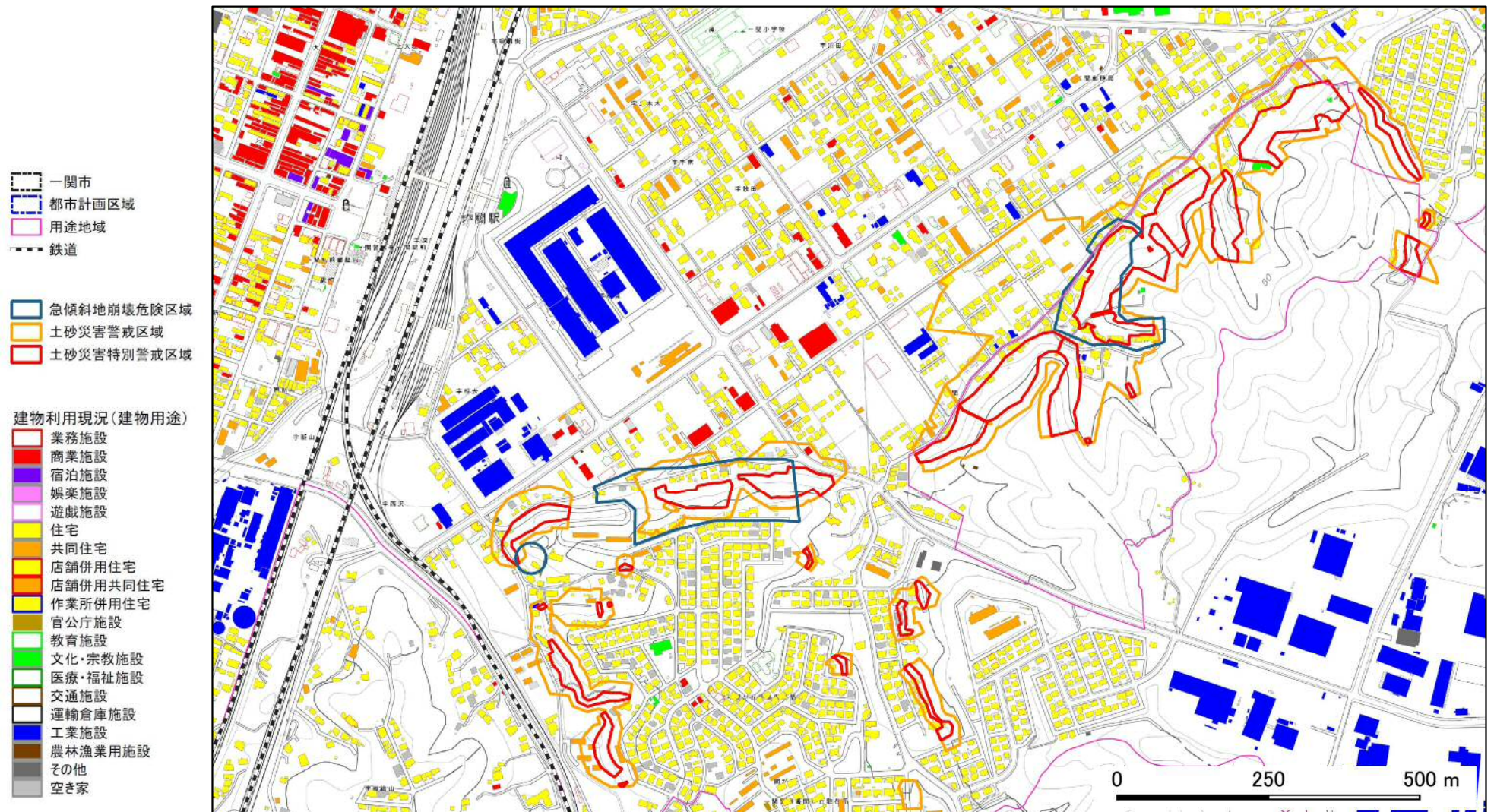


図 拡大図2 土砂災害+建物立地状況

出典:国土交通省「国土数値情報」、
岩手県「令和6年度都市計画基礎調査 建物利用現況」

4-1. 居住誘導区域の設定方針

(2) 居住誘導区域に含めない区域の抽出

② 災害リスクの程度や対策の可能性を総合的に検討し判断する区域

(イ) 浸水想定区域

・浸水想定区域が計画規模(L1)、想定最大規模(L2)、いずれも用途地域面積の約4割を占めています。

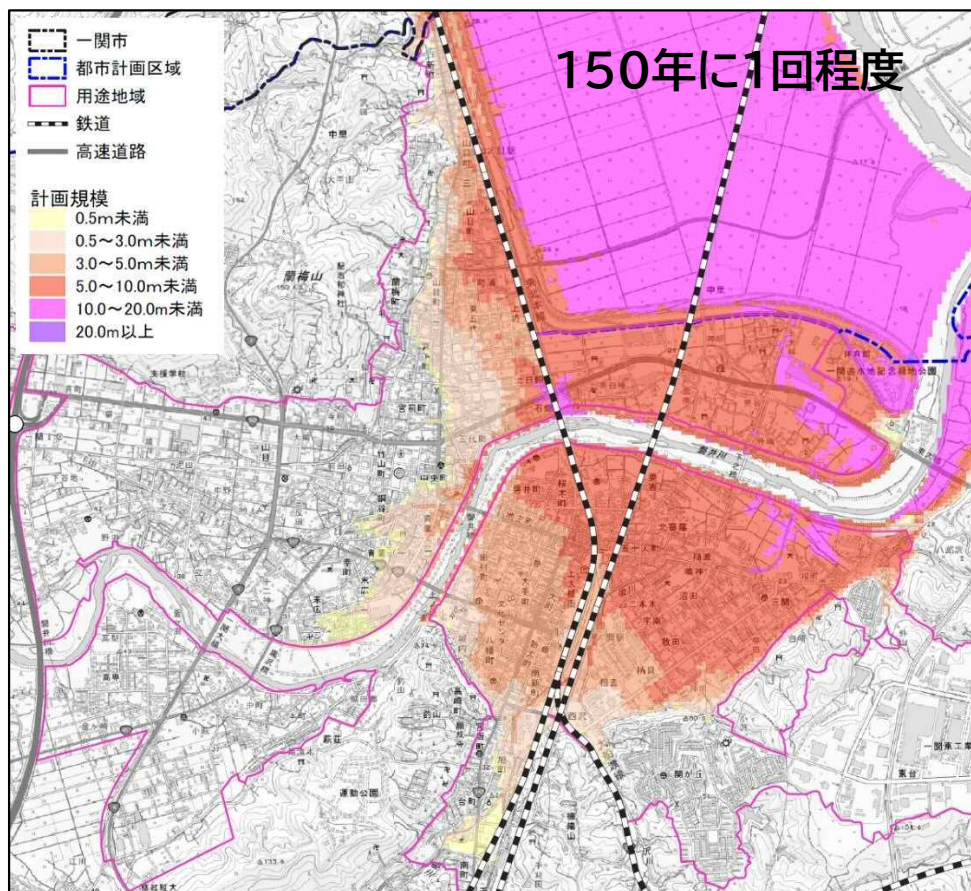


図 洪水浸水想定区域(計画規模)(用途地域)

堤防などの河川整備を行う際に氾濫を防ぐ目標とする降雨。
150年に1回程度を想定。

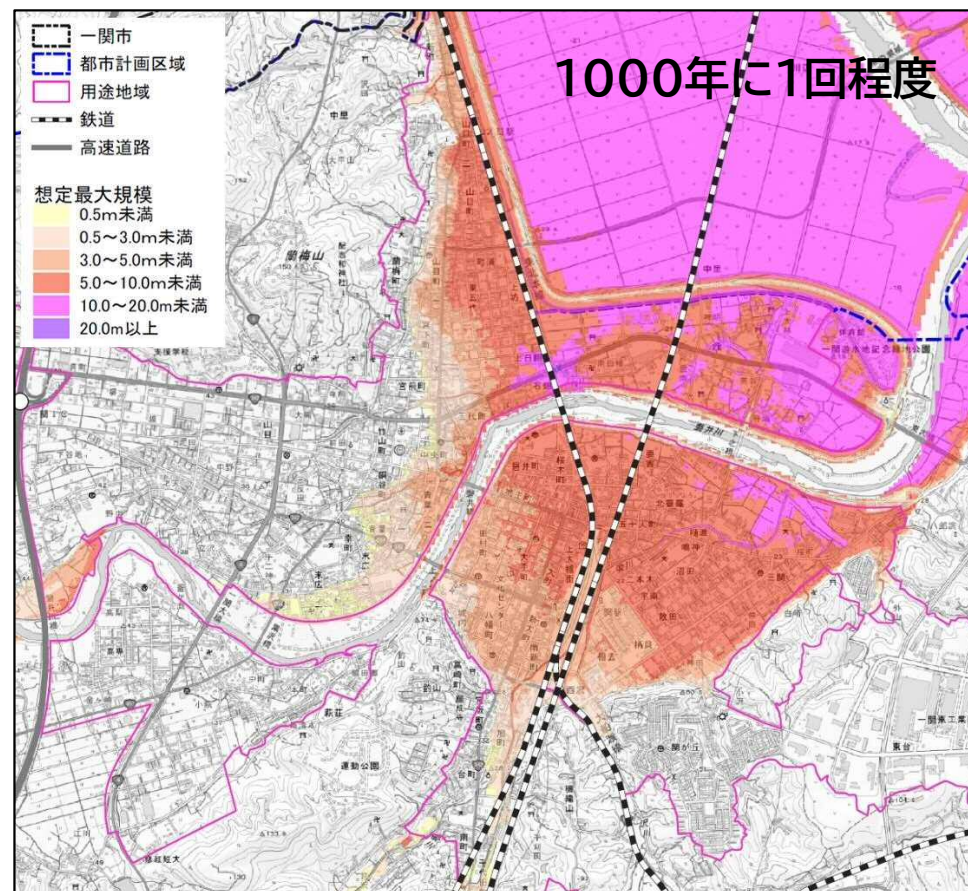


図 洪水浸水想定区域(想定最大規模)(用途地域)

発生確率は小さいが、発生しうる最大級の降雨。
1000年に1回程度を想定。

出典:国土交通省「国土数値情報」

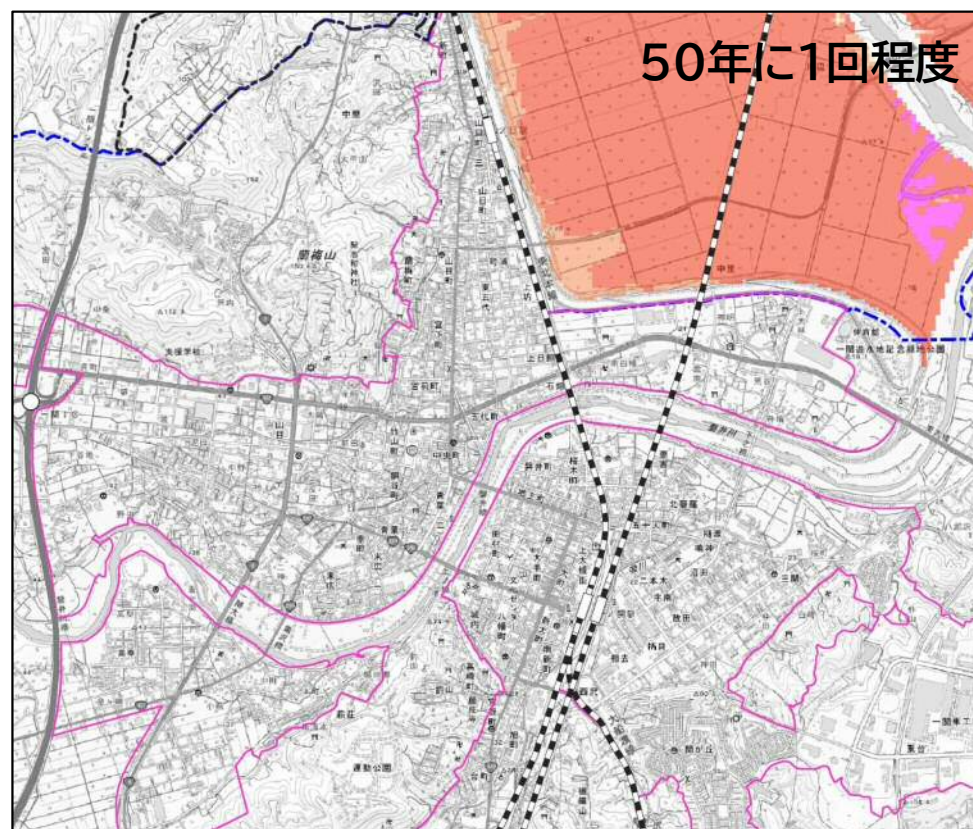
4-1. 居住誘導区域の設定方針

(2) 居住誘導区域に含めない区域の抽出

② 災害リスクの程度や対策の可能性を総合的に検討し判断する区域

(イ) 浸水想定区域【中小規模の洪水での浸水想定】

一関遊水地は周囲堤と小堤からなる二線堤方式を採用しており、**中小洪水では小堤が遊水地内への氾濫を防止、大洪水時には周囲堤が市街地への氾濫を防止する効果**があります。



参考 洪水浸水想定区域(50年に1度程度)(用途地域)

出典:国土交通省「国土数値情報」



参考 一関遊水地の整備効果

出典:国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所

4-1. 居住誘導区域の設定方針

(2) 居住誘導区域に含めない区域の抽出

② 災害リスクの程度や対策の可能性を総合的に検討し判断する区域

(イ) 浸水想定区域【家屋倒壊等氾濫想定区域】

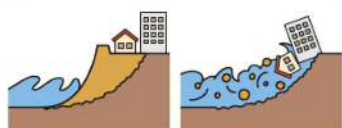
- ・家屋倒壊等氾濫想定区域は、洪水時に河岸浸食や氾濫流により**家屋の倒壊・流失等のおそれがある区域**です。
- ・一関地域の用途地域面積の28.5%が含まれています。

表 (一関地域) 用途地域内
家屋倒壊等氾濫想定区域の面積

	面積(ha)	割合(%)
家屋倒壊等氾濫想定区域	378.7	28.5
河岸浸食	35.7	2.7
氾濫流	343.0	25.8
用途地域面積(m ²)	1,330	100.0



流速が速いため、
木造家屋は倒壊する
おそれがあります



地面が削られ家屋は
建物ごと崩落する
おそれがあります

図 家屋倒壊等氾濫想定区域

出典:内閣府「避難情報等について」

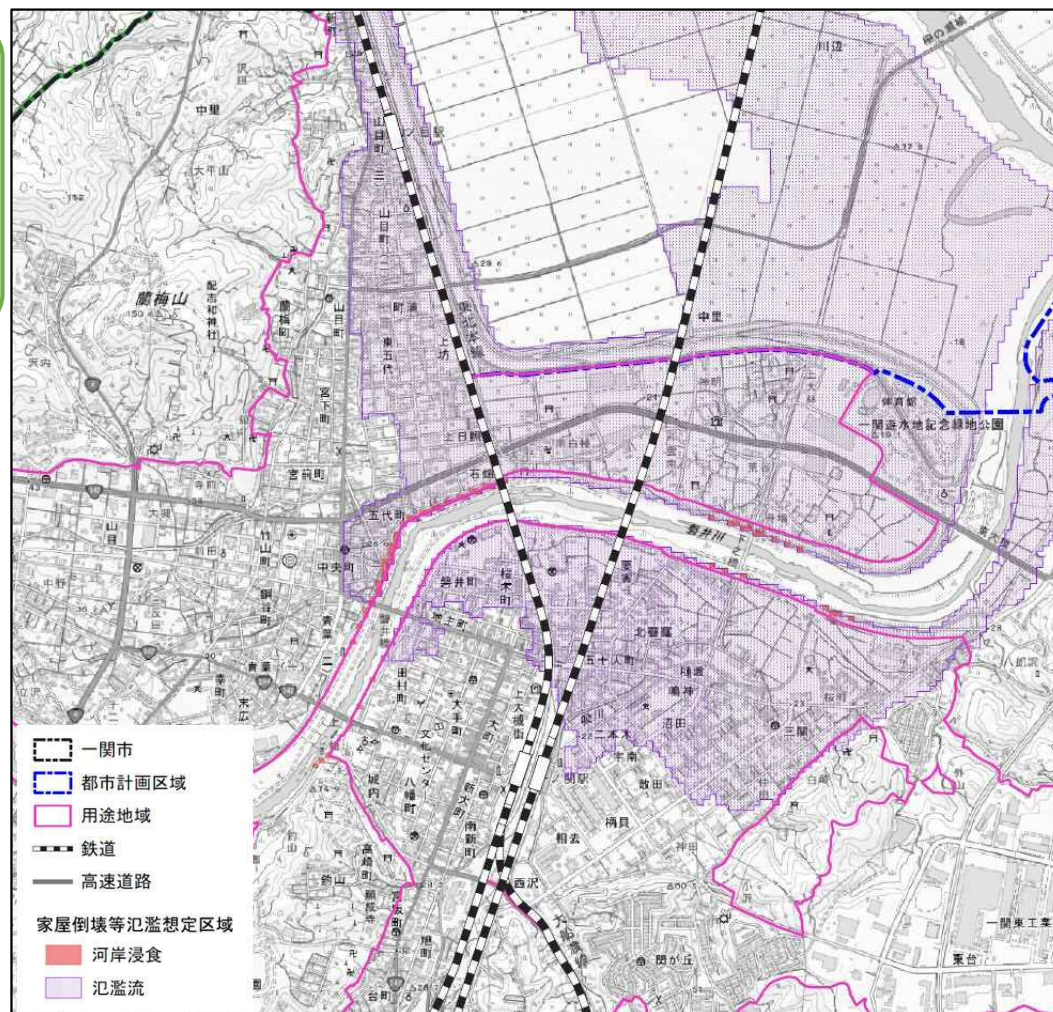


図 家屋倒壊等氾濫想定区域(想定最大規模)

出典:国土交通省「国土数値情報」

4-1. 居住誘導区域の設定方針

(2) 居住誘導区域に含めない区域の抽出

② 災害リスクの程度や対策の可能性を総合的に検討し判断する区域

(イ) 浸水想定区域 A. 居住者が浸水により被災するリスク

- ・一関地域の用途地域内は、浸水想定区域(想定最大規模)に用途地域内の人口の49.3%が居住しています。
- ・特に、垂直避難が困難となる可能性の高い浸水深3.0m以上に41.3%が居住しています。
- ・家屋倒壊等氾濫想定区域には28.9%が居住しています。

表 (一関地域)用途地域内 浸水想定区域の人口

	R2年人口(人)	割合(%)
浸水想定区域(想定最大規模)合計	16,494	49.3
浸水深別	0.5m未満	254
	0.5～3.0m未満	2,400
	3.0～5.0m未満	2,717
	5.0～10.0m未満	9,240
	10.0～20.0m未満	1,839
	20.0m以上	44
家屋倒壊等氾濫想定区域	9,673	28.9
用途地域人口	33,489	100.0

※令和2年国勢調査の人口を100mメッシュ人口にて集計

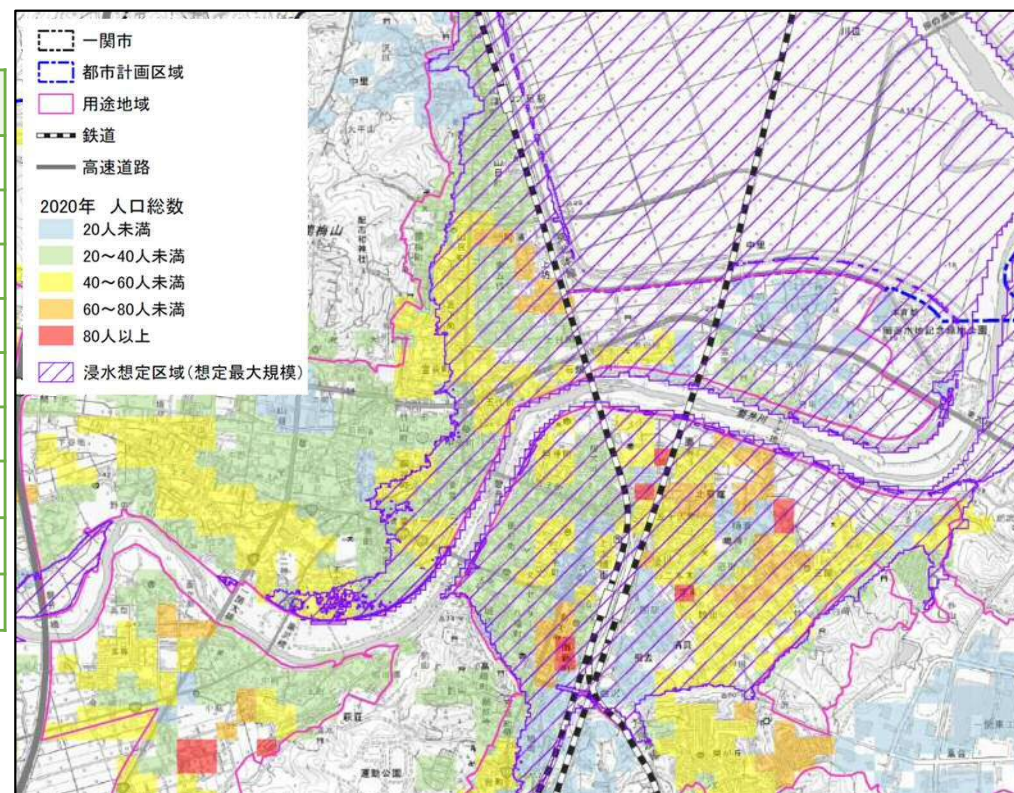


図 浸水想定区域(想定最大規模)×人口分布

4-1. 居住誘導区域の設定方針

(2) 居住誘導区域に含めない区域の抽出

② 災害リスクの程度や対策の可能性を総合的に検討し判断する区域

(イ) 浸水想定区域 B. 建物が浸水するリスク

- ・一関地域の用途地域内は、浸水想定区域（想定最大規模）に用途地域内に建物の48.2%が立地しています。
- ・1階が水没する3.0m以上の浸水深の区域には、建物の37.7%が立地しています。
- ・家屋倒壊等氾濫想定区域に用途地域内の建物の24.4%が立地しています。

表（一関地域）用途地域内 浸水想定区域内の建物階数別棟数

		棟数					割合 (用途地域内全建物数に占める割合)				
		1階	2階	3階以上	不明	合計	1階	2階	3階以上	不明	合計
浸水想定区域(想定最大規模)		451	1,835	98	6,381	8,765	2.5%	10.1%	0.5%	35.1%	48.2%
浸水深	0.5m未満	14	67	0	275	356	0.1%	0.4%	0.0%	1.5%	2.0%
	0.5～3.0m未満	99	299	9	1,148	1,555	0.5%	1.6%	0.0%	6.3%	8.6%
	3.0～5.0m未満	103	392	45	1,728	2,268	0.6%	2.2%	0.2%	9.5%	12.5%
	5.0～10.0m未満	212	1,021	44	3,073	4,350	1.2%	5.6%	0.2%	16.9%	23.9%
	10.0～20.0m未満	23	56	0	157	236	0.1%	0.3%	0.0%	0.9%	1.3%
用途地域		1,035	3,946	132	13,069	18,182	5.7%	21.7%	0.7%	71.9%	100.0%

出典：岩手県「令和6年度都市計画基礎調査 建物利用現況」を浸水深別に集計

表（一関地域）用途地域内 家屋倒壊等氾濫想定区域内の建物構造別棟数

建物構造	河岸浸食		氾濫流		用途地域
	棟数	割合(%)	棟数	割合(%)	
木造・土蔵造	1	0.0	1,027	5.6	4,256
木造以外、土蔵造以外	0	0.0	157	0.9	758
木造以外(構造不明)	0	0.0	35	0.2	121
構造不明	11	0.1	3,196	17.6	13,047
合計	12	0.1	4,415	24.3	18,182

出典：岩手県「令和6年度都市計画基礎調査 建物利用現況」を区域別に集計

4-1. 居住誘導区域の設定方針

(2) 居住誘導区域に含めない区域の抽出

② 災害リスクの程度や対策の可能性を総合的に検討し判断する区域

(イ) 浸水想定区域 B. 建物が浸水するリスク

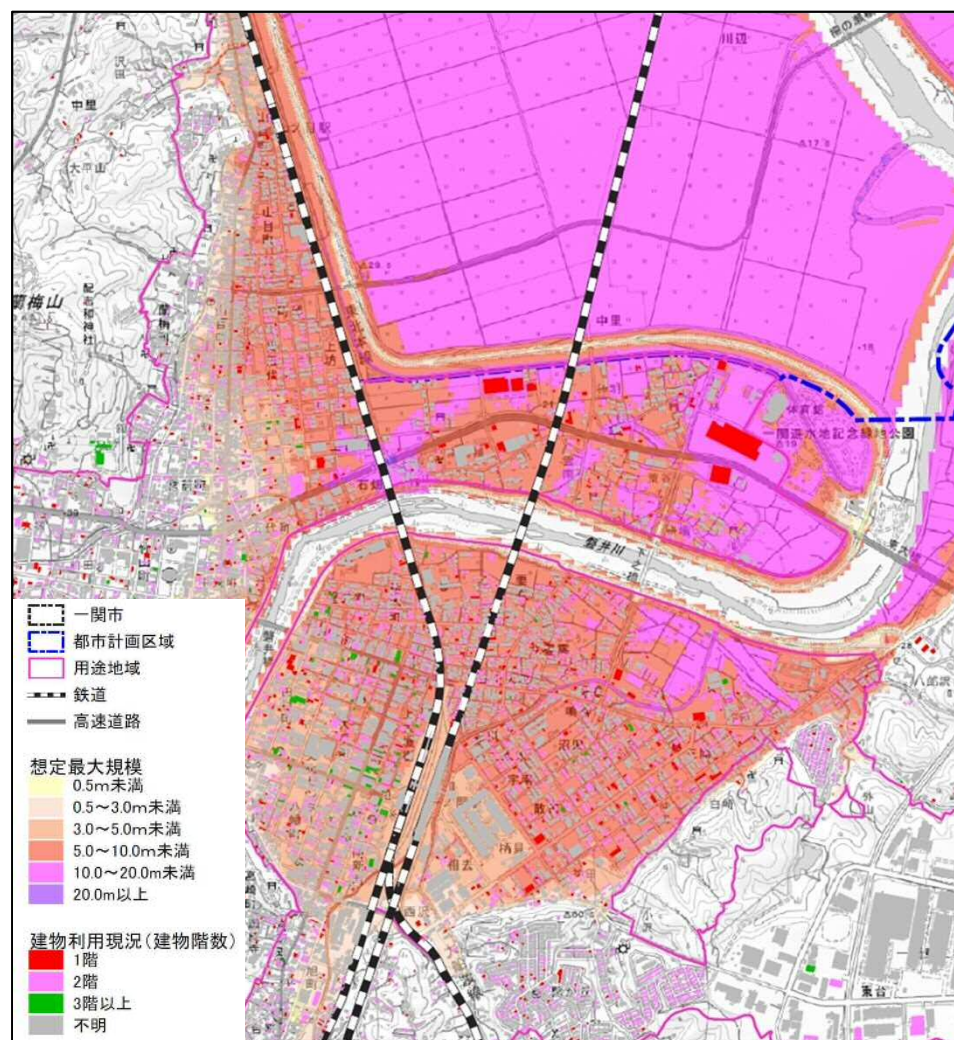


図 浸水想定区域(想定最大規模)×建物階数別分布

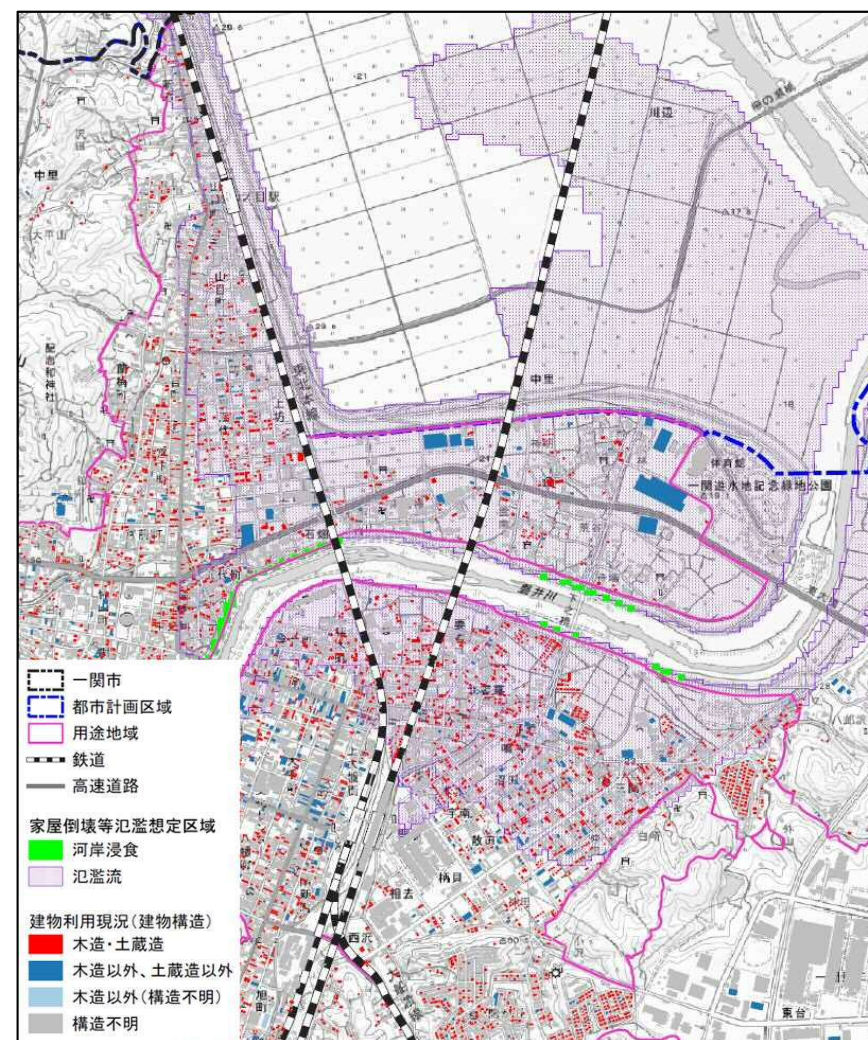


図 家屋倒壊等氾濫想定区域×建物構造別分布

出典:岩手県「令和6年度都市計画基礎調査 建物利用現況」100

4-1. 居住誘導区域の設定方針

(2) 居住誘導区域に含めない区域の抽出

② 災害リスクの程度や対策の可能性を総合的に検討し判断する区域

(イ) 浸水想定区域 C. 避難所が浸水により利用できなくなるリスク

・浸水想定区域(想定最大規模)には
水害時に利用可能な避難所が少ない
状況です。

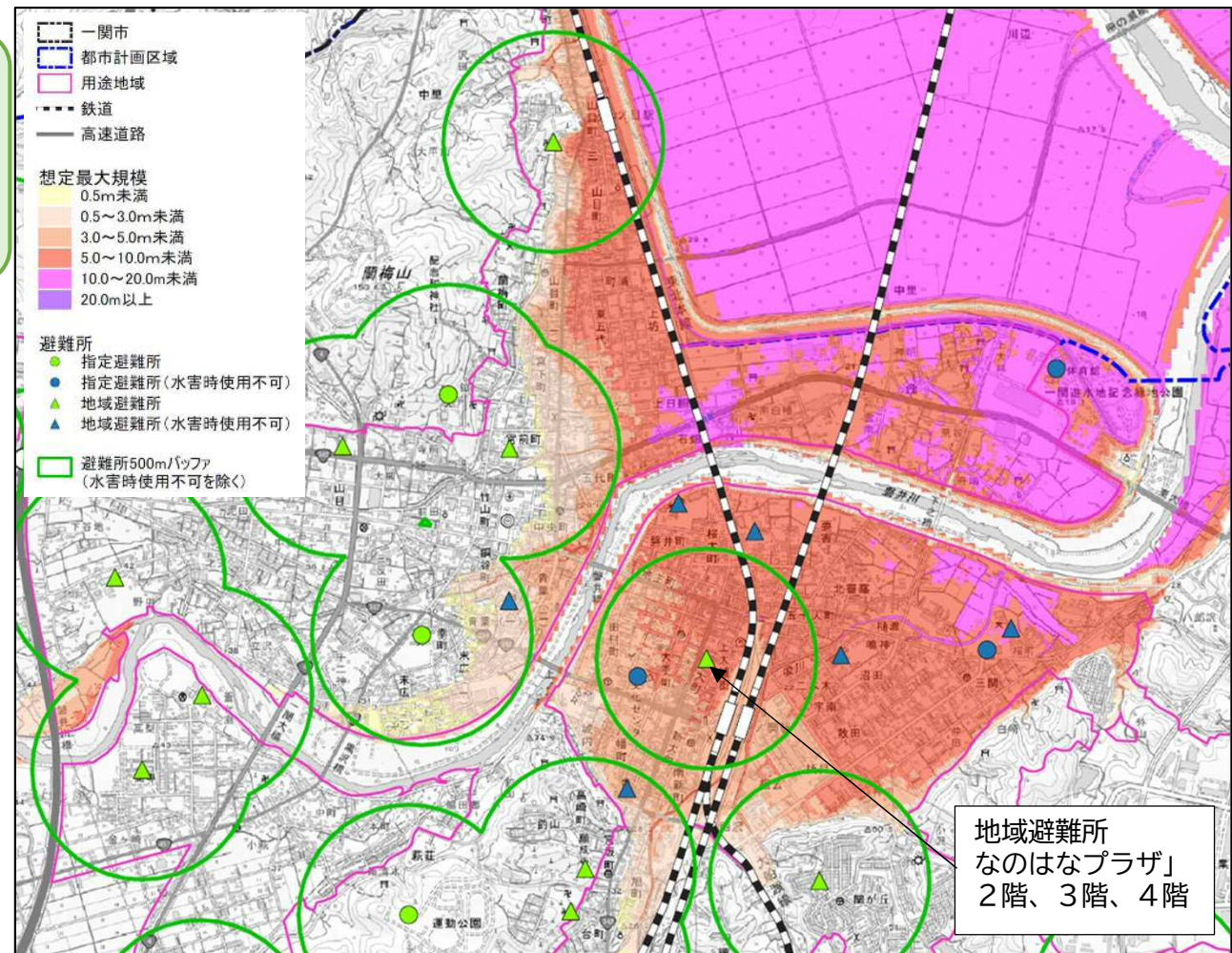


図 浸水想定区域(想定最大規模) × 避難所

4-1. 居住誘導区域の設定方針

(2) 居住誘導区域に含めない区域の抽出

② 災害リスクの程度や対策の可能性を総合的に検討し判断する区域

(ウ) 災害リスク評価に基づく判断

(ア) 土砂災害警戒区域 ⇒ 居住誘導区域に含めない

- ・土砂災害防止法第7条第1項に基づき、土砂災害が発生した場合、住民の生命・身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域です。
- ・土砂災害警戒区域は、建築行為等が制限される土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）と一体的に指定されている場合が多く、発災時にその影響を受ける恐れがあります。
- ・土砂災害の発生要因には大雨のほか地震・火山の噴火等があり、地震等は事前の予測が困難で避難等による減災対策が難しいことから、居住誘導区域に含めないこととします。

(イ) 浸水想定区域 ⇒ 十分な防災対策を実施のうえ居住誘導区域に含める

- ・浸水想定区域は、150年に1回程度（計画規模）、1000年に1回程度（想定最大規模）の降雨により、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域です。
- ・一関市においては、人口や都市機能が集積し、これまでのまちづくりの中心となってきたエリアが浸水想定区域となっています。
- ・近年は、降雨状況を踏まえて事前の避難の仕組みが整備されており、災害リスクを軽減することが可能となっています。
- ・このため、避難場所の整備や水害リスクの周知等の防災対策の強化により、十分な防災対策を実施のうえ居住誘導区域に含めることとします。

【防災対策の強化イメージ】 ・避難場所の整備、早期避難、タイムラインの周知

・災害リスクコミュニケーションの強化

・宅地開発、建築に際してのリスクの周知（開発許可、建築確認申請）

・転入者への災害リスクの周知

・重要事項説明での水害リスクについての説明の義務付け（令和2年施行）

4-1. 居住誘導区域の設定方針

(2) 居住誘導区域に含めない区域の抽出

③ 慎重に判断することが望ましい区域

- ・用途地域の「工業専用地域」は、建築基準法により、工業の利便性向上を目的に指定された区域であり、住宅、店舗、学校、病院、ホテルなどの立地が制限されているため、居住誘導区域には含めないこととします。

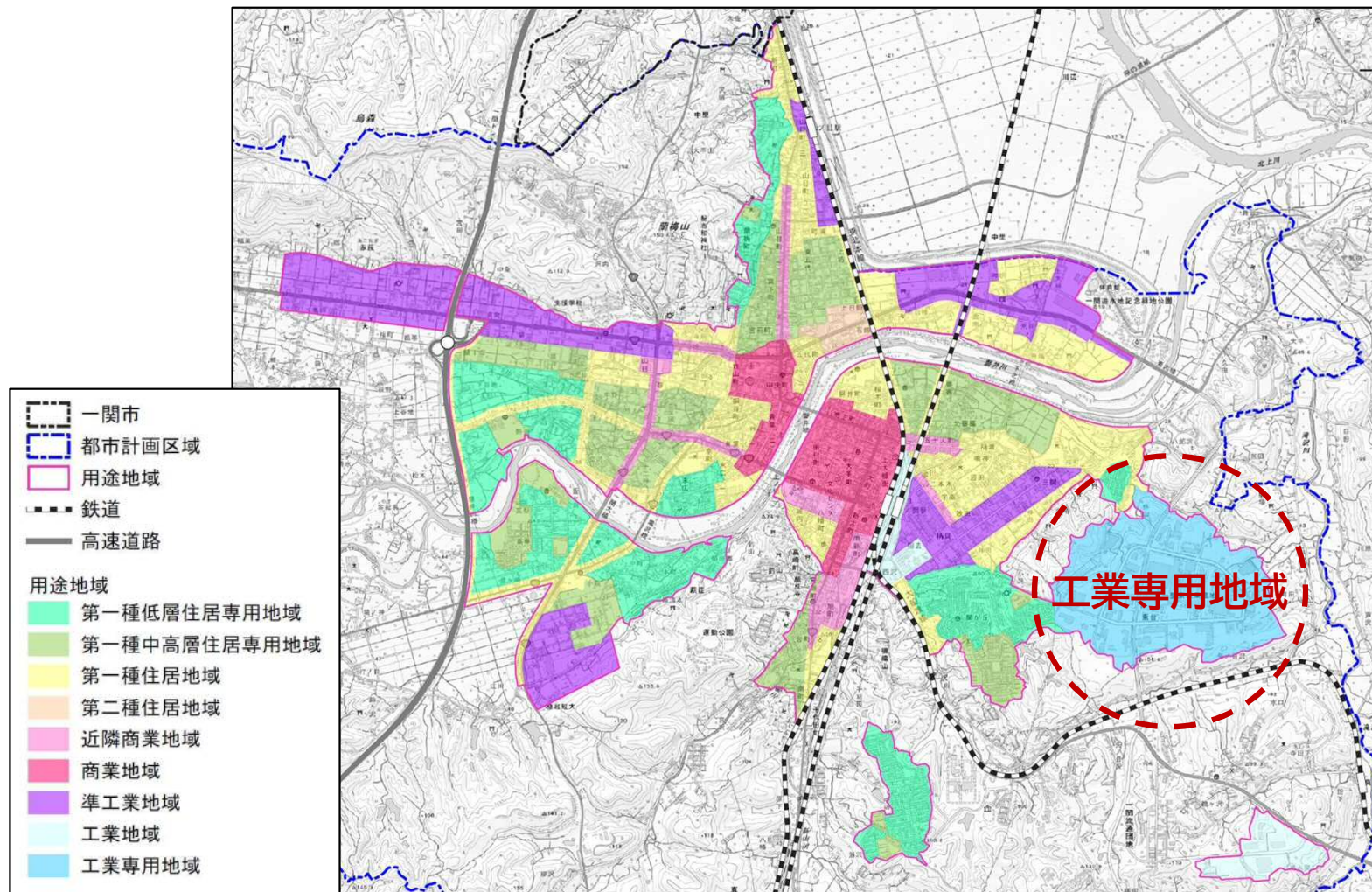


図 用途地域区分

4-1. 居住誘導区域の設定方針

(2) 居住誘導区域に含めない区域の抽出

- ・一関地域の用途地域においては、法令により居住誘導区域に含めてはならない区域である地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域を居住誘導区域に含めない区域とします。
- ・また、土砂災害警戒区域についても、住民の生命・身体に危険が及ぶおそれがあることから、居住誘導区域には含めないこととします。

表 居住誘導区域を定めない区域等

居住誘導区域を定めない区域等	一関地域の用途地域において該当する区域
○居住誘導区域に含めてはならない区域 (法第81条・施行令第30条)	地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、 土砂災害特別警戒区域
○原則として、災害リスク、警戒避難体制の整備状況、災害を防止し、又は軽減するための施設の整備状況や整備見込み等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域 (都市計画運用指針)	土砂災害警戒区域
○慎重に判断を行うことが望ましい区域 (都市計画運用指針)	用途地域のうち工業専用地域

4-1. 居住誘導区域の設定方針

(2) 居住誘導区域に含めない区域の抽出

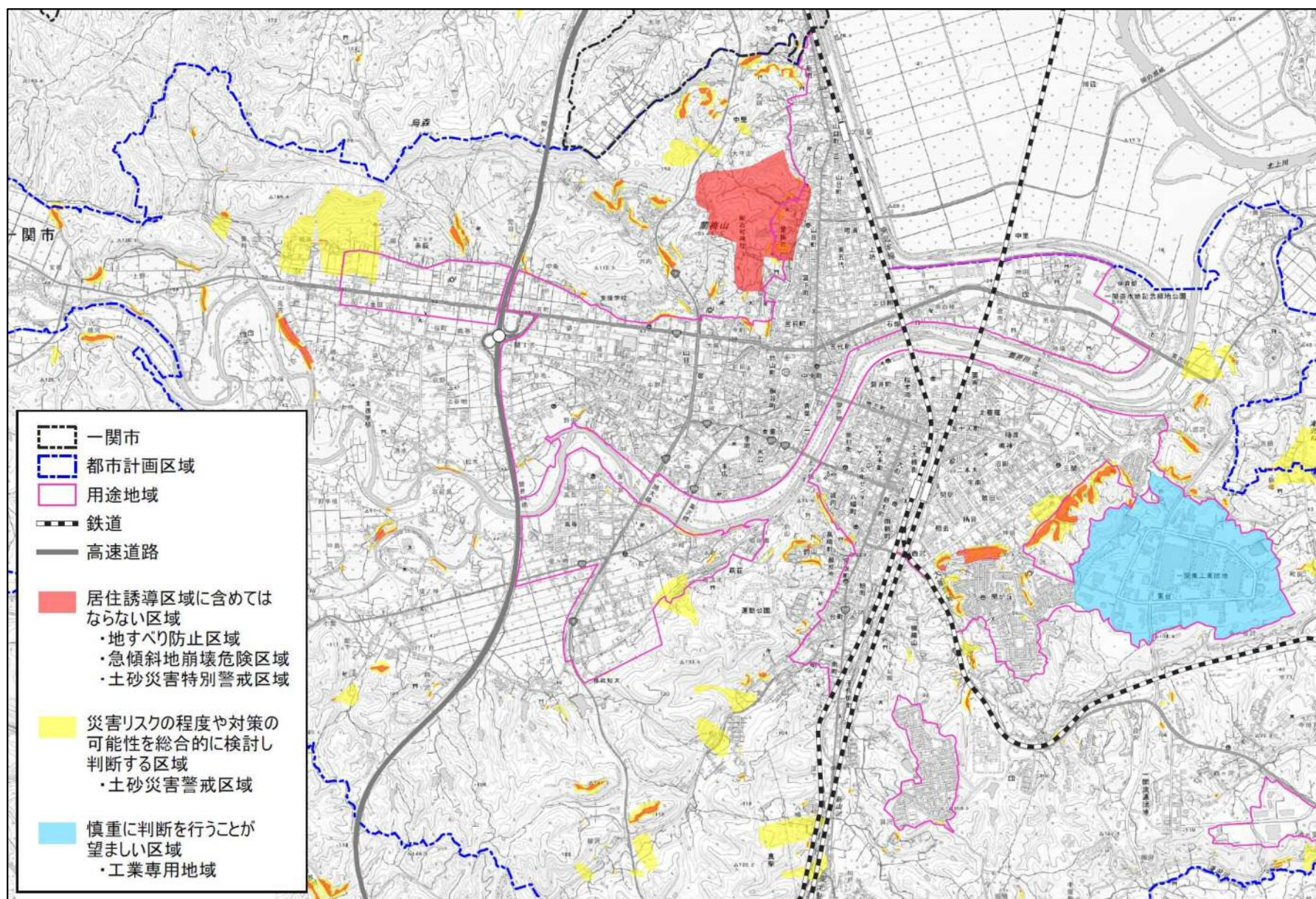


図 居住誘導区域に含めない区域等

4-1. 居住誘導区域の設定方針

(3) 居住誘導区域の候補となる範囲

・居住を誘導すべき区域より、災害リスクなどにより居住誘導区域に含めない区域を除いた区域を「居住誘導区域の候補となる区域」とします。

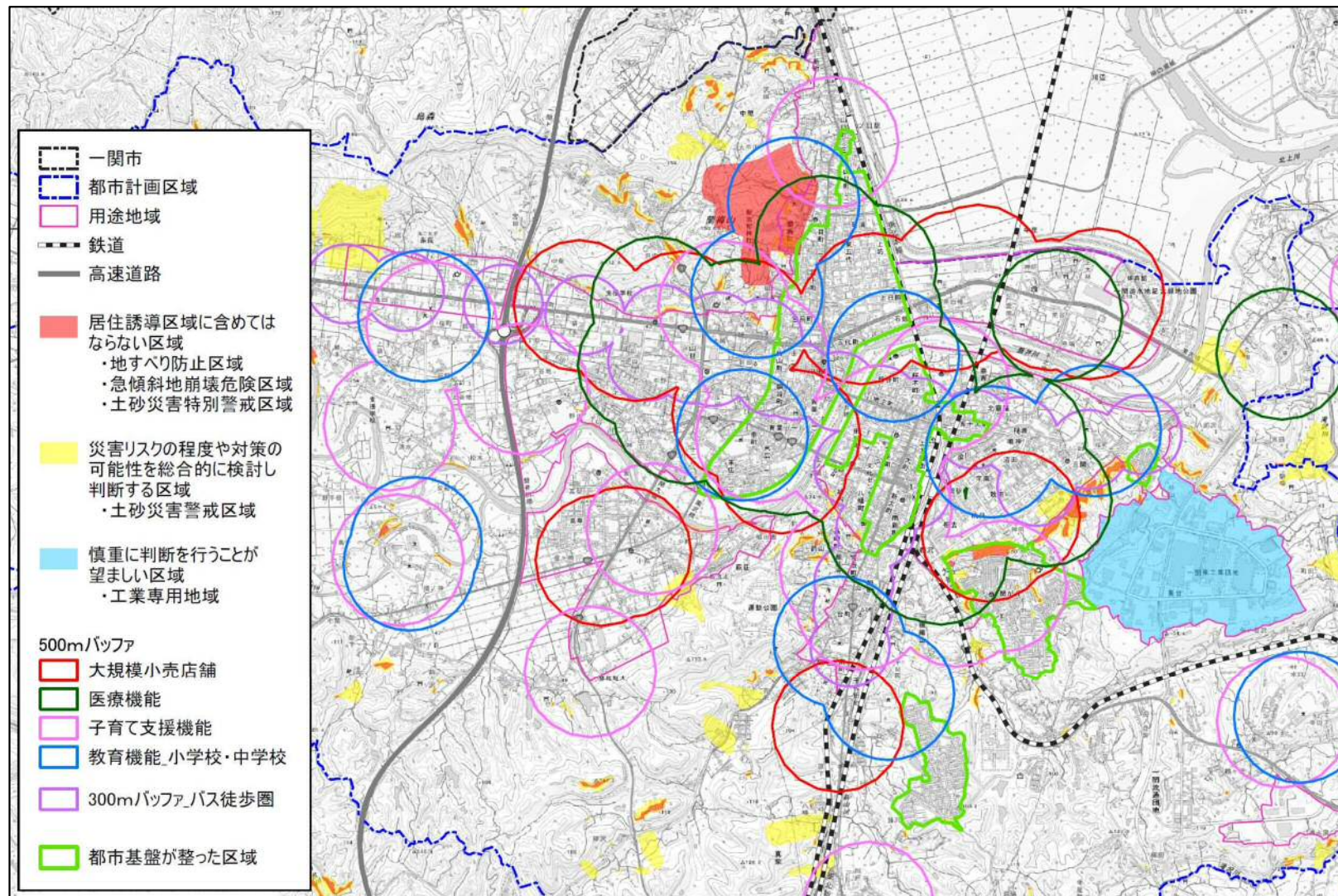


図 居住誘導区域の候補区域

4-2. 都市機能誘導区域の設定方針

【 都市機能誘導区域とは？ 】

・都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業・教育文化等の都市機能を集約・維持し、居住誘導区域の生活利便性を支える「核」となる区域として設定します。

【 都市機能誘導区域の設定の考え方 】

都市機能誘導区域は、将来都市構造における役割や立地特性の違いを踏まえ、次の2つの考え方にに基づき設定します。

① 一ノ関駅東口エリアへの都市機能誘導

一ノ関駅東口エリアを都市機能誘導区域として設定し、広域交通結節点としての特性を活かしながら、新たな都市機能の導入により、東西一体のまちなか形成を図ります。

② 中心市街地(大町、地主町等)周辺への都市機能誘導

中心市街地周辺を都市機能誘導区域として設定し、既存の都市機能や都市基盤を活かしながら、市民の生活・活動を支える都市機能の集積・維持を図ります。

4-2. 都市機能誘導区域の設定方針

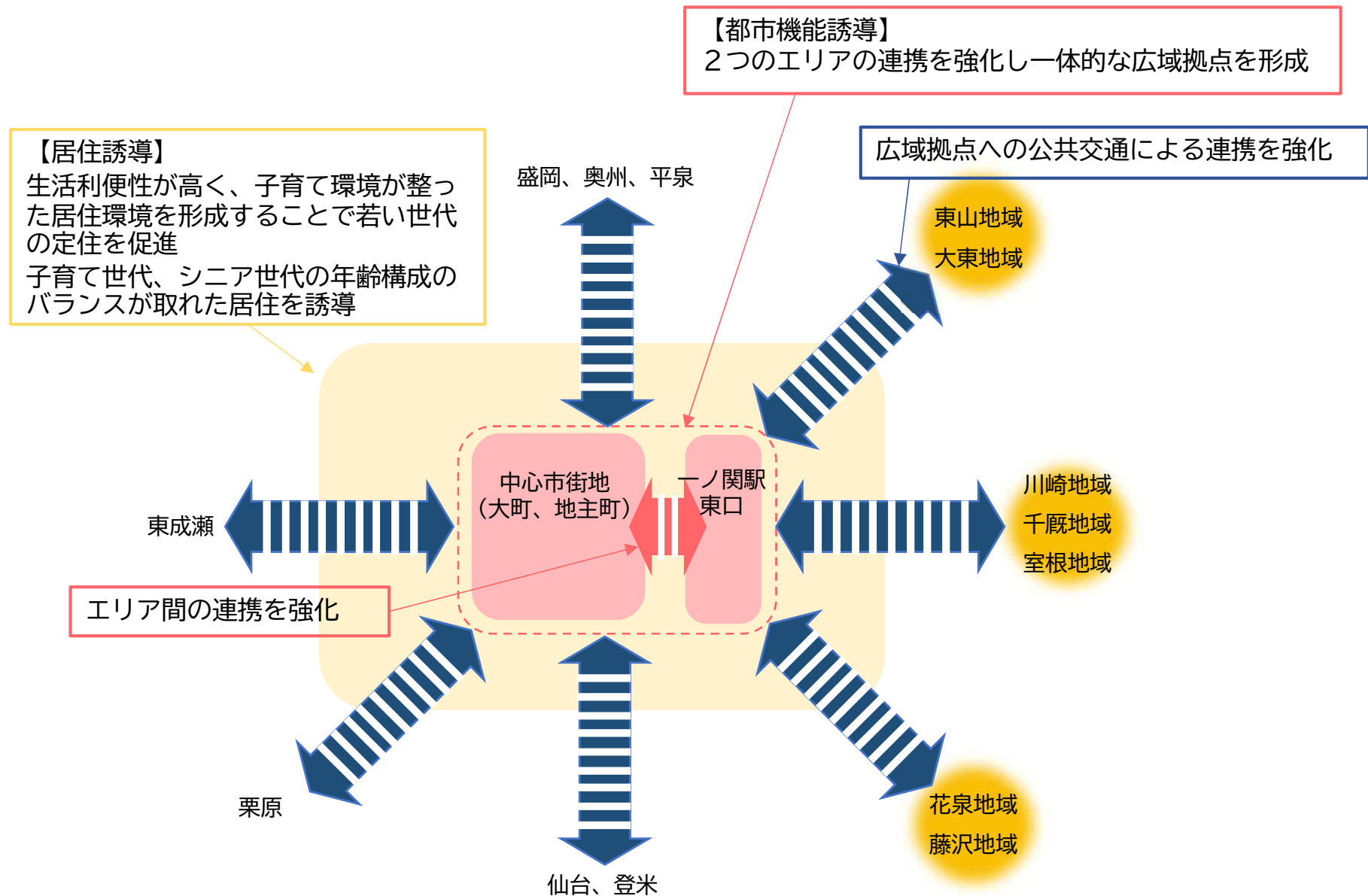


図 誘導方針図(都市の骨格構造)